



2025 年 9 月 22 日

各 位

会社名 : 株式会社じもとホールディングス
(コード番号 : 7161 東証スタンダード市場)
代表者名 : 取締役社長 坂爪 敏雄
問合せ先 : 総合企画部長 菅原 正宏
(TEL . 0 2 2 - 7 2 2 - 0 0 1 1)

2025 年 3 月期における経営強化計画の履行状況について

当社及び当社連結子会社である株式会社きらやか銀行と株式会社仙台銀行は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき、2025 年 3 月期の経営強化計画の履行状況を取りまとめましたのでお知らせいたします。

当社グループでは、経営強化計画を履行し、東日本大震災からの復興及び中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者支援に積極的に貢献してまいります。

以 上

【別紙】経営強化計画の履行状況（2025 年 3 月期）の概要

1. 東日本大震災からの復興及び中小規模事業者等に対する支援に関する方策

（１）じもとグループとしての復興支援

グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングを実施しております。

（２）両行の具体的な支援取組み内容

①きらやか銀行

事業再生支援を専門的に行う企業支援部から業績不振の主要取引先に職員を派遣するなど再生支援を継続するとともに、外部専門家を招き、当専門家の指導のもと企業支援の実効性向上に取り組んでおります。

②仙台銀行

クラウド型の経営支援プラットフォーム「Sendai Big Advance」のサービスを通じて、経営に役立つ様々なツールを提供することで、取引先の更なる事業拡大や効率化をサポートしております。

（３）支援取組み実績

①被災者向け新規融資実績（2025 年 3 月末現在）

	事業性融資		消費性融資	合計
	事業性融資	消費性融資		
きらやか銀行	1,456 件／426 億円	150 件／ 19 億円	1,606 件／445 億円	
仙 台 銀 行	10,563 先／4,044 億円	4,596 先／248 億円	15,159 先／4,292 億円	

②債権買取機構等の活用状況（2025 年 3 月末現在）

	産業復興機構の活用	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	個人版私的整理ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用
きらやか銀行	—	決定 7 先	成立 4 先
仙 台 銀 行	決定 28 先	決定 68 先	成立 44 先

※「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、2021 年 3 月末をもって新たな支援申込の受付を終了したことから、計数は 2021 年 3 月末時点となっております。

※「個人版私的整理ガイドライン」の適用は 2021 年 3 月末をもって終了したことから、2021 年 4 月以降は「自然災害ガイドライン」により支援を行っております。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者支援に関する方策（きらやか銀行）

（1）具体的な支援取組み内容

中小企業活性化協議会を活用した経営改善支援や、DDS（デット・デット・スワップ）を活用した財務支援を実施しているほか、ウィズコロナ・ポストコロナの環境に対応するため、「事業再構築補助金」に係る事業計画策定支援を実施しております。

（2）支援取組み実績

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者向け新規融資実績(2025年3月末現在)

	事業性融資	消費性融資	合計
きらやか銀行	4,174 先/1,052 億円	0 先/0 億円	4,174 先/1,052 億円

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者向け条件変更実績(2025年3月末現在)

	事業性融資	消費性融資	合計
きらやか銀行	694 先/232 億円	42 先/6 億円	736 先/238 億円

以 上

経営強化計画の履行状況報告書

2 0 2 5 年 6 月

株式会社 じもとホールディングス

株式会社 きらやか銀行

株式会社 仙 台 銀 行

目 次

I. 株式会社じもとホールディングス

1. 金融組織再編成で設立した会社の概要	・・・	2
2. 2025 年 3 月期決算の概要	・・・	3
2－1 経営環境	・・・	3
2－2 決算の概要	・・・	4
3. 持株会社の剰余金の処分の方針	・・・	6
3－1 配当方針	・・・	6
3－2 内部留保の状況	・・・	6
4. 株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となった会社における責任ある経営体制の確立に関する事項	・・・	7
4－1 完全親会社としての経営管理体制	・・・	7
4－2 S B I ホールディングスとの資本業務提携による経営管理体制強化	・・・	13
4－3 経営管理組織の機能	・・・	15
4－4 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化	・・・	22
4－5 リスク管理（不良債権の適切な管理を含む）の体制の強化のための方策	・・・	23
4－6 法令遵守の体制の強化のための方策	・・・	25
4－7 経営に対する評価の客観性の確保のための方策	・・・	26
4－8 情報開示の充実のための方策	・・・	27

II. 株式会社きらやか銀行

1. 2025 年 3 月期決算の概要	・・・	29
1－1 経営環境	・・・	29
1－2 資産負債の状況	・・・	29
1－3 損益の状況	・・・	30
1－4 自己資本比率の状況	・・・	31
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	・・・	32
2－1 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策	・・・	32

2-2	中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	・・・	35
2-3	被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	・・・	43
2-4	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策	・・・	51
2-5	その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・	54
3.	剰余金の処分の方針	・・・	61
3-1	剰余金の処分に関するグループ方針	・・・	61
3-2	配当に向けた態勢整備	・・・	61
4.	財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	・・・	63
4-1	経営管理に係る体制	・・・	63
4-2	業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	・・・	64
4-3	与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクを含む各種リスクの管理状況及び今後の方針	・・・	65

Ⅲ. 株式会社仙台銀行

1.	2025年3月期決算の概要	・・・	71
1-1	経営環境	・・・	71
1-2	資産・負債の状況（単体ベース）	・・・	72
1-3	損益の状況（単体ベース）	・・・	73
1-4	自己資本比率の状況（単体ベース）	・・・	74
2.	中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	・・・	75
2-1	中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策	・・・	75
2-2	中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	・・・	78
2-3	被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	・・・	83
2-4	その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・	87
3.	剰余金の処分の方針	・・・	92
4.	財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	・・・	94

4－1	経営管理に係る体制	・・・	94
4－2	業務執行に対する監査又は監督の体制	・・・	94
4－3	与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場 リスクを含む各種リスクの管理の状況	・・・	95

I . 株式会社じもとホールディングス

1. 金融組織再編成で設立した会社の概要

株式会社じもとホールディングス（以下、当社）は、株式会社きらやか銀行（以下、きらやか銀行）と株式会社仙台銀行（以下、仙台銀行）が、共同株式移転方式にて2012年10月に設立した銀行持株会社であります。

当社グループは、当社及び連結子会社8社で構成し、銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。

当社グループは、国の資本参加を受けている金融機関として、主要営業基盤である宮城県及び山形県の地元中小企業を支えるため、公的資金を活用しながら積極的かつ円滑な資金供給機能を発揮することを経営の基本方針としております。

この基本方針のもと、経営理念である「宮城と山形をつなぎ、中小企業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献する」のもと、「中小企業支援の深化」、「業務変革（DX）」、「経営管理」について、資本業務提携先であるSBIグループとの連携を積極的に活用して取り組んでまいりました。

2023年9月には、コロナ特例の金融機能強化法に基づき180億円の公的資金を受入れ、さらに2023年12月にSBIグループより追加出資をいただくことで、当社の子銀行であるきらやか銀行の財務基盤を強化し、地元企業の再生支援に取り組んでまいりました。

その後、きらやか銀行は、2024年3月期において、コロナ禍後の物価上昇等で業績がさらに悪化する取引先が顕在化してきたことから、取引先の実態を改めて把握のうえ、これまでの経営支援方針を変更し、多額の与信関係費用を計上しました。加えて、有価証券ポートフォリオの再構築により収益力の改善を図るため、有価証券関係損失を計上したことなどから、同行は244億円の赤字決算、当社連結決算は234億円の過去最大の赤字決算となりました。

当社及びきらやか銀行は、2009年に資本参加を受けた公的資金200億円（当社C種優先株式、震災特例）について、2024年9月に返済を予定しておりましたが、上記のとおり、同行が多額の赤字決算となったことから、同行の自己資本比率の状況に鑑み、2024年9月に予定していた当該公的資金の返済は困難と判断いたしました。

このため、当社及びきらやか銀行は、国との間で返済期日の見直しを含めた協議を行い、上記公的資金の返済期日を2037年9月に変更をすることを含めて経営強化計画を策定し、金融庁より承認をいただきました。

2025年3月期の当社グループの業績につきましては、きらやか銀行が黒字決算に回復したことから、親会社株主に帰属する当期純利益を15億円とする黒字決算となりました。

当社グループは、引き続き、国から資本参加を受けた公的資金を活用しながら、主要営業基盤である山形県及び宮城県において、地元の中小企業を支える責務を果たすべく、積極的かつ円滑な資金供給機能に邁進し、金融仲介機能を十全に発揮してまいります。

《株式会社じもとホールディングスの概要（2025 年 3 月末現在）》

名 称	株式会社じもとホールディングス
本 社 所 在 地	仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号 仙台銀行本店 9 階
設 立 方 法	きらやか銀行と仙台銀行の共同株式移転方式による完全親会社設立
設 立 日	2012 年 10 月 1 日
資 本 金	287 億 33 百万円
業 務 内 容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 ほか
上 場 取 引 所	東京証券取引所

《子会社等に関する事項》

会社名	所在地	事業内容	区分
株式会社きらやか銀行	山形市	銀行業	連結子会社
株式会社仙台銀行	仙台市	銀行業	連結子会社

■きらやか銀行子会社等

きらやかカード株式会社	山形市	クレジットカード・信用保証業務	連結子会社
きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社	山形市	コンサルティング・ベンチャーキャピタル業務	連結子会社
山形ビジネスサービス株式会社	山形市	事務受託業務	連結子会社
きらやかりース株式会社	山形市	リース業務	連結子会社
株式会社 J i m o T e c	山形市	コンピュータシステム開発業務等	連結子会社

■仙台銀行子会社等

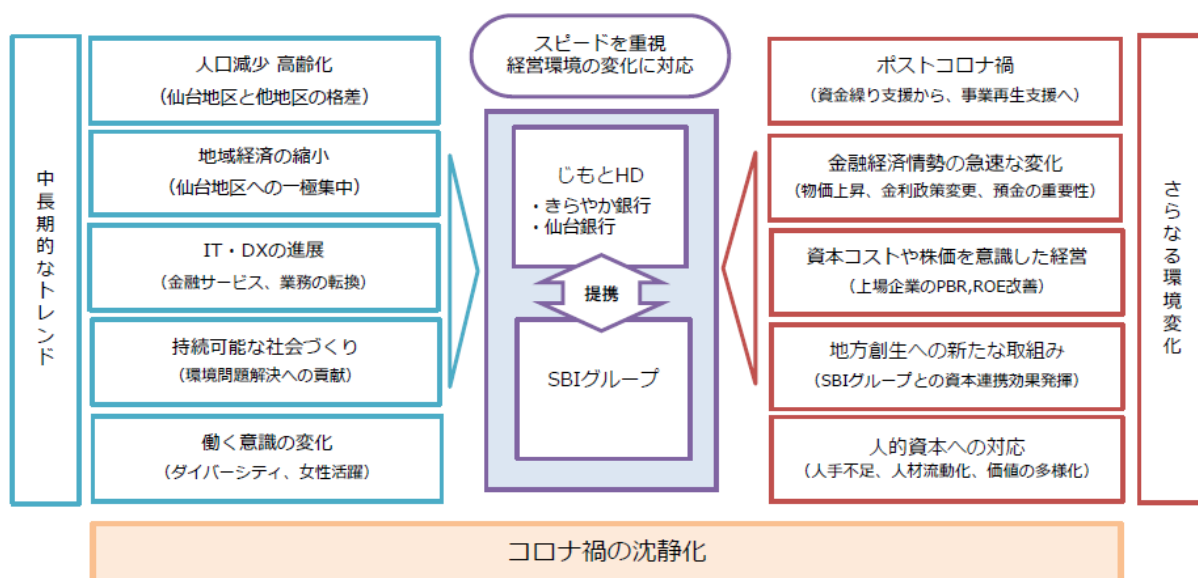
株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング	仙台市	コンサルティング・ベンチャーキャピタル業務	連結子会社
-----------------------	-----	-----------------------	-------

2. 2025 年 3 月期決算の概要

2-1 経営環境

2025 年 3 月期におけるわが国経済は、一部に足踏みが残るものの、雇用・所得環境が改善しており、高水準の賃上げやデフレ脱却の好循環も見られました。一方、物価上昇による個人消費への影響が続き、アメリカの政策動向の影響が懸念されました。また、金融面では、日本銀行が政策金利の引き上げを 2 回にわたって実施したことから、金利のある世界が復活し、地域金融機関の経営環境が大きく変化しました。

当社グループの営業エリアである宮城県、山形県経済においては、生産活動の一部に弱めの動きも見られましたが、インバウンド需要や設備投資の増加もあり、緩やかに回復しました。また、宮城県大衡村への半導体工場建設は白紙となりましたが、宮城県と SBI グループは、引き続き、半導体関連事業の誘致と関連産業の振興に取り組んでおります。



2-2 決算の概要

2-2-1 損益の状況（連結ベース）

当社グループの連結経常収益は、貸出金利息が増加したことなどから、前年同期比 3 億 31 百万円増加の 382 億 74 百万円となりました。

連結経常費用は、前期にきらやか銀行が計上した多額の与信関係費用や国債等債券償還損などの要因がなくなったことから、前年同期比 241 億 28 百万円減少の 361 億 43 百万円となりました。

その結果、連結経常利益は、前年同期比 244 億 59 百万円増加の 21 億 30 百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比 250 億 25 百万円増加の 15 億 63 百万円となりました。

《損益の状況（連結ベース）》

（単位：百万円）

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2024 年 3 月期比
経 常 収 益	37,942	38,274	331
うち貸出金利息	22,403	23,623	1,219
うち有価証券利息配当金	741	752	10
うち役務取引等収益	6,864	6,623	△240
経 常 費 用	60,271	36,143	△24,128
経 常 利 益	△22,329	2,130	24,459
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	△23,462	1,563	25,025

2-2-2 資産・負債の状況（連結ベース）

当社グループの総資産は、前年同期比 2,041 億 78 百万円減少の 2 兆 4,766 億 47 百万円となりました。総負債は、前年同期比 2,032 億 21 百万円減少の 2 兆 3,939 億 77 百万円となりました。純資産は、前年同期比 9 億 56 百万円減少の 826 億 70 百万円となりました。

主な勘定残高について、貸出金残高は、消費者ローンが増加したことなどから、前年同期比 69 億 73 百万円増加の 1 兆 9,231 億 47 百万円となりました。

預金残高（譲渡性預金含む）は、個人預金が減少したことなどから、前年同期比 1,679 億 90 百万円減少の 2 兆 2,832 億 42 百万円となりました。

有価証券残高は、前事業年度の有価証券売却資金を再投資したことなどから、前年同期比 155 億 43 百万円増加の 3,626 億 19 百万円となりました。

《資産・負債の状況（連結ベース）》

（単位：百万円）

	2024 年 3 月末	2025 年 3 月末	2024 年 3 月末比
資 産	2,680,825	2,476,647	△204,178
うち貸出金	1,916,174	1,923,147	6,973
うち有価証券	347,075	362,619	15,543
負 債	2,597,198	2,393,977	△203,221
うち預金・譲渡性預金	2,451,232	2,283,242	△167,990
純資産	83,626	82,670	△956

2-2-3 自己資本比率

当社の連結自己資本比率は、両子銀行において当期純利益の計上により自己資本額（分子）が増加したことや、バーゼルⅢ最終化に伴うリスク計測手法の見直しによるリスクアセット（分母）が減少したことなどから、前期末比 0.42%上昇の 8.04%となりました。

当社グループ子会社の自己資本比率は、きらやか銀行が 8.49%、仙台銀行が 7.81%となりました。

《自己資本比率の状況》

	2023 年 3 月期実績	2024 年 3 月期実績	2025 年 3 月期実績	前期末比
じもとホールディングス （連結）	7.67%	7.62%	8.04%	0.42%
きらやか銀行（単体）	7.66%	7.73%	8.49%	0.76%
仙台銀行（単体）	7.91%	7.70%	7.81%	0.11%

3. 持株会社の剰余金の処分の方針

3-1 配当方針

当社は、地域金融グループとしての公共性と健全性維持の観点から、内部留保の充実をはかるとともに、安定した剰余金の配当を維持することを基本方針としております。

こうした方針に基づき、2025年3月期の普通株式に係る期末配当につきましては、1株あたりの年間配当金を5円00銭としました。

また、当社が発行している種類株式（B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、いずれも非上場で公的資金に係る優先株式）の配当につきましては、定款及び発行要綱の定めに従いまして、所定の配当金を全額配当することとしました。

2026年3月期の普通株式の配当につきましては、上記の基本方針に則り、1株あたりの年間配当金を5円00銭とする予定です。

また、当社が発行している種類株式（B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、いずれも非上場で公的資金に係る優先株式）の配当につきましては、定款及び発行要綱の定めに従いまして、所定の配当金を全額配当する予定です。

今後、当社及び子銀行は、経営強化計画を確実に実行することで、当社グループの信頼回復と業績改善につなげ、公的資金返済に向けた剰余金の積上げに取り組んでまいります。

3-2 内部留保の状況

（1）じもとホールディングス

2025年3月末の当社単体のその他利益剰余金は、2024年3月末比16百万円増加し13億円を計上しております。

今後、当社、きらやか銀行、仙台銀行は、金融機能強化法に基づく経営強化計画（震災特例計画の更新、コロナ特例計画の一部変更）において、公的資金返済に向けたその他利益剰余金の積上げを図ってまいります。

（2）きらやか銀行

じもとホールディングスの子銀行として、経営強化計画に基づく施策を着実に実行し、収益基盤の強化を図っていくことで、利益剰余金を積み上げ、配当に向けた態勢を整備してまいります。

2024年3月期には、9月にコロナ特例による金融機能強化法に基づく公的資金180億円を導入し、また、12月にはSBI地銀ホールディングスからの第三者割当増資19億円を受入いたしました。

一方、利益剰余金は、下表のとおり、2024年3月期において当期純利益△244億円を計上し、△222億円となりましたことから、2024年9月が返済期日となっていた震災特例公的資金200億円については返済期限を2037年9月末といたしました。

また、2024 年 9 月には資本金及び資本準備金を取り崩し、欠損填補を実施しております。

今後につきましては、経営強化計画を着実に実行することにより、利益剰余金の積上げを図ってまいります。

2037 年 3 月期末までに 183 億円の積上げ計画により、2037 年 12 月を返済期限とする震災特例公的資金 100 億円の返済と、その後、2048 年 3 月期末までに 300 億円の積上げ計画により、2048 年 9 月を返済期限とするコロナ特例公的資金 180 億円の返済は十分に可能と考えております。

また、返済期限を 2037 年 9 月末に変更した震災特例公的資金 200 億円については、当該返済期限までに返済原資となる利益剰余金を毎期の利益で積み上げることは困難である一方、コロナ特例による公的資金を除いた株主資本により返済することは可能と考えておりますが、返済後の自己資本比率状況を鑑み、必要に応じて新たな資本調達についても検討してまいります。

(3) 仙台銀行

じもとホールディングスの子銀行として、経営強化計画を確実に実行し、中小規模事業者等貸出の増強等により収益力の強化を図っております。また、財務基盤の安定化の観点から、内部留保の蓄積に努めております。

2025 年 3 月期末の仙台銀行単体のその他利益剰余金は 188 億円（2024 年 3 月期末比+9 億円）であり、2036 年 3 月期末までに毎期収益を積上げることで、公的資金 300 億円の返済は十分に可能と考えております。

《当期純利益と利益剰余金の実績・計画》

(単位：億円)

		2024/3 期 実 績	2025/3 期 実 績	増 減	2026/3 期計画 (強化計画)
じもと HD	当期純利益	2	0	△2	1
	その他利益剰余金	12	13	0	12
きらやか 銀行	当期純利益	△244	5	249	4
	その他利益剰余金	△222	6	229	6
仙台銀行	当期純利益	11	8	△2	11
	その他利益剰余金	179	188	9	197

4. 株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となった会社における責任ある経営体制の確立に関する事項

4-1 完全親会社としての経営管理体制

(1) 子会社の議決権の保有

当社は、当該経営強化計画を実施する子銀行の完全親会社であり、両行の議決権 100%を保有しております。本計画においても、子会社の議決権保有方針に変更はございません。

（２）基本的な管理体制

当社取締役会は、銀行持株会社として、子銀行及びグループ各社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、グループ全体の経営計画・経営戦略を策定し、その進捗状況を管理するとともに、グループ経営において発生するリスク全般について管理する体制としております。

この体制のもと、当社と子銀行は、中期経営計画（計画期間：2024年度～2026年度）をグループ3社で統一・策定し、併せて3社の経営強化計画も統一・管理しております。

当社は、グループの取締役会・経営会議において、中期経営計画及び経営強化計画の進捗状況を定期的に管理し、必要な改善を子銀行に指示しております。

また、コンプライアンスやリスク管理など、高い専門性が求められる部署や機能は、当社に集約することにより、その機能をより発揮し経営効率化を図る体制としております。

（３）内部規程の整備

当社取締役会は、子銀行やグループ各社の経営がグループ全体に与える影響の大きさを認識し、グループの内部管理規程の整備・運用に取り組んでいます。

具体的には、「グループ経営管理規程」及び「職務権限規程」等を定め、子銀行及びグループ各社が当社に付議・報告する事項を明確にしております。

また、「コンプライアンス基本方針」及び「統合的リスク管理方針」等を定め、子銀行等にその方針に基づくコンプライアンス管理及びリスク管理を行わせる体制としております。

これらの内部規程の整備・運用により、当社は、グループ全体の経営を適切に管理・監視する体制を構築しております。

（４）きらやか銀行の経営再建

きらやか銀行は、2024年3月期において、多額の与信関係費用と有価証券関係損失を計上し、過去最大244億円の赤字決算となりました。また、当初2024年9月に予定していた公的資金200億円（当社C種優先株式、震災特例）の返済については、国との協議、臨時株主総会の承認を経て、13年延長することになりました。

同行は、この一連の経営責任を明確にするため、同年9月に経営陣を一新し、役職員が経営再建に向けて全力で取り組んでいます。

赤字決算の主因となった信用リスク管理については、企業支援やリスク管理の外部専門家、仙台銀行の審査担当役員を招き、企業支援体制や貸出審査体制の再構築を図りました。さらには、取引先への訪問活動を徹底し、経営支援や事業整理等を的確にサポートすることで信用リスクの抑制に努めております。

また、同行の新経営陣は、職員との面談と対話を重視し、経営再建に向けた様々な意見やアイデアを募って実践するなど、組織風土の改革を進めております。

じもとホールディングスと仙台銀行は、同行のこれらの取り組みをこれからも支援し、着実な経営再建と信頼回復に向けて取り組んでまいります。

① 新体制による業績改善に向けた新戦略

きらやか銀行は、2024年9月27日の株主総会の承認を得て、西塚新頭取を中心とする新体制がスタートしました。西塚新頭取のもと「考動改革！～意識を変える・行動を変える～」をスローガンに、役職員が一丸となって「地元に信頼され、ともに将来を創る銀行」を目指します。

② 企業支援体制

(ア) 現状と経緯

きらやか銀行は、これまで「本業支援」として、取引先の経営課題を解決する様々なサービスや商品を提供してきました。しかし、長年の取り組みの中で、サービスや商品を提供することに重点が置かれるようになり、次第に貸出審査や実行後管理のウェイト低下につながったと認識しております。

また、同行は、企業再生の人材育成やノウハウ蓄積を進めてきましたが、山形県の地域特性として、業歴や取引歴が長い取引先が多いことから、特に業績不振の取引先に対しては、廃業や事業整理などの抜本的な対応まで踏み込まず、資金繰り支援を優先していた事例もありました。

(イ) 企業支援部の対応

この状況を踏まえて、きらやか銀行は、2022年10月に企業支援部を新設。以後、増員を行い、2025年4月1日時点で18名体制（パート・嘱託含む）としております。

企業支援部では、業績不振の主要取引先に同行職員を派遣し再生支援を継続しております。また、企業支援実践に優れた実績を有する外部専門家を招き、現場で直接助言を受けることで、企業支援の実効性向上に取り組んでおります。

同行は、2024年3月期において、この外部専門家と共に改めて取引先の実態把握に踏み込み、これまでの経営支援方針を見直すことで、経営強化計画で予定していた当初10年間の再生支援費用144億円のうち、141億円を前倒しで計上しております。この方針変更と引当処理を受けて、企業支援部は、今後、再生支援先の支援対応を進めてまいります。

当該取引先以外についても、外部専門家の知見を活かし、営業店と連携しながらモニタリングを行い、取引先との対話を重ねながら早期の支援を進めてまいります。

③ 貸出審査体制

(ア) 現状と経緯

きらやか銀行では、2023年3月期に大口取引先の粉飾決算が発覚し、多額の信用コスト計上によって大幅な赤字決算に至りました。このため本事案の反省を踏まえ、審査体制の見直しに取り組んでまいりました。粉飾決算を行った取引先は、技術力に定評があり、順調に業容拡大をしてきた正常先であることから、同行の課題としては、一見優良取引先と見える先への審査管理や事後管理が不十分であったことが挙げられます。

(イ) 審査体制の再強化方針

2023年3月期の粉飾決算事案を受けて、審査部門の人員を増加しました。また、融資部内で分担していた格付審査と案件審査を審査課で一元的に行い、取引先分析を行う体制に変更しております。

しかしながら、その後に粉飾決算が再発したことから、今後同様の事象を発生させないためには、債務者区分のランクダウン、貸倒引当金の積み増しを極力避けるといった、過去の企業風土を払拭し、とりわけ業況悪化先については、本質的な議論を行っていく必要があると考えています。

具体的には、①審査への外部目線の導入、②適正な債務者区分の判定、③業況不芳先における経営改善可能性の早期の見極め、④与信先の大口化の抑制、の4点が必要であると考えております。

(ウ) 審査への外部目線の導入

2024年7月より仙台銀行の融資担当役員であった斎藤義明氏が同行に常駐し、仙台銀行の融資審査、管理手法について直接アドバイスを受けながら、適切な与信管理を再構築してまいりました。なお、派遣期間を通じて、きらやか銀行役員とのミーティングを重ね、融資決裁権限の見直し、融資部の融資先訪問などの仙台銀行のノウハウを導入。一定の改善成果を得たことより、2025年6月に派遣を終了しております。

(エ) 適正な債務者区分判定

自己査定が決裁部署である融資部審査課の職員はもちろん、取引先と直接応対する営業店職員の審査能力の向上が必要不可欠であります。

具体的には、融資部は、営業店の若手職員、融資経験の浅い女性職員を中心に2日間の自己査定トレーニーをほぼ毎月実施しています。また、審査課では、債務者区分判定にあたり、財務状況に注意を要する一定案件は、融資部長を含めた融資部内で合議を行うことで、統一目線で判定する体制としています。

(オ) 業況不振先の経営改善可能性の早期の見極め

業況不振先については、経営改善可能性を早期に見極めることで、改善手法の選択肢が広がり、より有効な再生支援ができるよう体制を再構築してまいります。

現在、融資部では、自己査定の債務者区分が要注意先以下となり、早期の対処が必要と判断された取引先については、企業支援部と連携し、経営改善の可能性、経営改善の手法を協議しております。

(カ) 与信先の大口化の抑制

これまで与信の未保全額が大きい取引先が業績悪化したことで、多額の貸倒引当金が発生し、同行の収益に大きな影響を与えてきております。

このため与信先の大口化を抑制する必要があると考えており、格付上位の優良先や当行メイン先であっても必要に応じて融資限度額を見直し、政府系金融機関の利用や他行協調の対応を検討するなどリスク分散を図ってまいります。

④ 有価証券ポートフォリオの再構築

(ア) 現状と経緯

きらやか銀行は、海外金利の急上昇などで有価証券評価損が拡大したことから、SBIファンド内でのキャッシュ化や、短期国債への切り替えを行い、評価損拡大を抑制しております。併せて、ファンド内で再投資を開始し、その運用収益を評価損解消に充てることで中長期的な評価損の解消を目指してまいりました。

(イ) 有価証券再投資

2024年3月の日本銀行の金融政策の変更により、今後の金融市場が大きく変動し、従来と比べて安定的に収益を獲得できる市場環境になってきたことから、有価証券の一部を売却し、より安全性の高い運用を通じて収益力の改善を図ることにいたしました。

この方針のもと、2024年3月期に有価証券等関係損失81億円を計上し、再投資に向けた手元資金を確保しました。また、有価証券評価損の一部解消にもつながっており、2025年3月期の有価証券評価損益は△105億円となりました。

⑤ 本部組織体制の再整備

(ア) 本部グループ制の導入

きらやか銀行は、与信管理や有価証券運用の課題と改善策を着実に実行するため、本部グループ制を導入し、本部営業グループ、企画グループ、管理グループ、与信管理グループ、支店サポートグループに再編しました。

これにより、本部の役割及び責任の明確化、本部の収益力の向上、営業店サポート体制を強化し、各グループ長のもと意思決定を迅速化することを目的にして

おります。

また、再編にあたり、広域営業部、デジタル営業部、法人サポート部、個人サポート部を新設して営業推進部門を大幅に再編しております。

(イ) 本部営業グループ

本部業務での収益力を強化するため、本部内で分散していた有価証券運用、ネット支店、アパートローン等の本部業務を集約しました。グループ長が実務全体を統括することで収益管理を強化します。

「広域営業部」は、SBI グループなどと連携し、プロジェクトファイナンスなどで収益確保します。「デジタル営業部」は、DX を活用したネット支店の利便性や商品力向上により、ネット預金等の獲得や職員の業務効率化を図ります。

(ウ) 企画グループ

本部の企画、経理、総務人事などの管理業務を集約しました。グループ長が実務全体を統括することで意思決定を迅速に行います。

(エ) 管理グループ

本部の事務、リスク統括などの管理業務を集約しました。グループ長が実務全体を統括することで意思決定を迅速に行います。

(オ) 与信管理グループ

前記のとおり、企業支援体制及び貸出審査体制の強化が最大の経営課題であり、外部専門家や仙台銀行審査担当役員の外部視点も含めながら再構築を進めてまいります。特に財務状況が大きく悪化している取引先への抜本的な支援を強化してまいります。

(カ) 支店サポートグループ

中小企業支援や個人営業にさらに注力するあたり、支店サポートグループ（法人サポート部・個人サポート部）を設置し、営業店現場をサポート支援する体制を明確にしました。

具体的には、グループ長として取締役 2 名を配置。取締役が営業店と一緒に取引先へ訪問・フォローする体制としました。また、5 名のサポート推進役を配置し、営業店と本部をつなぐ窓口として、きめ細やかに営業店をフォローする体制としております。

(5) 仙台銀行の新体制スタート

仙台銀行は、2024 年 6 月 20 日より、坂爪新頭取を中心とする新たな体制がスタートしました。仙台銀行の良さである風通しの良い企業風土をこれからも大切にしていきながら、良い点をさらに伸ばすため、以下の 4 つのことに取り組んでまいり

ます。

- ① 事業者の成長に貢献し、お客様を増やし続けたいと考えております。中小企業の成長に向けて、スピード対応やオーダーメイド型融資で貢献してまいります。
- ② 個人のお客様に便利なサービスで、より身近な存在になりたいと考えております。ＩＢやアプリの拡充により、使い勝手を向上させるほか、多様なライフコンサルティングを提供してまいります。
- ③ 宮城県の地方創生に貢献したいと考えております。仙台、宮城の経済は大きな発展可能性があり、ＳＢＩグループとの連携を生かし、地域に還元してまいります。
- ④ 職員が楽しみながら仕事に取り組み、自己実現と成長を後押しする会社であり続けたいと考えております。経営ビジョンとして「人で勝負する銀行」を掲げており、これを発展させてまいります。

４－２ ＳＢＩホールディングスとの資本業務提携による経営管理体制強化

当社は経営管理体制の強化を目的として、2020年11月にＳＢＩホールディングスとの間において資本業務提携契約を締結いたしました。

本資本業務提携契約に基づき、第三者割当の方法により、ＳＢＩ地銀ホールディングス株式会社に対して普通株式35億円を発行・増資しており、調達した資金は子銀行の資本増強（きらやか銀行30億円、仙台銀行5億円）に充当しております。

2023年12月20日には、ＳＢＩグループから第三者割当増資による19億66百万円の追加資本参加をいただいております、これにより財務基盤の強化を図っております。

当社としては、追加支援を通じて、ＳＢＩグループに当社及び子銀行の経営全般への関与をさらに深めていただくことで、経営改善への取組みを進めてまいりたいと考えております。

（１）本提携の目的及び理由

地域の環境が大きく変化する中、当社グループが、持続的な地域社会の発展に貢献していくためには、銀行業のみならず、厳しい経営環境を乗り越える幅広い知見と様々な術を持つ企業との連携を強化することが重要であると認識し、当社グループ内で慎重に協議・検討を重ねた結果、ＳＢＩホールディングスを持株会社とするＳＢＩグループが最適なパートナーであると判断し、ＳＢＩホールディングスと資本業務提携契約を締結いたしました。

ＳＢＩホールディングスは、銀行業をはじめ様々な業種を傘下に収め、多様化する金融環境を乗り越えるためＩＴ・ＦｉｎＴｅｃｈを活用した様々なコンテンツを持った企業集団であります。同社との連携を強化することにより、増資による財務基盤の強化だけでなく、当社グループ取引先への金融サービス提供の充実、

当社グループの収益力向上や業務の効率化・変革が進展すると判断し、提携先として判断したものであります。また、本提携以前から、当社グループと同社の間では共同店舗の運営、各種ファンドへの投資など連携実績も有しており、最適なパートナーであると考えております。

（２）本提携の内容

当社及びＳＢＩホールディングスは、資本業務提携契約に基づく業務提携の内容として、以下の事項を進めております。

- ① ＳＢＩグループのアセットマネジメント事業への運用資産の委託（資産運用の高度化）を通じた当社傘下の銀行の収益力の強化
- ② 地元企業への本業支援、ビジネスマッチング、事業承継支援・M&Aによる協業、地域通貨の発行等を通じた地方創生、地域経済の活性化に向けた連携
- ③ 地元企業を支援するための共同ファンド等を通じた資本金資金及び資本金ローン等の提供およびハンズオンによる本業支援
- ④ ＳＢＩマネープラザ株式会社との共同店舗の推進、株式会社ＳＢＩ証券との金融商品仲介業サービスの強化
- ⑤ ＳＢＩネオファイナンスサービス株式会社及びＳＢＩネオバンキングシステム株式会社などが提供する新規技術の導入及びコスト削減やＳＢＩグループが開発中の次世代システムの導入の検討
- ⑥ 目的に資する協業・連携の検討及び推進

（３）取締役、オブザーバー等の派遣

当社及びＳＢＩホールディングスは、資本業務提携契約における第三者割当増資の実施後に、ＳＢＩホールディングスが当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者１名を指名することができること、また資本業務提携契約に基づく業務提携の内容を円滑に遂行するため、議決権のないオブザーバー２名を派遣することができることを合意しております。

オブザーバー２名は、当社グループの取締役会、経営会議等の意思決定機関をはじめとした各種会議体に出席し、活発に意見・情報を交換しております。

また、第三者割当増資の実施後の２０２１年６月に開催した定時株主総会において、長谷川靖氏（ＳＢＩ地銀ホールディングス株式会社取締役）が社外取締役として選任されております。

２０２３年４月２８日には、ＳＢＩグループと当社の間で、経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始することを決定し、ＳＢＩグループから当社に派遣されている上記の社外取締役１名が、きらやか銀行の非常勤取締役（非業務執行）を兼務する体制としております。

また、２０２４年９月２７日には、新たにＳＢＩグループから、きらやか銀行へ取締役１名が就任し、リスク管理体制の強化を図っております。

4-3 経営管理組織の機能

4-3-1 銀行持株会社としての組織体制

(1) 取締役会

① 取締役会の構成

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会は取締役 15 名（うち監査等委員である取締役 4 名）で構成しております。このうち独立社外取締役は 5 名（うち監査等委員である社外取締役 3 名）であり、その構成比は 33.3%です。

また、2023 年 6 月の当社定時株主総会にて、女性の社外取締役監査等委員 1 名が選任されております。

子銀行も監査等委員会設置会社であり、当社の社外取締役と兼任することなく、きらやか銀行は社外取締役 2 名及び非業務執行取締役 1 名（うち監査等委員である社外取締役 2 名）、仙台銀行は社外取締役 3 名（うち監査等委員である社外取締役 2 名）を選任しております。

当社グループの社外取締役は、宮城県と山形県の地域産業を知る方を中心に構成しており、企業経営の経験、財務会計、法務リスク管理、行政など、豊富な経験と知見を備えられております。

《じもとホールディングス・社外取締役：2025 年 3 月末現在》

役職名	氏名	主な経歴・役職
社外取締役 ※	半田 稔	弁護士
社外取締役	長谷川 靖	SBI 地銀ホールディングス株式会社 取締役
社外取締役 ※	佐竹 勤	株式会社ユアテック顧問
社外取締役（監査等委員）※	伊藤 吉明	公認会計士
社外取締役（監査等委員）※	高橋 節	元山形県副知事
社外取締役（監査等委員）※	伊東 昭代	宮城県美術館長、元宮城県教育長

※独立社外取締役

《きらやか銀行・社外取締役、非業務執行取締役：2025 年 3 月末現在》

役職名	氏名	主な経歴・役職
非常勤取締役（非業務執行）	長谷川 靖	SBI 地銀ホールディングス株式会社 取締役
社外取締役（監査等委員）	結城 章夫	元山形大学長、元文部科学省事務次官
社外取締役（監査等委員）	五十嵐正明	公認会計士

※取締役の長谷川靖氏は事業年度末日後の 2025 年 5 月 1 日付で SBI 地銀ホールディングス株式会社の代表取締役社長に就任しております。

《仙台銀行・社外取締役：2025 年 3 月末現在》

役職名	氏名	主な経歴・役職
社外取締役	堀内 政司	弁護士
社外取締役（監査等委員）	柴田 純一	公認会計士
社外取締役（監査等委員）	氏家 道也	元仙台建設公社理事長

② 取締役会の運営

当社取締役会は、原則として月 1 回開催し、グループ経営の重要事項やグループ経営計画・戦略、リスク管理などの議案を協議・決議しております。

当社は、監査等委員会設置会社であることから、当社定款及び取締役会規程において、重要な業務執行の決定の一部を、取締役全員で構成する経営会議へ委任し、業務意思決定の迅速化に取り組んでおります。併せて、協議事項を設け、付議事項のうち特に重要な議案は、決議に先立って複数回にわたり議論を充実させております。また、決議や報告を要しない事項についても、中長期的な視点から経営課題の議論を行っております。

これら重要議案に係る審議時間を確保するため、報告議案は重要度に応じて区分し、取締役会での説明レベルに強弱をつけて進行しております。

《じもとホールディングス・取締役会の主な議案》

取締役会の議案
① グループ経営の重要な事項についての協議・決議
② グループ経営計画・戦略の策定、グループ業務執行状況の監視
③ グループ経営リスク管理

③ コーポレートガバナンス態勢の強化への取組み

＜社外役員と子銀行職員との面談＞

社外役員は、当社グループの支店長会議への出席、子銀行本部・営業店長との定期的な面談と意見交換の機会を通じて、営業現場が抱える中小企業支援の現状や課題、有価証券運用の状況を理解し、取締役会での活発な議論につなげております。

また、取締役会開催にあたっては、事前に社外取締役に議案説明を行うことはもとより、資本政策等の重要議案については、適時適切に経過報告を行うなど、幅広く情報を共有しております。

＜グループ社外役員連絡会＞

当社のグループ社外役員連絡会は、当社及び子銀行の社外役員全員で構成し、代表には当社社外取締役を選定しております。

本会議は、原則として半期毎に開催し、社外役員は、取締役会の運営方法やグループ経営に係る評価や要望など、多岐にわたる意見交換を行っております。

それらの意見を取締役会運営に反映させて改善につなげております。

<取締役会実効性評価アンケート>

当社及び子銀行では、取締役会が、運営状況及び取締役の活動状況などを基に、事業年度毎に取締役会が自己評価を行うこととしております。

この自己評価にあたっては、毎年6月に取締役を対象とした「実効性評価アンケート」を行い、経営強化計画への取組みを含め、取締役会の運営や実効性に対する忌憚のない意見をいただいております。

アンケートの分析結果や個別に寄せられた意見は、当社及び子会社の取締役会にて報告・共有され、改善に向けた対応を協議・実施しております。

<取締役のトレーニング機会>

社内役員は、銀行経営や金融情勢に係る内部・外部研修にも積極的に出席しております。

<指名・報酬協議会>

当社の「指名・報酬協議会」は、取締役会の諮問機関であり、当社及び子銀行の取締役等の指名並びに報酬を決定するにあたって、透明性・公正性を確保することを目的に設置しております。

当協議会は、当社代表取締役2名及び社外取締役2名の4名で構成し、社外取締役が議長を務めております。

また、監査等委員会の委員長（社外取締役）がオブザーバーとして参加しており、同委員会が株主総会において取締役の指名・報酬に係る意見陳述を行うために必要な情報を入手しております。

<業績連動型株式報酬制度の導入>

当社及び子銀行の取締役（いずれも社外取締役、非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く）を対象に、信託制度を利用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

本制度は、対象役員の報酬と当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入しているものです。

（２）監査等委員会

当社監査等委員会は、取締役4名（うち社外取締役3名）で構成し、社外取締役が委員長を務めております。

本会は、原則として月1回開催し、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査に関する重要事項の協議、決議を行っております。ま

た、常勤監査等委員は、経営会議、各種委員会等へ出席し意見を述べるなど、監査を適切に実施するため必要な権限を行使しております。

監査等委員会は、日常から子銀行の監査等委員会、監査部と緊密に連携し、グループ監査計画の策定や進捗管理のほか、監査活動を通じて得られた様々な情報を共有し、対応策を協議しております。

また、社外の監査等委員を含めた、グループ全体で監査情報を円滑に共有するため、監査意見交換会（当社及び子銀行の全監査等委員と監査部長で構成）を定期的に開催しております。

（３）経営会議

本会は、取締役会の下部組織の会議体であり、取締役（社外取締役除く）で構成しております。

本会議は、原則として週１回開催し、常勤監査等委員である取締役、リスク統括部長、監査部長、子銀行経営企画部長等も参加し、以下の議案を討議・決議しております。

《じもとホールディングス・経営会議の主な議案》

議 案
① 取締役会の方針に基づくグループの業務執行に係る事項の決議
② 取締役会に委任された重要な業務執行の一部の協議・決議
③ グループ経営計画・戦略の執行状況の管理

（４）グループコンプライアンス委員会

本会は、取締役会の下部組織の会議体であり、取締役（社外取締役除く）、子銀行リスク担当役員・部長等で構成し、原則として月１回開催し、以下の内容を討議・決議しております。

《じもとホールディングス・グループコンプライアンス委員会の主な議案》

議 案
① グループ全体のコンプライアンス態勢の検証

（５）グループリスク管理委員会

本会は、取締役会の下部組織の会議体であり、取締役（社外取締役除く）、子銀行リスク担当役員・部長等で構成し、原則として月１回開催し、以下の内容を討議・決議しております。

《じもとホールディングス・グループリスク管理委員会の主な議案》

議 案
① グループ連結での各種リスクコントロール、資産ポートフォリオ管理
② グループ経営リスク管理、グループ全体での資産負債管理

4－3－2 子会社の経営管理を担当する役員の配置

当社の取締役 15 名のうち社外取締役 6 名及び監査等委員である取締役 1 名を除く 8 名は、子銀行の取締役を兼職し、子銀行取締役としての知識及び経験を有しております。

これにより当社の取締役は、持株会社のガバナンス機能を発揮するにあたって、子銀行の経営管理を的確・公正に遂行することができる状況にあり、かつ十分な社会的信用を有しております。

また、以下の取組みにより、当社による子銀行の掌握をより確かなものとし、持株会社としての適切な経営管理と運営、銀行業務の健全かつ適切な運営に資する体制としております。

（１）代表取締役及び常勤役員の配置

- ① 当社の代表取締役 2 名は、子銀行の代表取締役頭取が兼職しております。
- ② 当社の常勤取締役 1 名（子銀行の代表取締役を兼職）は、持株会社に常勤して当社の持株会社業務の全般を統括管理しております。

（２）子銀行会議への出席と監督

- ① 当社の常勤取締役 1 名は、子銀行の取締役会及び経営会議に出席し、子銀行の意思決定及び業務執行状況を監督する体制としております。
- ② 当社のコンプライアンス担当取締役及びリスク統括部長は、子銀行のリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に出席し、子銀行の内部管理態勢を監督する体制としております。
- ③ 子銀行の監査部長は、リスクアセスメントの観点を取り入れたリスクベースの内部監査を実施するにあたり、自行の各会議に出席し、リスク状況をモニタリングする体制としております。

4－3－3 経営管理態勢の高度化

当社は、2021 年 3 月期におけるきらやか銀行の有価証券評価損の発生、さらには 2023 年 3 月期、2024 年 3 月期の同行での多額の与信関係費用の計上などを踏まえ、グループのガバナンス態勢の実効性向上に向けて、有価証券運用・管理の高度化、信用リスク管理強化などに取組んでおります。

主な取組みは次の通りです。

<リスク管理全般>

- ・グループに重大な影響を与える子銀行の懸念事項は当社で決議する。
- ・上記議案を提出する子銀行の頭取（当社役員兼務）は、本件の決議に参加しない。

<有価証券リスク管理>

- ・有価証券運用方針の決議・変更の権限を子銀行から当社に変更。
- ・有価証券運用でのアラームポイント抵触時の対応権限を子銀行から当社に変更。

<信用リスク管理>

- ・政策融資の新規取組み状況を当社へ報告。
- ・一定残高以上の政策融資先が業況悪化した際の対応方針を当社へ報告、付議。
- ・地元企業の業況悪化時の対応方針を当社へ個別に報告、協議。
- ・未保全額が一定以上の融資先の状況を当社へ報告。
- ・業況不振の取引先を定期的に報告し、グループ全体の信用リスクを把握、管理。
- ・引当金の計画的な計上状況をモニタリング。

<子銀行管理>

- ・SBIホールディングスから派遣された当社社外取締役1名が、きらやか銀行の非常勤取締役（非業務執行）を兼務。
- ・信用リスク管理上、外部目線による審査体制の再構築を支援するため、きらやか銀行へ仙台銀行融資担当特別執行役員1名を派遣（2024年7月～2025年6月）。
- ・新たにSBIグループから、きらやか銀行へリスク管理及び事務部門の取締役1名が就任。

≪「経営管理」の施策区分（2024～2026）≫

	きらやか銀行	仙台銀行	SBIグループ連携
HD共同施策	資本政策 / 株価対策		
	- 公的資金返済延長への対応（剰余金計画） - パーゼルⅢの最終化への対応 - 自己資本のさらなる拡充検討 - PBR、ROE改善への取組み		
	サステナビリティ対応		
両行が共同で 重点対応	- CO2排出量削減目標の設定、開示検討 - 女性管理職比率15%+αへの取組み - サステナブルファイナンス目標の設定、達成への対応		
HD共通施策	信用リスク管理		有価証券リスク管理
	- 取引先の的確な実態把握、HDの関与強化 - 与信審査管理の向上に向けたグループノウハウの共有、外部知見の導入		- SBIアセットマネジメント連携 評価損改善、再投資の対応 - SBIポート以外の投資対応 (債券、株式、投資信託等)
	人的資本戦略		
グループ方針を 共有、各行が対応	- 若手/女性職員向け研修充実 - 外部出向や行内異動の公募 - 抜擢による活性化 - 働き甲斐のある職場環境整備	- 人材育成に係る指針の策定 - 融資渉外能力強化 - 専門人材の育成 - 処遇や働き方等、社内環境整備	

4-3-4 業務変革と経営効率化

（1）業務運営組織の設置

当社は、銀行持株会社として以下の業務運営組織を設置し、グループ全体で経営機能面の徹底した効率化・強化をさらに実現していく方針としております。

これまでに市場金融部証券管理課を設置し、きらやか銀行と仙台銀行の市場金融部門の証券管理事務業務を統一しております。当社が当該業務を行うことで、グループ全体の業務効率化を進めております。また、総合企画部に経営戦略部及び総務部を統合し、業務を集約しております。

《現在のじもとホールディングスの業務運営組織》

部署名	役割・機能
総合企画部	・グループ全体の経営戦略の策定及び管理 ・各部門別の経営戦略の策定及び管理 ・総務関連業務
リスク統括部	・グループのリスク管理の統括
経理部	・決算、経理に関する業務
本業支援戦略部	・グループ長期戦略の「本業支援」に係る統括的な管理
市場金融部 証券管理課	・子銀行の証券管理業務
監査部	・グループ全体の内部監査に関する業務

(2) 当該計画期間における取組みについて

ポストコロナ禍での社会経済の変化、とりわけ人手不足と急速なDX進展などに応じた、スピード感ある業務変革が重要課題と認識しております。引き続き「店舗戦略」「業務効率化・DX」「人員戦略」を一体で進め、経営資源を効率的に再配分し、営業体制の増強を図ってまいります。

特に、「人員戦略」は、人手不足のなか、本部、営業店の適正人員をSBIの知見等も活用しながら再配置していくことが重要であると認識しております。

また、中長期的な業務全体の改革を見据えながら、次期システムの検討に着手し、先行事例を踏まえたグランドデザインを検討してまいります。

《「業務変革（DX）」の施策区分（2024～2026）》

	きらやか銀行	仙台銀行	SBIグループ連携
HD共同施策	次期システムプロジェクト		
両行が共同で 重点対応	・ 勘定系システム更改（2029年）に向けた次期システム、業務全体の改革を検討		
	システム導入・更新	次世代へ向けた人事交流	
	・ AML/CFTの態勢の高度化（全銀協支援サービスの有効利用） ・ 次期システムを見据えた各種システムの最適化 ・ 顧客管理の高度化（AI、ビッグデータ活用）	・ SBIグループヘトレーニー派遣（DX、有価証券、M&A）	
HD共通施策	営業体制の再構築 / 業務効率化		個人取引の利便性向上
グループ方針を 共有、各行が対応	・ エリア制度の導入 ・ 若手職員主体の改革プロジェクト	・ エリア営業の拡大 ・ 法人推進室の若手渉外育成	（きらやか） ・ ネット支店のWEB預金取引（サービス向上、IB機能拡充） （仙台銀行） ・ バンキングアプリの機能追加 ・ IBのバージョンアップ ・ 更新系API追加
	人員戦略		
	・ お客様と接見する職員の増加	・ 市場に応じた適切な人員配置	

4-4 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化

(1) 監査等委員会

当社は、経営管理組織として監査等委員会を設置しております。本会は原則として月1回の開催であり、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議をする体制としております。

当社の監査等委員は、4名のうち3名を社外取締役としております。監査等委員は、取締役会などの重要な会議への出席、代表取締役との定期的な意見交換会等を通じて、公正かつ有効に業務執行に対する監査機能が発揮できる体制としております。

《じもとホールディングス監査等委員：2025年3月末現在》

役職名	氏名	主な経歴・役職
社外取締役 監査等委員長	伊藤 吉明	公認会計士
社外取締役 監査等委員	高橋 節	元山形県副知事
社外取締役 監査等委員	伊東 昭代	宮城県美術館長、元宮城県教育長
取締役 監査等委員（常勤）	三瓶 渉	前仙台銀行執行役員監査部長

(2) 監査部

当社取締役会は、内部監査部門として監査部を設置しております。監査部は、取締役会のほか、監査等委員会へのデュアルレポートラインを確保しており、同委員会と連携し、内部管理態勢等の適切性及び有効性を客観的・公正に検証し、問題点等の改善方法の提言を行う体制としております。

当社では、リスクアセスメントの観点を取り入れたリスクベースの内部監査の一環として、監査部長が経営会議やリスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの主要会議に出席し、リスク状況をモニタリングしております。

監査の実施にあたっては、子銀行の内部監査部門と連携し、これまで蓄積したノウハウを活用して効率性と実効性のある内部監査を実施しております。

加えて、監査部が子銀行の内部監査部門の態勢評価を行い、子銀行の内部監査部門の強化につなげております。

また、これらの取組みに加え、子銀行同士による合同監査を実施し、両行監査員が相互に営業店監査に参加することで、監査スキルの共有化とレベルアップに取り組んでおります。

4-5 リスク管理（不良債権の適切な管理を含む）の体制の強化のための方策

4-5-1 基本方針及び管理体制

（1）基本方針

当社取締役会は、「統合的リスク管理方針」を定め、以下の基本方針に基づき、適切なリスク管理態勢の構築と整備を図り、グループ業務の健全かつ適切な運営を確保することとしております。

《じもとホールディングス・統合的リスク管理方針》

1	グループ子会社が収益確保を優先するあまりリスク管理を軽視することのないよう管理し、業務の健全かつ適切な運営を確保するようリスク管理重視の企業風土を醸成する。
2	グループの業務の健全性及び適切性を確保する観点から、グループ子会社が抱える各種リスクの所在の把握と評価に努め管理する。
3	モニタリング等によるリスク管理と内部監査及び外部監査による監査を行い、内部牽制機能を構築することにより、グループ子会社のリスク管理の状況を的確に把握・分析し、問題点等改善すべき点を検討し、指導管理する。
4	統合的リスク管理態勢の整備・確立は、グループの業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であると認識し、グループの業務の規模・特性等を考慮しつつ、適切な統合的リスク管理態勢の整備・確立を図る。
5	管理対象とするリスクは、グループの信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、及び業務運営上グループが損失を被るその他のリスクとする。

（2）グループリスク管理委員会

当社取締役会は、「グループリスク管理委員会規程」を定め、取締役会の下部組織としてグループリスク管理委員会を設置しております。

本委員会は、当社取締役で構成し、子銀行のリスク管理担当部署の担当役員及び部長も出席しております。

開催頻度は月1回であり、グループ経営の「健全性の確保」と「収益性の向上」を図るため、「グループのリスク管理態勢の整備」や「グループの各種リスクの状況把握と評価」などに取り組んでおります。

（3）リスク管理部門

当社取締役会は、リスク管理部門としてリスク統括部を設置しております。この部署は、高い専門性や機能が求められることから、子銀行の当該部署及び機能を当社に集約し、経営効率化を図るとともに高い専門性を発揮する体制としております。

4－5－2 リスク管理体制

（１）統合的リスク管理

当社取締役会は、「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」を定めております。

リスク統括部は、これらを役職員及びグループ子会社に周知するとともに、定期的かつ必要に応じて速やかに、グループ子会社から統合的リスクに関する事項の報告を受け、取締役会及びグループリスク管理委員会に対しこれを報告する体制としております。

グループリスク管理委員会は、子銀行のリスク管理状況について定期的に報告を受け、問題がないかどうかを確認し、必要に応じて是正を命じるなど適切に把握・管理する体制としております。

また、子会社で顕在化したリスク等がグループ内の子銀行の経営に影響を与えることのないよう、本委員会が中心となって適切な対策を検討し、子銀行等に実行させる体制としております。

（２）信用リスク管理

グループリスク管理委員会は、子銀行それぞれの地域経済環境等を踏まえ、取引方針及び審査方針等は各行の主体性を維持しつつ、互いのノウハウを共有・活用し、信用リスクに係る基準・手法等の統一に取り組んでおります。

これによりグループとしての信用リスクの計量化を行い、自己資本に見合った適切な信用リスクリミットの設定を行っております。

グループリスク管理委員会は、グループ内の与信管理状況について、法令等に抵触しない範囲で総合的に把握するとともに、グループとしての与信限度管理額を設定することで、グループとして特定の業種または特定のグループに対する与信集中の状況等を適切に管理する体制としております。

また、一方の子銀行において顕在化した融資先の破綻等の信用リスクについて、その取組み状況から破綻に至るまでの判断・管理、該当企業の財務・業況推移などの分析結果を踏まえた対応策等について、法令等に抵触しない範囲で共有し、取引方針及び審査方針として活用することにより、信用リスク管理の高度化につなげております。

さらには、法令等に抵触しない範囲で、それぞれの子銀行が持つ経営改善及び事業再生に係るノウハウを共有・活用することにより、グループとしての資産内容の健全化につなげております。

(3) 市場リスク管理

グループリスク管理委員会は、子銀行が制定・運用している市場リスクに係る管理方法等の情報を共有することで、グループとしての市場リスク管理を強化し、自己資本に見合った適切な市場リスクリミットの設定を行っております。

また、グループ内の市場リスク管理の状況を総合的に把握し、グループとしての有価証券等のポートフォリオ状況を適切に管理する体制としております。

加えて、有価証券運用方針の決定やアラームポイント抵触時の対応権限を、子銀行から当社に移行するなど、入口管理と緊急時管理を中心に、当社の関与・権限を強化しております。

子銀行が抱える有価証券評価損に対しては、SBIグループと連携しながら、評価損の解消と運用再構築に向けて取組んでおり、今後も子銀行の有価証券運用方針、運用状況と成果、対応について定期的に報告を受けながら、必要な改善を指示してまいります。

4-6 法令遵守の体制の強化のための方策

(1) 基本方針

当社取締役会は、「コンプライアンス基本方針」を定め、地域金融機関の完全親会社として公共的使命や社会的責任を果たすとともに、地域社会の健全な発展に資するため、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、実効性あるコンプライアンス態勢を確立し、広く社会からの信頼に応えることを基本方針としております。

(2) グループコンプライアンス委員会

当社取締役会は、取締役会の下部組織としてグループコンプライアンス委員会を設置しております。

本委員会は、当社取締役で構成し、開催頻度は月1回としております。法令や社内諸規程の遵守、及び企業倫理を確立するため、当社におけるコンプライアンスの徹底状況を把握するほか、グループ内各社のコンプライアンス委員会から報告を受け、必要に応じ、協議を行う体制としております。

また、子会社で顕在化した法務リスク等がグループ内の子銀行の経営に影響を与えることのないよう、本委員会が中心となって適切な対策を検討し、子会社等に指導・実行させる体制としております。

(3) コンプライアンス統括部署

当社取締役会は、コンプライアンス統括部署としてリスク統括部を設置しております。この部署は、高い専門性や機能が求められることから、子銀行の当該部署及び機能を当社に集約することにより、経営効率化を図るとともに高い専門性を発揮する体制としております。

4－7 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

＜社外取締役の選任＞

前記のとおり、当社は経営の透明性を一段と高めるため、社外取締役6名（うち独立社外取締役5名）を選任しております。

社外取締役は、子銀行の内部監査で発見された課題について、他の子銀行での対応状況を確認して改善を促すなど、第三者の客観的な立場からの評価、助言を行うことで、経営の透明性を高める体制としております。

＜社外取締役の取締役会出席状況＞

（単位：回）

	2022 年度 実績	2023 年度 実績	2024 年度 実績	社外取締役名
取締役会 開催回数	16	16	18	
うち 社外取締役 出席回数	16	16	18	社外取締役 半田 稔 弁護士 (2019 年 6 月就任)
うち 社外取締役 出席回数	16	16	18	社外取締役 長谷川 靖 SBI 地銀ホールディングス 株式会社 代表取締役社長 (2021 年 6 月就任)
うち 社外取締役 出席回数	12	16	18	社外取締役 佐竹 勤 株式会社ユアテック顧問 (2022 年 6 月就任)
うち 社外取締役 出席回数	16	16	18	社外取締役 伊藤 吉明 公認会計士 (2019 年 6 月就任)
うち 社外取締役 出席回数	16	15	17	社外取締役 高橋 節 元山形県副知事 (2019 年 6 月就任)
うち 社外取締役 出席回数	—	13	18	社外取締役 伊東 昭代 宮城県美術館長、 元宮城県教育長 (2023 年 6 月就任)

※伊藤吉明氏、高橋節氏、伊東昭代氏の3名は監査等委員である社外取締役となります。

※長谷川靖氏は、直近の事業年度において、当社の総議決権 33.8%の議決権を保有する SBI 地銀ホールディングス株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社の主要株主の業務執行者でありますので、独立社外取締役に該当いたしません。

4－8 情報開示の充実のための方策

(1) 財務・業績情報の開示

当社は、グループ財務・業績情報について、四半期の適時開示のほか、プレスリリース、ホームページへの掲載等により、適時適切な開示を実施しております。

また、地元の宮城県及び山形県においては、中間期、通期の決算発表記者会見を実施し、詳細な説明を行っております。

また、半期毎に会社説明資料をホームページに公表しているほか、機関投資家とのIRミーティングを随時行っております。

(2) 復興支援を含めた経営強化計画実績の開示

当社は、本業支援・復興支援を含めた経営強化計画の取組み状況についても、IR活動やディスクロージャー誌、ホームページ、ニュースリリース等を通じて、地域社会へ継続的に発信し、グループに対する地域社会からの信頼と支持をさらに高め、経営の透明性を充実させております。

以 上

Ⅱ．株式会社きらやか銀行

1. 2025 年 3 月期決算の概要

1－1 経営環境

2025 年 3 月期における国内経済は、海外情勢の不確実性が高い中でも企業収益は改善傾向にあり、設備投資は緩やかな増加傾向にありました。雇用・所得環境は緩やかに改善しており、さまざまな要因が交錯する中で徐々に回復基調を見せています。

当行の営業エリアである山形県経済においては、観光需要の回復や製造業の一部での持ち直しが見られております。地域や産業にばらつきが見られますが、緩やかな回復基調にあります。

今後は、経済政策による環境関連事業や IT 産業への注力により経済活性化へつながる可能性があります。物価上昇による消費活動への影響や米国の通商政策、地政学的リスク、金融資本市場の変動が国内経済に波及する可能性があり、国内外の不確実性が高まっている中ではあるものの、持続的な成長を目指す動きが期待されます。

地域金融を取り巻く環境は、人口減少等を背景とした地域経済の縮小、金利動向の変化、銀行間競争、IT を活用したDXの推進による金融ビジネスの変革などにより、環境変化のスピードがさらに増していくことが予想されます。

このような環境下、当行は 2024 年 4 月より第 7 次中期経営計画をスタートしました。経営理念である「地域と共に生きる」を不変のアイデンティティとし、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたお客さまへの資金繰り支援やアフターコロナ、ウィズコロナに向けた支援に取り組んでまいります。

また、早期の業績回復をはかり、株主やお客さま、職員など当行に関わるステークホルダーからの信頼を回復するため、中小企業支援を軸とし、SBI とのアライアンスを活用した広域での営業を展開してまいります。

1－2 資産負債の状況

貸出金残高は、消費者ローン貸出が増加した一方で、中小企業の事業再生や事業整理に向けた支援を行ったことにより中小企業向け貸出が減少したため、前年同月末比 208 億 46 百万円減少の 9,620 億 89 百万円となりました。中小企業向け貸出は前年同月末比 212 億 30 百万円減少の 5,797 億 27 百万円となっております。

預金残高は、店舗統廃合や赤字決算の影響などにより前年同月末比 1,326 億 16 百万円減少の 1 兆 974 億 81 百万円となりました。また、個人預金は前年同月末比 727 億 81 百万円減少の 7,385 億 52 百万円、法人預金は前年同月末比 565 億 56 百万円減少の 3,461 億 24 百万円となりました。

有価証券残高につきましては、従来と比較し安定的に収益を確保できる市場環境となってきたことから、満期保有目的の債券購入を実施したため、前年同月末比 171 億 54 百万円増加の 1,108 億 50 百万円となりました。

【資産・負債の推移】

(単位：百万円)

	2024年 3月末実績	2025年 3月末実績	2024年3月 末対比
資産	1,336,535	1,182,677	▲ 153,858
うち貸出金	982,935	962,089	▲ 20,846
うち中小企業向け貸出金	600,957	579,727	▲ 21,230
うち地元企業に対する中小企業向け貸出金	481,439	461,004	▲ 20,435
うち消費性ローン	250,182	267,501	17,319
うち有価証券	93,696	110,850	17,154
負債	1,291,890	1,138,449	▲ 153,441
うち預金・譲渡性預金	1,230,097	1,097,481	▲ 132,616
うち個人預金	811,334	738,552	▲ 72,781
うち法人預金	402,680	346,124	▲ 56,556
うち社債・借入金	50,700	23,900	▲ 26,800
純資産	44,645	44,228	▲ 417

1－3 損益の状況

資金利益につきましては、政策金利の上昇により貸出金利息が増加した一方で、預金利息が増加したこと、有価証券利息配当が前年同期比において減少したことから、前年同期比1億68百万円減少の117億4百万円となりました。

役務取引等利益につきましては、預り資産手数料や新役務手数料の減少により前年同期比2億70百万円減少の19億63百万円となりました。

経費につきましては、人件費が前年同期比1億79百万円減少したことや、減資により外形標準課税が減少したことなどから、前年同期比5億62百万円減少の109億24百万円となりました。

コア業務純益につきましては、前述のとおり資金利益及び役務取引等利益が前年比減少したものの、経費が減少したことから、前年同期比15百万円増加の28億70百万円となりました。

経常利益につきましては、与信関係費用が前年同期比で168億96百万円減少したことや国債等債券償還損が前年同期比で81億38百万円減少したことから、前年同期比241億78百万円増加の3億99百万円となりました。

【損益状況の推移】

(単位: 百万円)

	2024年 3月期実績	2025年 3月期実績			
			計画	計画比	前年同月比
業務粗利益	6,170	13,762	13,469	293	7,592
【コア業務粗利益】	14,340	13,794	13,469	325	▲ 546
資金利益	11,873	11,704	11,408	296	▲ 168
役務取引等利益	2,234	1,963	1,928	35	▲ 270
その他業務利益	▲ 7,936	94	133	▲ 39	8,031
(うち国債等関係損益)	▲ 8,170	▲ 31	0	▲ 31	8,138
経費	11,486	10,924	11,444	▲ 520	▲ 562
うち人件費	5,294	5,115	5,329	▲ 214	▲ 179
うち物件費	5,180	4,942	5,145	▲ 203	▲ 237
一般貸倒引当金	2,257	▲ 329	▲ 102	▲ 227	▲ 2,586
実質業務純益	▲ 5,316	2,838	2,127	711	8,154
【コア業務純益】	2,854	2,870	2,025	845	15
臨時損益	▲ 16,205	▲ 2,768	▲ 1,884	▲ 884	13,436
不良債権処理額	16,247	1,938	1,655	283	▲ 14,308
株式関係損益	276	▲ 428	0	▲ 428	▲ 704
経常利益	▲ 23,778	399	243	156	24,178
特別損益	▲ 1,002	▲ 15	0	▲ 15	987
税引前当期純利益	▲ 24,781	384	243	141	25,165
当期純利益	▲ 24,428	500	179	321	24,928

1-4 自己資本比率の状況

単体自己資本比率につきましては、当期純利益の計上により自己資本額（分子）が増加したことに加え、バーゼルⅢ最終化に伴う計測手法の見直しや貸出金残高の減少等によりリスクアセット（分母）が減少したことから、2024年3月末比 0.76 ポイント上昇の 8.49%となりました。

2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

2-1 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

(1) 山形県内における経済活性化に資する方針

当行は、地元中小企業等への安定的かつ円滑な資金供給機能を通じた地域経済の活性化に資するため、地域に根差す金融機関として、地域経済及び取引先との共存共栄を目指し地域密着型金融を推進しております。

また、2010年から「地域の皆様と共に生きる」を経営方針に、2018年には“私たちの想い”「地元の『中小企業』と『そこに働いている従業員の皆さま』から喜んでいただき地域と共に生きること」を経営理念に掲げ、中小企業支援を進めてまいりました。山形県内で唯一の相互銀行を源流とする銀行として、山形県内経済を支える中小企業をサポートし、「地域経済における縁の下での力持ち」であることが当行の使命及び存在意義と考えているため、引き続き中小企業支援に傾注してまいります。

(2) 仙山圏における経済活性化に資する方針

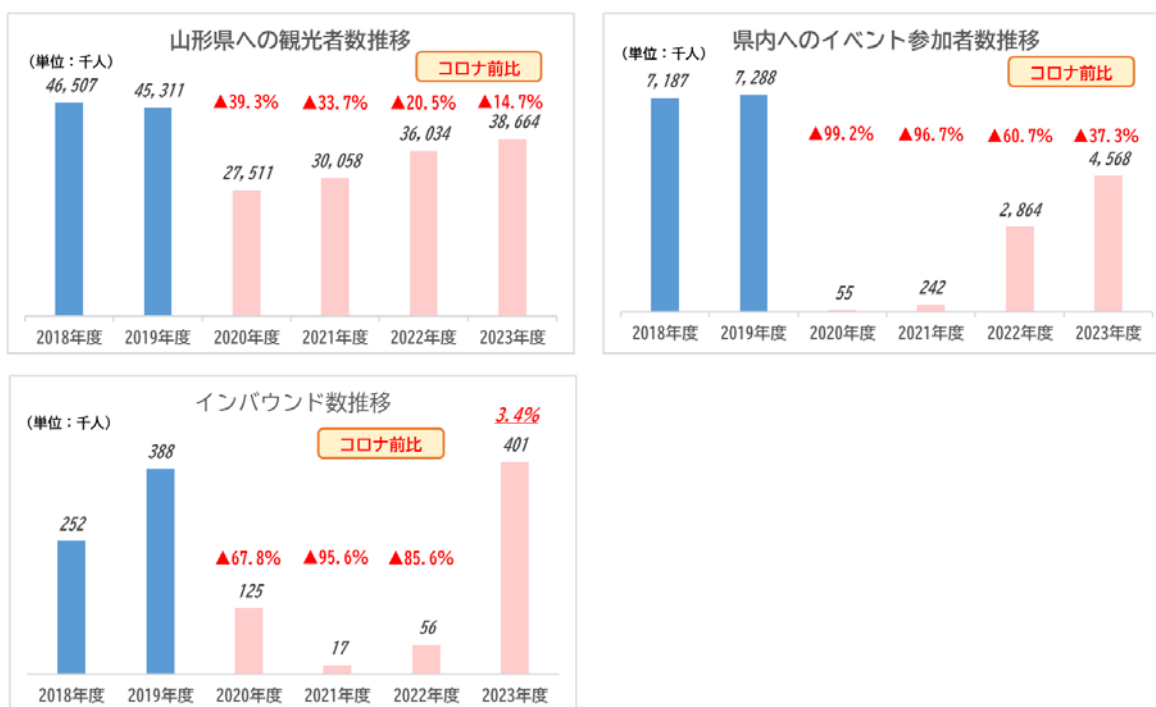
山形県と宮城県は、県庁所在地である山形市と仙台市が隣接しており、全国でも稀な位置関係になっております。そのため、両県は、産業・文化・生活・アクセス・災害連携等、あらゆる面で密接な関係にあり、いわゆる「仙山圏」と言われる同一経済圏を形成しております。

じもとホールディングスの経営理念は「宮城と山形をつなぎ、中小企業支援を通じて中小企業や地域の課題解決・発展に貢献する」ことです。本計画ではこれまでの復興に資する対応に加えコロナ禍への対応も重要課題であると認識しております。グループの強みである「本業支援」について、取引先の業況改善が仙山圏の経済活性化に繋がるよう、SBIグループとの連携を積極活用して深化を図ってまいります。

(3) 新型コロナウイルス感染症による地元企業への影響

① 山形県内経済への影響

山形県：山形県観光者数調査より



2020 年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言やまん延防止措置の発出に伴う外出自粛要請や事業者への時短営業要請などにより、山形県の基幹産業の 1 つである宿泊業や観光サービス業の事業者は大きな影響を受けました。国内観光者はもちろん、海外からの観光客の入国制限もあり、山形県内への旅行者数は大きく減少することとなりました。

その後、新型コロナウイルス感染症が感染法上の「5 類感染症」へ見直しされるとともに様々な規制や感染対策が緩和され、山形県内への観光者数も徐々に回復しつつあります。しかしながら、当行の取引先を含めた事業者への影響は未だ大きく、コロナ禍収束以降に物価上昇などの影響が加わったため、依然として事業者を取り巻く環境は厳しい状況が続いているとみております。

② 当行取引先への影響（2025 年 3 月末基準）

当行取引先の業種別における売上高の変動率は以下の通りとなっております。

	2022/3期 前年比	2023/3期 前年比	2024/3期 前年比	2025/3期 前年比
建設業	-1.5%	2.1%	3.1%	1.1%
不動産業	11.5%	6.7%	8.5%	0.0%
製造業	-1.1%	8.2%	3.5%	1.8%
小売業	-0.9%	5.4%	5.5%	2.6%
その他のサービス	-1.9%	7.5%	7.3%	0.2%
卸売業	-0.9%	5.2%	5.0%	0.6%
飲食業	-14.5%	5.0%	12.1%	8.0%
医療・福祉	1.0%	3.3%	0.5%	1.0%
学術研究等サービス	4.7%	9.2%	6.1%	4.6%
生活関連サービス業	-4.8%	2.7%	8.9%	7.6%
運輸業・郵便業	-4.2%	4.4%	3.3%	0.2%
農業・林業	6.2%	5.2%	4.1%	7.2%
宿泊業	-22.0%	13.4%	30.2%	10.7%
その他	-2.1%	4.2%	4.1%	0.8%
合計	-0.8%	4.9%	4.7%	1.6%

感染拡大直後におきましては、多くの取引先に売上高減少の影響が出ていました。特に、感染防止対策や緊急事態宣言の発令等による影響が大きい宿泊業、飲食業、生活関連サービス業の減少幅が大きくなっておりました。これまでの地域の経済・産業活動の縮小傾向による影響に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な経営環境悪化に繋がった取引先も多くあります。

2023 年 3 月期以降、感染拡大が小康状態となり、規制緩和や感染対策が見直されるなかで、売上高が前年比増加するなど、取引先の業況には回復傾向が見られます。直近では多くの業種で売上高の伸びが鈍化している中、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた宿泊業、飲食業、生活関連サービス業は高い売上高伸び率を維持しており、回復傾向が継続していることが見受けられます。

しかしながら、コロナ禍収束後も物価上昇の影響等が加わり、業績が悪化している取引先もあり、依然として取引先の資金繰り支援ニーズは強いと認識しております。

そのため、当行は、取引先がウィズコロナ・ポストコロナに対応し、原材料高騰による物価上昇等の環境を乗り越えていくための支援を行う方針です。ビジネスモデルの転換に向けた前向きな設備資金対応や、抜本的な事業再生支援などにより、地域社会の期待に応え、地域金融機関としての使命を果たせるよう努めてまいります。

2-2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

2-2-1 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

(1) 経営方針

当行は2010年より「地域の皆様と共に生きる」を経営方針として、2018年からは“私たちの想い”「地元の『中小企業』と『そこに働いている従業員の皆さま』から喜んでいただき地域と共に生きること」を経営理念としております。本計画期間においても上記の経営理念を念頭に、中小企業支援の深化と信用リスク管理の徹底により早期の業績回復をはたし、株主や取引先などのステークホルダーからの信頼回復に努めてまいります。

また、経営強化計画と期間を同一とする新たな中期経営計画では、経営理念であり、アイデンティティでもある「地域と共に生きる」を体現すべく、存在意義や目指す姿（将来像）などを定めました。そのほか、5本の柱として、「財務基盤の強化」「中小企業支援」「人的資本」「ガバナンス」「デジタル化」を定めており、役職員が一丸となり各施策に取り組んでまいります。

(2) 経営戦略

① 存在意義・目指す姿・スローガン

ア. 存在意義 【地域経済における縁の下の力持ち】

当行は山形県内で唯一相互銀行を源流とする銀行であり、中小企業と深い繋がりと認識しております。そして、山形県の経済を支えているのは多くの中小企業であり、それをサポートすることが当行の使命と考えます。

イ. 目指す姿 【きらやかな“想い”をひとつに地元信頼され、ともに将来を創る銀行】

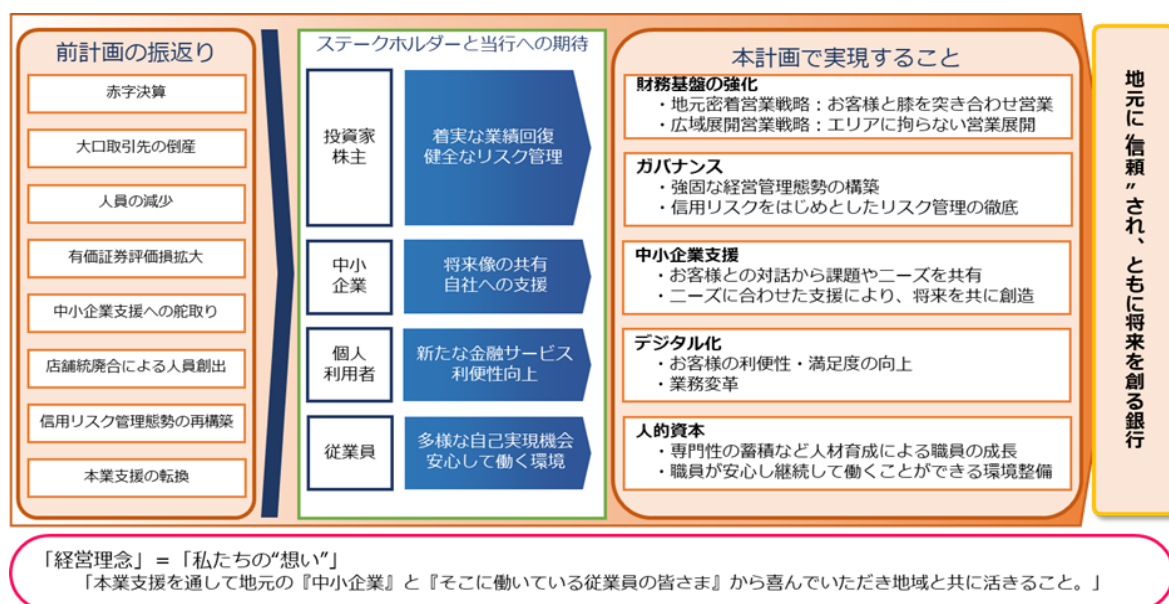
この将来像に込めた思いとして、「役職員全員が同じベクトルを向いて経営理念を実現していく」「安定した財務基盤によりステークホルダーから信頼を得る」「お客様のための中小企業支援を行い、お客様とともに成長する」の3つの思いを込めております。

ウ. スローガン 【考動改革！ ～意識を変える・行動を変える～】

経営強化計画を着実に履行するため、当行は「取引先の期待・信頼の回復」を重要課題に位置づけ、赤字計上するに至った要因の一つである当行の組織風土の課題を真摯に受け止め、役職員の意識と行動を変えることが必要と考えました。その一環として、「組織風土改革プロジェクト」を立上げ、自ら手を挙げた職員30名にて当行の組織風土を変えるため議論を重ね、関連部と改善策の議論を実施しております。

② 基本方針と施策

新たな経営体制では、地域社会や取引先の期待に応じて上記の目指す姿を実現するため、本支店の役職員が一体となり、5本の柱を実施してまいります。特に中小企業支援については、取引先への訪問活動を再徹底することで信頼関係を再構築し、信用リスク管理強化のため継続的な情報収集を行います。これらを通じて財務基盤の再強化を図り、公的資金返済へ向けた対応を着実に進めてまいります。

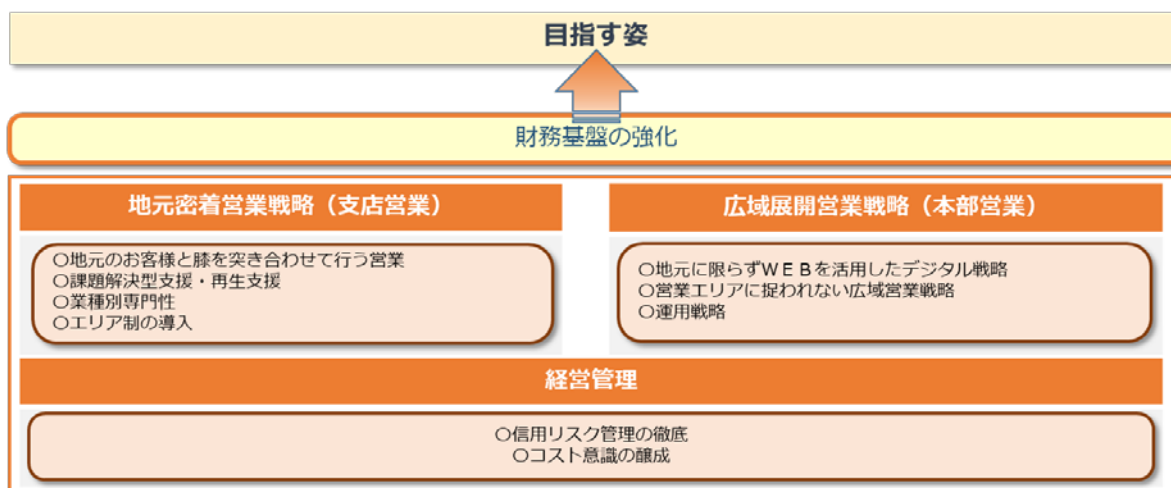


ア、財務基盤の強化

財務基盤を強化していくため、営業店主導の「地元密着営業戦略」と本部主導の「広域展開営業戦略」を戦略上の二本柱として推進してまいります。また、信用リスクをはじめとした各種経営上のリスク管理を徹底し、営業戦略との両輪としております。

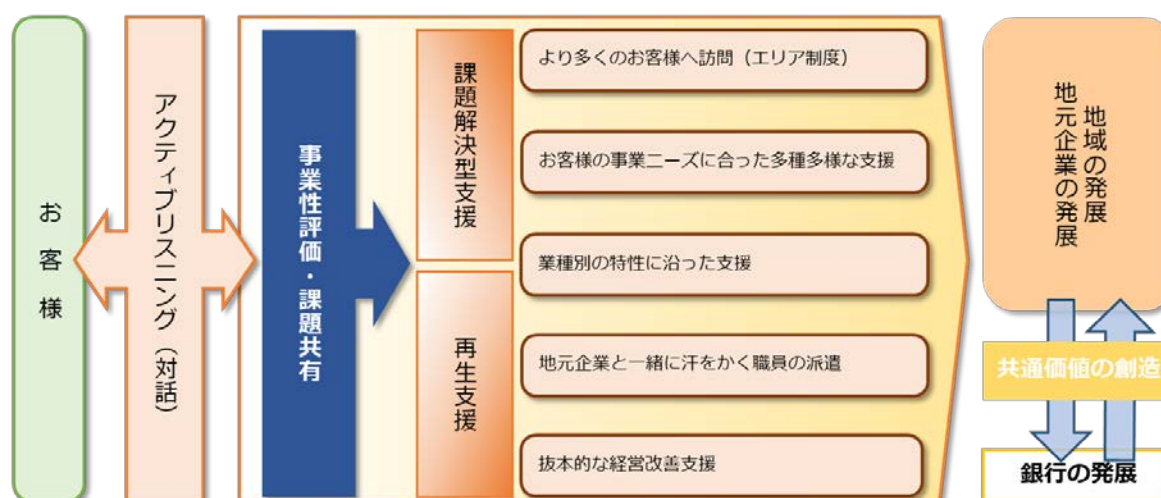
「地元密着営業戦略」とは、営業店において、お客様と膝と膝を突き合わせた密接な関係を築き、様々なニーズや課題に対し融資や商品・サービスを提供して、ともに課題を解決していく戦略です。

「広域展開営業戦略」とは、本部の営業推進部門において、WEBを活用したローンや預金商品の提供や、域外での戦略的な融資取組みを行う戦略で、営業エリアを拡大した広域展開を行っております。



イ、中小企業支援

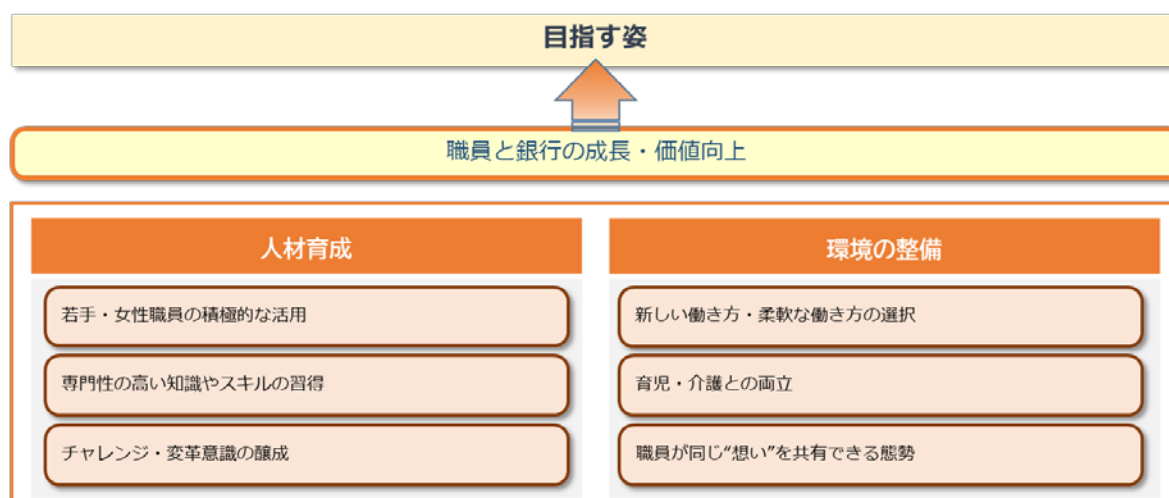
当行の中小企業支援はこれまで同様、お客様との対話（アクティブリスニング）から始めます。お客様と対話し、お客様の事業の内容、課題やニーズを共有し、お客様のゴール（将来像）を共有することが目的です。そのなかから、お客様のニーズに合わせて、融資対応や販路紹介に加えて当行職員の派遣など、経営改善に繋がる様々な支援を伴走しながら実施してまいります。



ウ、人的資本

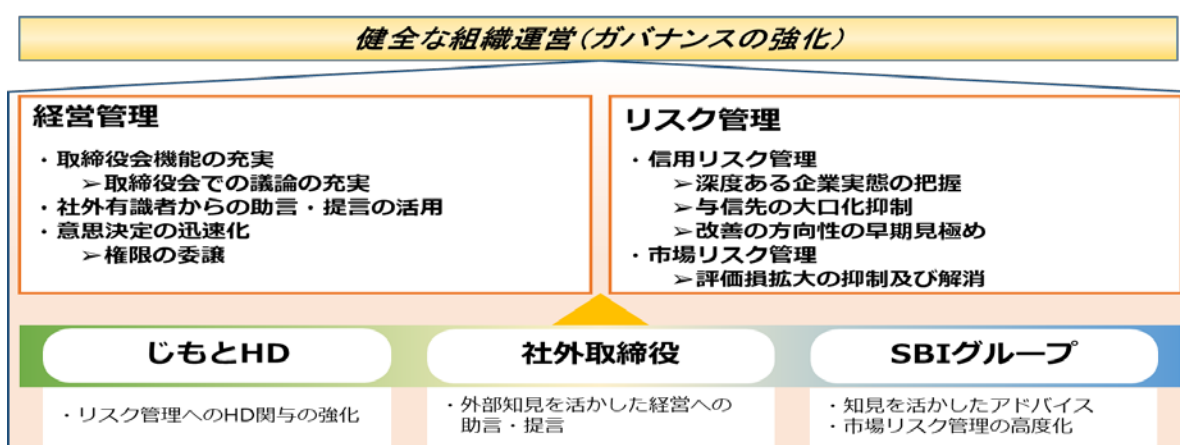
経営理念や目指す姿を実現するためには一人一人の職員が必要不可欠であり、当行にとって大切な「財産（人財）」と考えております。そのため、ダイバーシティ＆インクルージョンの取組みを推進し、職員のウェルビーイング向上を図ることで、働きやすさと成長促進が実現できる環境を整備してまいります。

また、ますます多様化していくお客様のニーズにお応えしていただくために、専門性の高い知識やスキルの習得のため職員の自己成長を促し、さらやか銀行としての価値を創造してまいります。



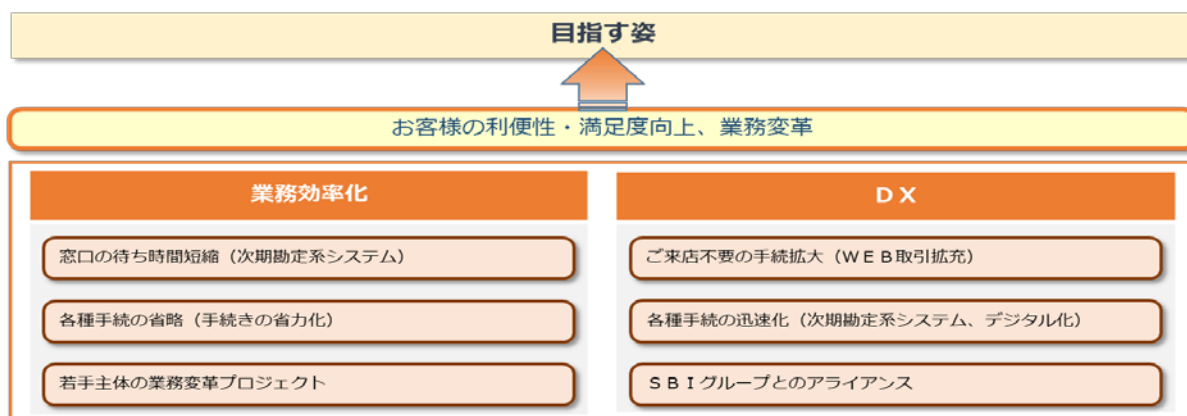
エ、ガバナンス

ガバナンスについては、社外取締役からの外部知見に基づく経営に関する助言を積極活用して改善を図ってまいります。また、信用リスクなどの各種リスクに対して、外部や仙台銀行からの派遣人材や、じもと HD 及び SBI グループの関与を得ながら管理態勢を整備してまいりました。



オ、デジタル化

お客様の手続きの簡略化やWEB取引の拡充により、来店時の待ち時間の短縮や銀行に来店しなくても手続きができる仕組みを構築するなど、お客様の利便性向上及び顧客満足度の向上に資するサービスの提供をおこなってまいります。



(3) 中小企業支援体制の深化について

① 本業支援の定着に向けた営業店支援策

当行では、本業支援の定着と職員のレベルアップを図るために、法人サポート部が中心となり、営業店で登録した取引先企業の事業ニーズに対する示唆・助言を行っております。また、アクティブリスニング能力向上に向けた営業店への訪問指導や営業店職員向けの本業支援研修のほか、本部専門家が取引先企業へ直接訪問して課題解決のサポートを行うなどの支援体制を構築しております。同時に、本業支援の成約事例を好事例集として、定期的に社内イントラにて全職員へ周知し、ノウハウの共有を図っております。

また法人サポート部本業支援室では、高度化、多様化が進むお客さまのニーズに迅速に対応するため、M&A・事業承継・経営改善支援・人事関連支援・人材育成支援などでKCPとの連携を進めております。

取引先企業の本業支援ニーズは、今般のコロナ禍においてより複雑化・多様化しており、以前にも増して多角的かつ専門的な視野で本業支援に取り組む必要があります。当行では、本部サポート機能を強化・充実し、必要によってKCPと連携しながら、営業店における本業支援の定着と深化を進めております。

② 中小企業支援の実施体制強化

当行は、お客様への訪問活動を徹底し、対面でのコミュニケーションを通じた信頼関係の構築に努めております。訪問前にはお客様の状況を事前把握し、訪問時には経営者の思い・ニーズ・課題を傾聴し、それに沿った提案をしております。担当者が得た情報は、顧客情報管理システムに入力され上席者や本社職員など多視点でのアドバイスを行うほか、融資やビジネスマッチング等の提案時には本社職員による帯同訪問を実施しております。

2025年4月からは、アパートローンの受付や審査業務など、営業店での処理に時

間を要する業務を本部集中として、営業店職員がこれまで以上に地域の中小企業のお客様に向き合う時間を創出する体制としております。また、融資案件組成を支援するため融資部審査課の職員が一定期間営業店に駐在し、幅広い相談に対応するなどのサポート体制を構築しております。

一方で、コロナ禍の影響により業績が悪化しているお客様や、従前より本支店一体となり経営改善支援をしているお客様に対しては、継続的な経営改善支援や抜本的な事業再生支援に注力するため企業支援部の体制を強化いたしました。2024年6月から管理強化先100社を選定し、抜本的な経営改善支援をしております。

③ 人的資本の活用

当行では職員各自のレベルに応じた指名制、公募制の各種研修を実施しております。経験の浅い職員向けの融資基礎力養成研修や中堅職員向けの事業性理解・事業性評価力向上研修では、受講者の理解を補助するために本部職員がファシリテーターとなり営業店と本部が一体となり人材育成を図っております。

さらに、2025年4月より地域の中核店となる営業店に推進とOJTを担当する副支店長を配置し、帯同訪問等を通じて若手職員の実践的な人材育成を行っております。これまでも営業店ではOJTを通して人材育成を行ってききましたが、役割を明確にすることでより人材育成に対する取組みを強化しております。

また、キャリアを活かした働き方による組織活性化、働きがい向上の実現、総合的視野または専門的視野を持つ人材の確保を目的として、人事制度の改定を実施いたしました。今後制度の運用が本格化する中で、課題等を検証するとともに、必要に応じて修正を行いながら制度の適正化につなげ、職員の働きやすさと成長促進を実現できる環境を整備してまいります。

④ 外部機関連携強化等

企業が経営課題を解決するための事業展開や事業承継などコンサルティング業務は、重要業務と位置付けております。銀行単独で情報提供できない分野については信用力のある専門企業と業務提携を契約しコンサルティング機能を補完しております。販路の拡大はもとより、不動産の有効活用や経営の多角化、効率化、衛生管理、品質管理、経費のコスト削減などの取引先のニーズに応じてソリューションメニューを提供できる体制を構築しております。

2021年10月より企業のDX支援を目的とした本業支援を開始致しました。DX支援に関わる既存業務提携先との連携強化に加え、SBIネオファイナンス株式会社と総合紹介契約を取り交わし、SBI DXデータベースとして参画する企業約50社の内11社（2025年3月末時点）と契約しております。なお、同データベースに参画する企業は、SBIグループがベンチャー企業投資等を通じて取引のある企業であり、DX化に資する幅広いラインナップの1つとして、今後もサービス提供を行って参ります。

金融機関との連携としては、2016年11月に連携協定を締結した東京きらぼしフ

イナシナルグループとの連携により、成長が見込める広域マーケットの情報を広く提供できるようになりました。同グループとの連携としては、上山市と締結した「地方創生の連携に関する協定」に基づき、「かみのやま温泉インター産業団地」にきらぼし銀行取引先の企業を紹介した結果、2021年4月に土地売買契約の締結に至り、同団地の第1号案件となりました。

その他、2020年1月には第一勧業信用組合（本店：東京都）と「地方創生における包括連携協力に関する協定」を締結し合計3名の人事交流を実施。商工中金（本店：東京都）とは「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」を締結し当行のお客さまの経営改善・再生支援に対し、同社と協調した融資対応等お客さまへの支援チャネルを拡充しました。今後も関東圏とのつながりも活かしながら、地域経済の発展と地方創生に取り組んでまいります。

（4）SBIホールディングス株式会社との連携

SBIホールディングスとの連携により、グループ企業からの助言のもと中長期的な安定運用を目指した有価証券ポートフォリオ「SBIポート」の再構築や、ビジネスマッチングなどの地域経済活性化に向けた連携、新規技術の導入やコスト削減など幅広い協業が可能となりました。同社と資本業務提携関係を構築することで財務健全性の維持・向上を図り、SBIグループが有する商品・サービス・ノウハウなどを最大限活用しながら競争力・収益力を高め、企業価値の向上を図り中小企業を支援する体制を強化してまいります。

これまでは山形市と協働した地域通貨（ベニPay）や、お客様がLED照明や業務用空調設備、業務用冷蔵庫などの省エネ設備を初期投資ゼロで導入できる「ネクシィーズZERO」、ATMでの連携、WEB広告（リードプラス）など幅広い分野において連携を行ってまいりました。また、2024年12月には既存のネット支店「ネットきらやかさくらんぼ支店」を「きらやか銀行SBIさくらんぼ支店」にリニューアルいたしました。2025年2月には個人ローンの広域展開等連携を行っております。

2-2-2 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

（1）担保又は保証に過度に依存しない融資体制

当行の本業支援の柱の1つである「財務の本業支援」の目的は、お客さまの財務をリバランスすることにより、資金繰りを改善し本業に専念してもらう環境を作り企業の「稼ぐ力」向上を後押しすることです。

この方針のもと当行では担保又は保証に過度に依存しない融資案件として、中小企業成長戦略商品（プロパー商品）として2016年度に「テイクオーバー」「イノベーション」「レボリューション」、2021年度に「営業CF改善支援資金」を導入し、事業者が本業に専念出来る環境づくりを実施してまいりました。加えて、2022年度

からは既存商品「テイクオーバー」の要件を拡充した「テイクオーバーⅡ」を導入し、お客様のキャッシュフロー改善に資する取組みにより財務の本業支援メニューを拡充してまいります。

【商品内容及び実績】

(単位：件、百万円)

商品名	貸付形態	共通	実行累計	累計極度額/ 累計実行額
①イノベーション	融資当座貸越	事前協議時、いずれも事業性評価シート又はローカルベンチマーク及び経営デザインシートと「ご提案書」※を添付し、「財務の本業支援」と「成長の為に本業支援」をセットで提案。 ※ご提案書：財務の本業支援以外の 本業支援メニューを提案するもの。	492	19,426
②テイクオーバー	証書貸付		244	7,869
③テイクオーバーⅡ	証書貸付		21	1,733
④レボリューション	証書貸付		86	1,724
⑤営業CF改善支援資金	証書貸付		26	3,088

今後も、顧客のCFや借入の状況等を踏まえ、「財務の本業支援」によるCFの改善等を中心に、担保・保証に過度に依存しない融資の推進を図ってまいります。

(2)「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)への対応

当行では、取引先との融資取組にあたっては、「経営者保証に関するガイドライン」及び事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則(以下、特則含め「ガイドライン」という)の趣旨を尊重した取扱いを実施しております。

「ガイドライン」の活用にあたり、『「経営者保証に関するガイドライン」適用チェックシート』並びに『経営者保証ガイドライン(特側)チェックシート(事業承継用)』を制定し、全店が同一目線で対応できる態勢としております。

また、当行ホームページに「ガイドライン」のバナーを設け、広く対応を周知するとともに、ディスクロージャー誌において活用状況を公表しております。

【経営者保証に関するガイドラインの活用状況】

(単位：件、%)

項目	2020年度 上期	2020年度 下期	2021年度 上期	2021年度 下期	2022年度 上期	2022年度 下期	2023年度 上期	2023年度 下期	2024年度 上期	2024年度 下期
新規融資件数【A】	5,832	4,194	3,401	3,561	3,377	4,208	3,447	4,048	3,270	3,440
新規に無保証で融資した 件数【B】(ABLを活用し 無保証の融資を除く)	1,614	1,246	1,103	1,086	1,133	1,355	1,541	1,786	1,856	1,969
経営者保証に依存しない 融資の割合【B】/【A】	27.7%	29.7%	32.4%	30.5%	33.6%	32.2%	44.7%	44.1%	56.8%	57.2%

（３）私募債の取組

当行では、長期安定的な資金調達ニーズや社会貢献（寄付等）のニーズに対応するため、一定の資格要件を満たした優良企業に発行が限定される私募債について取組みを行っており、2024年度は31件27億60百万円を引き受けいたしました。

また、社会貢献として寄付・寄贈を行う私募債の取扱として、発行時に受け取る手数料の一部を優遇し、その優遇分を原資に新型コロナウイルス感染症の予防・対策等に有効となる「新しい生活様式」に資する取組みを行っております。また、発行時のニュースリリースにて、発行企業が行っているSDGsの取組みをご紹介します。今後も取引先企業の多様な資金調達ニーズに合わせた私募債の引受により中小企業へ資金供給を行うとともに、発行企業の地域貢献への取組みと財務内容の優良性およびSDGsの取組みを対外的にPRするための本業支援に取り組んでまいります。

２－３ 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

２－３－１ 被災者への信用供与の状況

（１）融資相談体制の整備と対応

東日本大震災から14年が経過し、震災に関する融資相談については落ち着いてきております。本計画期間においても、引き続き被災者からの融資相談について対応してまいります。

（２）被災者向け融資の対応状況

① 地区別信用状況

ア．仙台地区の信用状況

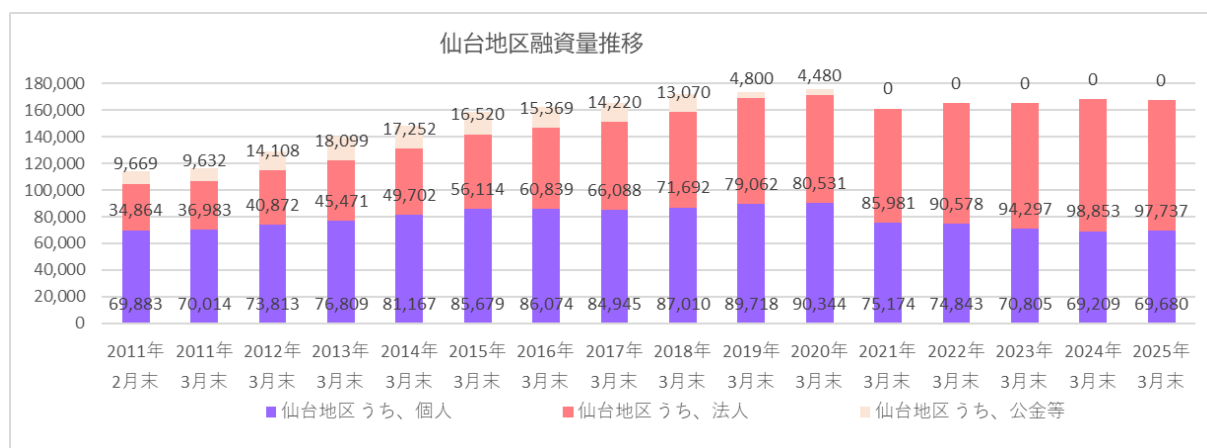
当行の宮城県内の営業拠点は仙台市内の3支店となっております。2015年10月、仙台地区の営業店の店質を法人特化店舗とし、渉外担当者の役割を法人取引に特化させたことで震災復興に向けて取引先の事業ニーズを把握し、資金対応や販路拡大、下請け先の仲介、仙台銀行との情報マッチング等、積極的な対応を実施しております。なお、個人のお客さまへの対応としましては、仙台地区に住宅ローン専担者であるLA（ローンアドバイザー）を1名配置し、被災者に対する住宅ローンの対応を行っております。震災復興に対しては、震災直後からの本業支援の取組みにより、震災以降2025年3月末までの仙台地区における震災関連対応新規融資は467件195億85百万円となりました。これは当行全体の震災関連融資426億62百万円に対し45.91%を占めております。また、当行全体の融資量に占める仙台地区の融資量は2025年3月末現在で18.50%となっております。

仙台地区の法人及び個人に対する融資残高は、2025 年 3 月末現在、震災発生前の 2011 年 2 月末と比べ 530 億 2 百万円増加しております。

【仙台地区融資量推移】

(単位：百万円)

	2011年 2月末	2011年 3月末	2012年 3月末	2013年 3月末	2014年 3月末	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末	2019年 3月末	2020年 3月末	2021年 3月末	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末	2025年 3月末	2011/2比 増減
仙台地区	114,416	116,629	128,791	140,379	148,121	158,313	162,283	165,252	171,772	173,580	175,355	161,055	165,420	165,102	168,062	167,418	53,002
うち、個人	69,883	70,014	73,813	76,809	81,167	85,679	86,074	84,945	87,010	89,718	90,344	75,174	74,843	70,805	69,209	69,680	△ 203
うち、法人	34,864	36,983	40,872	45,471	49,702	56,114	60,839	66,088	71,692	79,062	80,531	85,981	90,578	94,297	98,853	97,737	62,873
うち、公金等	9,669	9,632	14,108	18,099	17,252	16,520	15,369	14,220	13,070	4,800	4,480	0	0	0	0	0	△ 9,669



イ．福島地区の信用状況

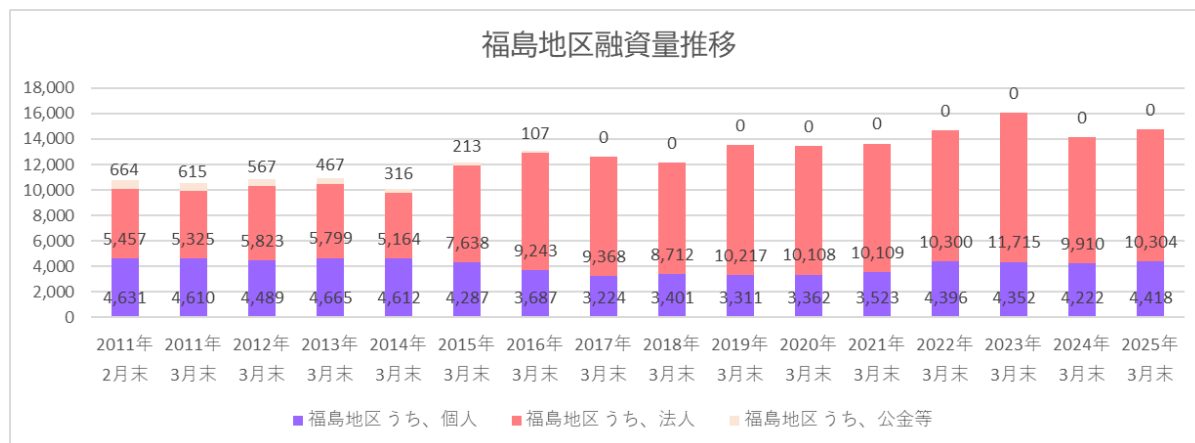
福島県には福島市内に 1 店舗を設置し、復興支援を積極的に展開しております。福島地区の法人及び個人に対する融資残高は、2025 年 3 月末現在、震災発生前の 2011 年 2 月末と比べ 39 億 70 百万円増加しております。

福島地区の法人に対する融資量は、2025 年 3 月末では不動産関連融資において譲地の売却による一括返済や当該融資案件が少なかったことから償還が進み減少しているものの、震災発生前と比較すると増加しており、潜在化している企業の経営課題を、経営者との面談や決算書から顕在化させ、本業支援や融資提案等を積極的に行った結果と認識しております。福島地区も仙台地区同様、2015 年 10 月より、営業店渉外職員の役割を法人取引に特化させることで、復興資金需要に積極的な対応ができる体制としております。

【福島地区融資量推移】

(単位：百万円)

	2011年 2月末	2011年 3月末	2012年 3月末	2013年 3月末	2014年 3月末	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末	2019年 3月末	2020年 3月末	2021年 3月末	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末	2025年 3月末	2011/2比 増減
福島地区	10,752	10,550	10,879	10,931	10,092	12,138	13,037	12,592	12,114	13,528	13,470	13,632	14,697	16,067	14,131	14,722	3,970
うち、個人	4,631	4,610	4,489	4,665	4,612	4,287	3,687	3,224	3,401	3,311	3,362	3,523	4,396	4,352	4,222	4,418	△ 213
うち、法人	5,457	5,325	5,823	5,799	5,164	7,638	9,243	9,368	8,712	10,217	10,108	10,109	10,300	11,715	9,910	10,304	4,847
うち、公金等	664	615	567	467	316	213	107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 664



ウ．山形県、その他地域の信用状況

被災地域である仙台・福島地区以外の震災関連融資につきましては、震災直後のサプライチェーンの寸断や工事の延期・遅延等に対する運転資金対応が主となっており、2011年10月以降は、取扱件数が減少しております。なお、復興需要を含む震災関連の新規融資（事業性融資）の状況は以下のとおりとなっております。

【事業性融資における震災関連融資新規実行累計件数・累計金額（2025年3月末現在）】

	2024年3月末		2025年3月末		2024年3月末比	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
新規融資	1,456	42,662	1,456	42,662	0	0
うち、直接被害	276	9,710	276	9,710	0	0
うち、間接被害	1,180	32,952	1,180	32,952	0	0
山形県	839	18,638	839	18,638	0	0
宮城県	467	19,585	467	19,585	0	0
福島県	78	3,064	78	3,064	0	0
新潟県	37	782	37	782	0	0
秋田県	30	458	30	458	0	0
関東	5	137	5	137	0	0

また、震災以降、2025年3月末までの東日本大震災により被災された個人のお客さまに対する震災関連の新規融資(消費性融資)は150件の19億25百万円となっております。

エ. 山形県における震災融資対応先に係る信用状況

山形県において当行が取り組んだ震災関連新規融資は上記のとおり 839 件の 186 億 38 百万円であり当行全体の震災関連新規融資額の 43.69%を占めております。また当行の全融資先及び融資残高に占める震災融資対応先に対する融資残高の割合は、融資顧客数では 12.42%、融資件数で 14.02%、総融資残高で 17.23%となっております。

震災関連事業性新規融資実行先の既信用実績（2025年3月末現在）（単位：先、件、百万円）

	震災関連新規融資実行 顧客数（A） （全先に対する割合）	左記（A）の先に係る 既総融資件数 （全先に対する割合）	左記（A）の先に係る 既総融資残高 （全先に対する割合）
山形県	639 (12.42%)	1,620 (14.02%)	60,713 (17.23%)
宮城県	260 (17.51%)	381 (14.46%)	21,158 (16.46%)
福島県	40 (28.99%)	54 (22.50%)	2,974 (21.23%)
新潟県	23 (5.76%)	119 (12.34%)	7,528 (15.40%)
秋田県	25 (15.92%)	42 (13.59%)	2,735 (22.34%)
関東	5 (1.72%)	2 (0.43%)	203 (0.15%)
合計	992 (13.03%)	2,218 (13.71%)	95,311 (13.72%)

事業性融資の全先数、件数、残高（2025年3月末現在）（単位：先、件、百万円）

	全融資先数	全融資件数	全融資残高
山形県	5,143	11,558	352,282
宮城県	1,485	2,635	128,509
福島県	138	240	14,007
新潟県	399	964	48,898
秋田県	157	309	12,243
関東	291	469	138,644
合計	7,613	16,175	694,583

② 震災対応に関わる条件変更

ア. 中小企業者に対する条件変更の対応状況

東日本大震災以降、2025 年 3 月末までの中小企業者に対する貸出条件変更等の件数・金額は、以下のとおりとなっております。

【中小企業者】

全体		うち「東日本大震災」関連			
受付	実行	受付	(割合)	実行	(割合)
24,609件	24,317件	652件	2.64%	643件	2.64%
6,574億円	6,532億円	201億円	3.05%	200億円	3.06%

なお、2017 年 4 月以降「東日本大震災」関連の受付実績はございません。

【ご参考：中小企業者の条件変更申込件数の推移】

(単位：件)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
申込件数 (うち震災関連)	1,344 (0)	1,241 (0)	1,555 (0)	1,331 (0)	1,389 (0)	1,512 (0)	1,708 (0)

震災関連申込件数の推移においては、全体的に東日本大震災が発生した直後の2011年度をピークに2012年度以降は減少し、2017年度以降は0件となっております。

今後も継続して中小企業者からの相談を真摯に聞き取り、状況把握と適切な対応に努めてまいります。

③ 住宅ローン貸出先に対する条件変更の対応状況

東日本大震災以降、2025年3月末までの住宅ローン貸出先に対する貸出条件変更等の件数・金額は以下のとおりとなっております。

【住宅ローン貸出先】

全体		うち「東日本大震災」関連			
受付	実行	受付	(割合)	実行	(割合)
1,056件	966件	119件	11.26%	104件	10.76%
149億円	137億円	19億円	12.75%	18億円	13.13%

なお、住宅ローン貸出先においても2017年4月以降、「東日本大震災」関連の受付実績はありませんでした。

【ご参考：住宅ローン利用者の申込件数の推移】

(単位：件)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
申込件数 (うち震災関連)	39 (0)	20 (0)	55 (0)	39 (0)	27 (0)	18 (0)	14 (0)

震災関連申込件数の推移においては、中小企業者と同様、東日本大震災が発生した直後の2011年度をピークに減少傾向となっており、2017年度以降は0件となっております。

今後も継続して住宅ローン貸出先の現況や変化を十分把握し、真摯に取り組んでまいります。

2-3-2 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

(1) 被災者支援に向けた仙台銀行等との連携強化

当行は、じもとグループだからできる宮城と山形の「人・情報・産業」をつなぎ、中小企業者のお客さまから喜んでいただく「本業支援」を組織的かつ継続的に取り組んでおります。そのことが、じもとグループの特徴を活かした当行の強みであり、お客さまの経営力強化・ビジネスマッチング・販路拡大等により被災地域における復興に貢献する施策を展開してまいります。

① 協調融資取組等による資金供給機能の強化

じもとグループの経営戦略の柱として震災復興を目的とした「じもと復興戦略」「地域経済活性化戦略」を掲げ、両行一体となって中小企業者への取組みを推進しております。当行は、じもとグループとして東日本大震災からの復興に向けた支援態勢を整備し、これまで単独行では対応が難しい大口融資案件についても協調融資にて積極的に対応しております。当行法人サポート部と仙台銀行地元企業応援部は、随時情報交換を実施しております。お客さまにとってよりよい情報を提供することで、協調融資のほかにビジネスマッチング等にもつながるなど、被災地域における復興支援のための資金供給を目的として取組みを継続的に、また、強化しながら実施してまいります。

② ビジネスマッチングの強化

被災地におけるじもとグループのお客さまが抱えている様々な問題をサポートするために、仙台銀行と連携しスピード感を持った対応を心掛けております。震災以降、人手不足への対応や、販売先および仕入先の紹介等、宮城県と山形県をつなぐビジネスマッチングを中心に活動しております。2024年度においては両行で91件紹介し13件の成約に繋がりました。また、お客さまに提供する情報ツールとして、取引先から依頼があった事業ニーズの概要をピックアップした「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」を発行し、情報連携の強化を図っております。今後とも宮城県と山形県をつなぐ取組みにつきまちは積極的に対応してまいります。

【ビジネスマッチング実績推移】

(単位：件)

項目	2015.4～ 2019.3	2019.4～ 2020.3	2020.4～ 2021.3	2021.4～ 2022.3	2022.4～ 2023.3	2023.4～ 2024.3	2024.4～ 2025.3	累計
紹介件数	2,224	445	277	200	162	84	91	3,483
成約件数	440	78	70	30	11	12	13	654

③ 復興イベント、商談会の共同開催

当行と仙台銀行は、2012 年から復興支援イベントや商談会を継続開催してまいりました。2024 年度復興支援イベントについては、山形市の中心市街地において地元商店街や山形市の外郭団体と共同で開催しました。

また、2024 年 6 月には首都圏にて「食の魅力発見商談会 2024」へ当行 3 社・仙台銀行 7 社の合計 10 社が参加しました。今後も被災企業や新型コロナウイルス感染症・物価上昇等による影響を受けた企業の売上回復支援のため、継続的に実施してまいります。



2024 年 10 月 じもとまつり in 山形 2024

（２）当行独自の復興支援に係る施策

① 山形市との連携

2016年2月、山形市と「地域振興・活性化に向けた連携協力の協定書」を締結し、山形市と当行法人サポート部間で人事交流を含めた緊密な連携を行っております。2019年11月には山形市売上増進支援センター（Y-biz）へ初めて職員を派遣しました。以降、これまで5名を継続的に派遣し、人事交流終了後は取引先の売上増強ニーズに対応するため、本部のコンサルティング部門などへ配属し、支援体制の強化を図っております。

② 東日本大震災事業者再生支援機構との連携強化

事業再生にあたり、既往債務負担のため新規資金調達が困難である被災者に対し、債権の買取り要請や新規融資の保証業務を行っている「東日本大震災事業者再生支援機構」と連携し、事業再生計画に基づいて新規資金の対応を行っております。2025年3月末まで7先の支援を決定しております。

(注) 東日本大震災事業者再生支援機構は2021年3月31日をもって支援を行う期間の満了日を迎えたことから、新たな支援申込の受付を終了しているため、計数は2021年3月末時点となっております。

③ 私的整理ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用

当行は、震災の影響により既往債務の弁済に困難をきたしている個人債務者の方が、自助努力による生活や事業の再建に取り組まれることを支援するため、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」等を活用し、債務整理を含めた支援に取組み、2021年3月末までの対応実績は4件となりました。「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の適用が終了した2021年4月からは「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により被災者支援を行ってまいります。なお2025年3月末までの震災に係る対応実績はございません。

④ その他外部機関との連携

ア. 地域経済活性化支援機構（旧 企業再生支援機構）、中小企業再生支援協議会との連携強化

地域経済活性化支援機構との連携につきましては、2025年3月末現在、2社について終了しております。あわせて、中小企業活性化協議会との連携につきましては、2025年3月末現在、81社が終了、91社が実施中となっており、継続して連携を強化してまいります。

【外部機関連携累計実績】

(2025年3月末現在)

機関名	累計実績
地域経済活性化支援機構	終了：2先、取下げ：1先
中小企業活性化協議会（旧再生支援協議会）	終了：81先、実施中：91先、取下げ：12先
東日本大震災事業者再生支援機構	終了：7先
宮城県産業復興相談センター	取下げ：2先
中小企業支援ネットワーク	終了：45先、実施中：4先、取下げ：5先
山形県企業振興公社（専門家派遣）	終了：50先、実施中：2先、取下げ：15先
TKC東北会	終了：17先、実施中：1先、取下げ：8先
各種コンサルティング会社	終了：51先、実施中：31先、取下げ：4先
商工会議所	終了：1先、実施中：1先、取下げ：2先
山形大学国際事業化研究センター	終了：2先
信用保証協会（専門家派遣事業）	終了：3先、実施中：6先

2-4 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

2-4-1 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与

(1) 融資相談体制の整備と対応

新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた事業者に対して、相談を真摯に聞き取り、状況把握と適切な対応に努め新規融資をはじめ、既往債務の条件変更に最大限柔軟に対応するなど資金繰りを支援するとともに、事業者への経営改善支援に多面的に対応しております。

(2) 新型コロナウイルス感染症等の影響先向け融資の対応状況

① 新規融資の対応状況

当行は、2020年2月からの新型コロナウイルス感染症の影響が拡大した状況において、融資先の金利負担を軽減する利子補給制度による「実質ゼロ金利」の制度融資等を活用し、コロナ禍以降、2025年3月末までの新型コロナウイルス感染症等に関連した新規融資は4,174件、1,052億47百万円と積極的に対応してまいりました。また、各制度で対応可能な金額を超える資金ニーズには、当行のプロパー融資で取り組みするなど、取引先が必要としている資金ニーズに対応してまいりました。

今後の課題としては、新型コロナウイルス感染症が沈静化するなかで、地域経済は回復傾向にある一方で、原材料高騰による経費増加が経営に与える影響は大きく、新型コロナウイルス感染症で業績が悪化した取引先においては、未だ支援が必要な状況にあります。また、実質ゼロ金利融資の元金返済も始まっていることから、今後も幅広い資金繰りの支援が重要であると考えており、当行は取引先が必要とする資金ニーズに引き続き積極的に対応してまいります。

【新型コロナウイルス感染症等による影響先への新規融資対応】 (単位：件、百万円)

		2020.3期	2021.3期	2022.3期	2023.3期	2024.3期	2025.3期	累計
新規融資対応	件数	40	3,245	325	196	244	124	4,174
	金額	906	84,911	6,221	3,595	6,039	3,575	105,247
うち、プロパー融資	件数	12	75	4	2	2	0	95
	金額	384	8,166	252	50	50	0	8,902
うち、保証協会制度融資	件数	28	3,170	321	194	242	124	4,079
	金額	522	76,744	5,969	3,545	5,989	3,575	96,344

② 条件変更の対応状況

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大して以降、2025 年 3 月末までの貸出先に対する貸出条件変更等の件数・金額は以下のとおりとなっております。

【新型コロナウイルス感染症等による影響先への条件変更】（単位：件、百万円）

		2020.3期	2021.3期	2022.3期	2023.3期	2024.3期	2025.3期	累計
条件変更対応	件数	28	372	122	111	87	16	736
	金額	3,716	13,048	3,490	2,302	1,127	241	23,924
うち、事業性融資	件数	28	344	112	107	87	16	694
	金額	3,716	12,565	3,326	2,253	1,127	241	23,228
うち、住宅ローン	件数	-	28	10	4	0	0	42
	金額	-	483	164	49	0	0	696

感染症拡大直後の 2021 年 3 月期は、372 件 130 億 48 百万円と大幅に増加していましたが、直近では、新型コロナウイルスによる影響が沈静化に進む中で減少傾向となっております。しかしながら、物価高騰や人件費負担増等への対応もあり、取引先の資金繰り支援のニーズが継続することが予想されることから、引き続き取引先の現況や変化を十分に把握し、条件変更等の支援も取り組んでまいります。

2-4-2 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

（1）経営改善に係る方策

当行は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた取引先に対して、資金繰り支援だけでなく、様々な経営改善支援にも取り組んでおります。

① 中小企業活性化協議会の活用

新型コロナウイルス感染症等による影響を受けている取引先につきましては、中小企業活性化協議会を積極的に活用し、経営改善計画の策定支援など、様々な連携を行っております。コロナ禍以降（2020 年 3 月以降）で 2025 年 3 月末までの中小企業活性化協議会へ連携した実績としましては 64 先となっております。

② 長期間を見据えた財務支援

新型コロナウイルス感染症等により事業に影響を受けた取引先のなかには、財務内容が毀損している先もあります。そのような取引先に対しましては、資金繰り支援だけでなく、長期間を見据えた財務支援が必要であり、DDS（デット・デット・スワップ）を活用した支援にも取り組んでおります。2021 年 4 月以降当行取組先累計（2025 年 3 月末時点）は 8 先、23 億円の実績となっております。

また、当行単独のDDSを活用した財務支援だけでなく、政府系金融機関と連携した資本金劣後ローンを活用した支援も積極的に行っております。

【政府系金融機関連携による資本金劣後ローン取組状況】

	実行先		実行予定・相談中		合計	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
資本金劣後ローン（連携）	77	12,646	13	1,200	90	13,846
うち、日本政策金融公庫（中小）	61	11,032	9	1,000	70	12,032
うち、日本政策金融公庫（国民）	7	230	2	80	9	310
うち、商工組合中央金庫	9	1,384	2	120	11	1,504

※2020年3月以降累計

③ 補助金を活用した設備投資支援

当行は、事業者がウィズコロナ・ポストコロナの環境に対応するために必要な設備資金の対応に向けて各種補助金の活用も積極的に対応してまいりました。

コンサル子会社であるK C Pも含め、事業再構築補助金の活用に向けた事業計画策定支援については積極的に取組み、第13次募集までにおいて累計135先を支援しております。

令和6年度補正予算の成立後、中小企業から本補助金に関しての相談を多数受け、2025年1月から3月末までに計6社を訪問し状況説明を行ってまいりました。

本補助金は、今回の第13次募集が最終公募であり、今後、事業再構築補助金の後継として新設された中小企業新事業進出補助金の活用にも対応してまいります。

【事業再構築補助金の実績】（単位：先）

		1次～13次合計	
		申込	採択
	営業店	106	43
	K C P	29	23
合計		135	66

新型コロナウイルス感染症等の影響が徐々に沈静化していくなかで、ウィズコロナ・ポストコロナの環境を乗り越えていくためには、取引先が抱えている顧客ニーズの変化への対応や人手不足の対策が必要となります。そのための設備投資に関する需要が高まっており、当行は、こうしたニーズに積極的に対応しております。

その一つとして、中小企業省力化投資補助金の活用を推進してまいりました。2024年10月以降、中小企業からの相談を多数受け、これまで計8社に情報提供とともに詳細な説明を行ってまいりました。今後、登録カタログの充実に伴い、申請が増える見通しです。

2-5 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

2-5-1 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能強化のための方策

(1) 創業・新事業進出支援

創業者向けの資金供給として、山形県制度融資「開業支援資金」の他、2016 年より日本政策金融公庫山形支店との連携商品「煌やかな未来」を発売しております。2024 年度の創業・新事業進出支援に係る実行実績は 43 件となりました。当行は、引き続き地方創生の観点も踏まえながら創業者及び新事業進出を計画している方へ寄り添い、支援してまいります。

【創業・新事業支援融資制度実績】

(単位：件)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
件数	39	41	69	59	43

また、山形市と連携した創業支援事業の他、山形県内の新技術・新製品等の研究開発を行うベンチャー企業等の支援を目的として、一般財団法人きらやか銀行産業振興基金による「ベンチャービジネス奨励事業」を行っており、1 先につき 50 万円の助成金を贈呈しております。2024 年度の贈呈先は 1 先で、1979 年の事業開始以降、累計 79 先に対して贈呈しており、地域における創業支援の活性化に努めております。

また、創業・新事業進出の検討段階からのサポートとしては、K C P による事業計画策定、実行支援といったコンサルティング提案も行っており、新事業・新分野展開へのサポートを強化してまいります。

2-5-2 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業主を含む）に対する支援に係る機能の強化のための施策

(1) 補助金に係る支援

例年 10 月以降、年度内の補助金の公募は少ない状況でありましたが、各中小企業は次年度以降の設備投資計画を立案するタイミングのため、当行は補助金を活用した設備投資の相談を多く承り、今後の補助金情報を資料にまとめて企業を訪問して説明する対応を実施しております。

2024 年度下期、中小企業 40 社以上に、各企業のニーズに対応した補助金の情報を提供するとともに、各企業の要望に応じて申請に向けた支援を実施しております。

その結果、総務省の『ローカル 10,000 プロジェクト』に山形県内で 2 件採択されるとともに、令和 7 年に予定されているものづくり補助金（19 次公募）及び中小企業新事業進出補助金への申請準備を具体的に数社と進めております。

また、営業地域の都道府県並びに県内市町村の補助金情報を収集し、該当する中小企業に適時提供することを含め、地域経済の活性化に向けた取組みを推進しております。

（２）課題解決型支援

当行取引先において、人材の確保とDX化による生産性向上が喫緊の課題であり、優先的に支援展開をすべき事項と認識しております。

人材への支援としては、業務提携先を活用した一般的な人材紹介だけでなく、専門知識を有した副業プロ人材採用による新事業展開の支援や、前述の「SBI DXデータベース」登録企業による専門人材とのマッチングサービス等、幅広いニーズに対応しております。

また、生産性向上支援としては、当行の強みであるSBIグループの知見と課題解決能力を最大限に活用するため「SBI DXデータベース」登録企業を業務提携先として採用し、課題解決のメニュー拡充を図っております。

さらに、人材確保の一環として、取引先従業員に向けた福利厚生の実施を支援するため、SBIベネフィットシステムズ株式会社と協業し、「きらやかDCプラン（企業型確定拠出年金制度）」で取引先従業員の資産形成を支援しております。

当行では、多くの取引先が直面する重要な課題に対し、引き続き様々なメニューを準備し、課題解決支援を行ってまいります。

お客様の課題	当行の提案・実践等
人材に関する課題	人材紹介 副業人材紹介 SBI関連（助太刀）による支援
生産性向上に関する課題	SBIDXデータベースによるDX化支援
インボイス・電帳法対応	（SBIBS）請求QUICKによる法令対応支援
取引先従業員の福利厚生	DCプランによる従業員の資産形成支援

（３）デジタル地域通貨の取扱い

2021年7月、デジタル商品券や地域ポイントを発行・運用するための情報プラットフォームを活用した地方創生および地域経済活性化に対する取組みについて、SBIネオファイナンスサービスズ㈱及び㈱まちのわと連携・協力していくことを目的として、包括連携協定を締結いたしました。

2022年3月には、㈱まちのわ、㈱ハイスタッフ、㈱エイチ・エフ・ピーと当行の4社が共同事業体となり、山形市から「山形市プレミアム付商品券事業」の業務を受託いたしました。その後、2024年3月までに計5回の事業を受託し、2025年4月以降も実施予定です。また、2023年9月には河北町から「かほくほくほく応援券（商品券）事業」を受託し、2025年3月からの事業第3弾にも参加いたしました。

デジタル地域通貨や電子商品券の導入は、自治体DXや地域経済活性化の方法として多くの地方自治体から注目を集めており、今後も伴走支援をしてまいります。

(4) 産学官金連携等外部連携強化

当行は、産学官金連携を強化する取組みの一環として、2016年7月に山形大学と受託事業実施契約を締結し、取引先企業の人材育成を支援する「きらやかマネジメントスクール」を開講し、過去6期192人の卒業生を輩出しました。当スクールは、山形大学の教授陣が講師となり、若手経営者、後継者、幹部社員を対象として毎月1回の講義を1年間(全12回)実施いたしました。講義においては、自社の抱える課題を発見し、解決するための具体的な知識等を習得する実践的な内容となりました。2025年度からは、新たな産学官金連携の取組みとして、リニューアルした「きらやかマネジメントスクール」を開催する予定であります。

【きらやかマネジメントスクールカリキュラム】

回数	テーマ	回数	テーマ
第1回	課題認識と目標設定	第6回	生産性をn倍にするためのトヨタ生産方式の活用法
第2回	創造的思考法とエッセンシャル思考法	第7回	新たな付加価値を生むための発想法
第3回	付加価値を高める方法	第8回	お客様への価値としてのQCD①
第4回	モチベーションとエンゲージメントの高め方	第9回	お客様への価値としてのQCD②
第5回	D X ・ A I の活用法	第10回	企業経営と人材育成

(5) サステナブル関連融資の取組み

企業のSDGsへの取組みや脱炭素経営が主流となる中、当行においてもHDが掲げるサステナビリティ投融資方針のもと企業のサステナブル経営を後押ししております。具体的には、サステナブル経営を後押しする目的で融資商品「きらやかSDGs応援ローン」や「きらやかSDGs 寄付型ローン」の取扱いを開始いたしました。また、経済産業省が実施する「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」の指定金融機関として指定されたほか、寄付型私募債「きらやかじもと応援私募債」の取扱いにより、地域貢献に資するものとして企業のサステナブル経営を後押ししております。

今後も、ご融資を通じて事業者様のサステナブル経営及び脱炭素経営を支援するとともに地域経済の活性化に努めてまいります。

【主なサステナブル関連融資実績（2022年度以降）】

（単位：百万円）

	2022年度		2023年度		2024年度		累計	
	件数	実行金額	件数	実行金額	件数	実行金額	件数	実行金額
① きらやかSDGs応援ローン	0	0	2	110	1	100	3	210
② きらやかSDGs寄付型ローン	11	400	5	80	1	20	17	500
③ きらやかESG融資	1	44	0	0	0	0	1	44
④ 山形県信用保証協会制度「SDGs応援保証」	8	530	14	690	5	412	27	1,632
⑤ 山形県商工業振興資金「脱炭素社会推進資金」	2	92	0	0	0	0	2	92
⑥ 私募債「きらやかじもと応援私募債」	17	1,300	19	1,750	21	1,850	57	4,900
⑦ 私募債「きらやか社会貢献私募債」	0	0	0	0	1	100	1	100
	39	2,366	40	2,630	29	2,482	108	7,478

（6）きらやか産業賞の贈呈

当行では、山形県内の中小企業者を育成し、地域産業の活性化を図ることを目的に、一般財団法人きらやか銀行産業振興基金による表彰・助成事業である「きらやか産業賞」を展開しております。対象先を、山形県内において「技術革新」「経営革新」「国際化」「教育訓練」の面において特に優れた実績を上げている企業とし、1先100万円の助成金を贈呈しております。2024年度は、「技術革新」「経営革新」「国際化」の面において顕著な実績を上げ、地域の活性化や雇用の確保に大きく貢献している3先に贈呈いたしました。1989年の事業開始以降、これまで128先に贈呈しておりますが、今後も本事業を継続することで山形県の産業の振興に貢献してまいります。



2025年3月 きらやか産業賞・ベンチャービジネス奨励賞贈呈式

(7) きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社による経営支援

① コンサルティング体制の強化

コンサルティング子会社であるK C Pの人員体制は7名体制（2025年3月末）としており、昨今の事業承継に関するニーズの高まりに対しコンサルティング業務を拡充し、多様化する本業支援ニーズに対応してまいります。

カテゴリー	関与件数
事業承継・M&A	134
（うち事業承継）	64
（うちM&A）	70
事業戦略・資本政策	18
その他コンサル	18
小計	170

※2025年3月末現在

② 外部機関との連携

事業承継対策につきましては、税制面、法務面での課題解決や実現性の評価など具体的な手続きが必要となります。そのような場合は、原則的に取引先企業が顧問契約を結んでいる専門家と連携しながら進めてまいります。各企業の顧問税理士等は、それぞれの企業の経営に密着しており、実情をよく理解していることから、よりスピーディーな対応が期待できます。しかしながら、経営者の中には、事業承継に関する詳細な知識を有していないこともあり、専門家への依頼についても先送りしている事例も少なくありません。その際、当行の担当者は経営者と専門家の間の溝を埋める「コーディネーター」の役割を果たしております。さらに、顧問税理士等が対応できないような難度の高い案件の場合は、当行子会社のK C Pや当行が提携している税理士等の専門家と連携し課題解決を支援しております。

また、第三者事業承継（M&A）については、行内ネットワークのみならず、仙台銀行やきらぼし銀行、あおぞら銀行、日本政策投資銀行等との連携や、本年度より山形県が運営する「山形県事業承継ネットワーク」と「事業承継引継ぎ支援センター」が統合して発足した「山形県事業承継・引継ぎ支援センター」等の公共外部機関との連携を強化し、お客さまの事業承継ニーズにタイムリーな対応を行ってまいります。

【経営改善支援等取組率実績】

	2019/9 実績	2020/3 実績	2020/9 実績	2021/3 実績	2021/9 実績	2022/3 実績	2022/9 実績	2023/3 実績	2023/9 実績	2024/3 実績	2024/9 実績	2025/3 実績
創業・新事業	25	37	21	18	8	30	27	42	35	59	25	18
経営相談	1,409	1,390	1,297	1,129	1,377	1,379	1,338	1,460	1,438	1,421	1,453	1,311
事業再生	208	178	192	207	214	202	195	150	144	143	139	160
事業承継	56	45	69	60	150	49	48	146	117	175	94	134
担保・保証	32	39	23	36	31	27	14	30	14	28	21	27
合 計	1,730	1,689	1,602	1,450	1,780	1,687	1,622	1,828	1,748	1,826	1,732	1,650
取引先総数	8,213	8,145	8,210	8,132	8,210	8,026	7,916	8,128	7,833	7,950	7,587	7,613
比 率	21.06%	20.74%	19.51%	17.83%	21.68%	21.02%	20.49%	22.49%	22.32%	22.97%	22.83%	21.67%

*取引先総数については住宅ローン、消費者ローン等の個人借入先及び2019年3月期より特殊融資債権を除いております

*経営改善支援取組先の定義

- 創業・新事業 ・山形県商工業振興資金融資制度「開業支援資金」「地域産業振興特別資金」、山形県以外の地方公共団体創業関連融資制度、当行取扱商品「煌やかな未来」や当行プロパー融資を行った先
- 経営相談 ・当行が積極的に支援を行う先として「支援企業」に指定している先
（「重点再生支援先」先及び金融円滑化法に基づく対応を行っている先）
・当行独自の「本業支援」の成約のうち、本部が認定した成約件数
- 事業再生 ・当行から人材を派遣し再生計画作成、その他支援を行った先
・企業再生にあたり、DES、DDS、DIPファイナンス等の手法を活用した先
・中小企業活性化協議会、公的機関と連携し再生計画の策定に関与した先
- 事業承継 ・本部の専門部署が事業承継策の相談を実施した先
・営業店において「本業支援」として事業承継相談に対応した先
- 担保・保証 ・CRDスコアリングモデルを活用したビジネスローンを実行した先
・ABL（Asset Based Lending）手法の活用により流動資産担保融資を行った先（融資実行件数）
・私募債、PFIの取組み件数（実行件数）

当行は、重点施策として既往取引先への網羅的な本業支援を組織的に取組みながら、お客さまの販路拡大・仕入先斡旋・不動産関連等を中心とした経営相談にも積極的に対応しております。その結果、2025年3月期の経営相談に関する実績は1,311件となりました。

以上により、本業支援による経営相談を含めた経営改善支援等取組実績につきましては1,650件の実績となりました。

2-5-3 事業再生に資する方策

（1）経営改善取組企業に対する方策

① 「重点再生支援先」の指定による抜本的な事業再生支援及び管理の実施

重点再生支援先については、抜本的な事業再生に向けて、積極的な支援並びに重点的な管理を行っております。具体的には、当該企業の財務改善と抜本再生を目的に企業支援部に専任担当者を配置し、当該企業の経営層のみならず、必要に応じて現場社員に至るまでコミュニケーションを密にとりながら、常に当該企業の状況把握を徹底し、問題点の改善に向け適切な対応策を講じております。

② 「重点再生支援先」に対する具体的支援

個社別に損益状況および現況について月次（必要に応じて週次）で管理・把握すると共に、企業支援部担当者が当該企業の各種会議（経営会議、営業会議、生産会議、資金繰り会議 等）に出席し、状況の変化の兆候や資金繰り悪化等の予測に努め、課題を先延ばしすることなく取り得る選択肢が多いうちから経営判断をサポート

トする体制を敷いております。また、2025 年 3 月まで企業再生のプロフェッショナルである北門信用金庫企業支援室長の伊藤貢作氏から助言を受けながら、担当企業に対する事業再生支援機能の強化を図ってまいりました。具体的には、担当企業の実情に応じて、定量（財務内容、資金繰り等）と定性（経営者、商権、技術力、後継者の有無等）の両面から正確に把握し方針を決定した上で、抜本的な事業再生の局面においては弁護士、会計士等の専門家や中小企業活性化協議会等の外部機関と連携し、DDS、債権カット等の抜本的な金融支援の提案と計画策定支援、ケースによっては事業整理や廃業支援についても実践しております。

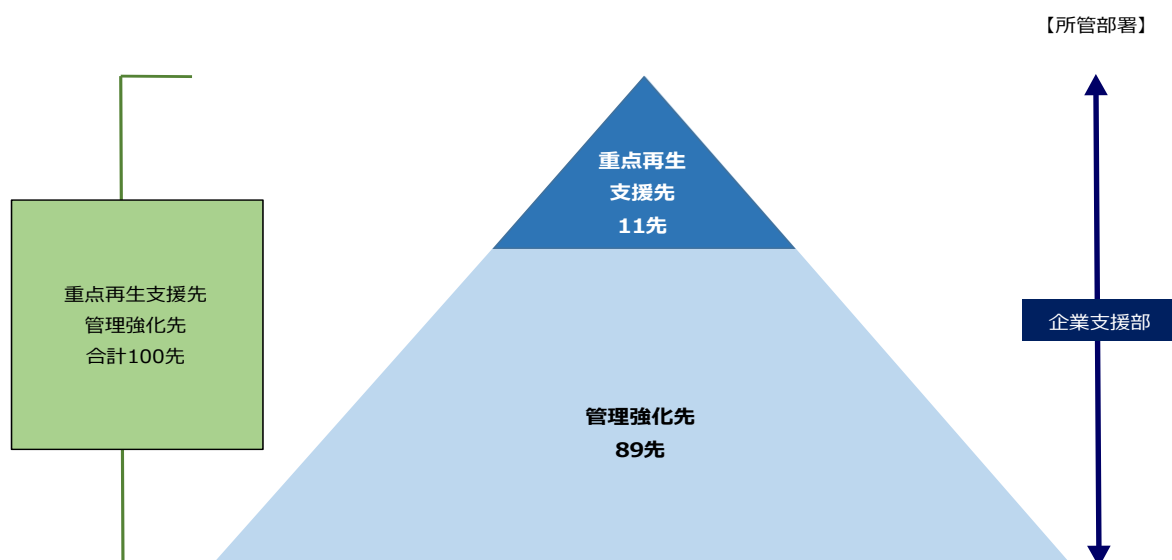
③ 「管理強化先」の指定によるモニタリング及び経営改善支援の実施

「重点再生支援先」以外の取引先で与信供与額が大きく、債務者区分が要注意先・要管理先・破綻懸念先で赤字・債務超過・借入過多・借入急増に該当する先等を「管理強化先」として選定し、収益力の改善や突発破綻の発生を未然に防止することを目的に企業支援部が所管しております。なお、管理強化先に対しても伊藤貢作氏から業種特有の着眼点や専門的な知見を仰ぎ、事業者の特性に応じた支援ノウハウの蓄積を図りながら経営改善の実効性を高めております。

④ 専門家チームの拡充

企業支援部内に金融機関以外に勤務経験のある職員で構成した専門家チームを設置し、経営改善取組企業に対し、専門的知見や企業間取引拡大支援等を活用し経営改善に取り組んでおります。

2024 年 11 月に新たに製造業に勤務経験のある職員 1 名を専門家として採用し機能強化を図りながら経営改善の実行性を高めております。今後は製造業以外から勤務経験のある専門家を招聘し、業種別の知識やノウハウの蓄積を図ってまいります。



(2) 中小企業等金融円滑化法終了後の支援の実施

中小企業金融円滑化法に基づき、条件変更等を実施した取引先のうち債務者区分が要注意先及び破綻懸念先については、経営改善計画の策定を原則必須としており、当該取引先への経営改善に向けた支援を実施しております。2025年3月末現在の金融円滑化対応先で与信取引が継続している取引先は1,311先となっております。

中小企業金融円滑化法は2013年3月末日をもって終了しておりますが、2012年11月1日の金融担当大臣談話「中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針について」に示された基本姿勢及び「中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策」の施策概要に基づき、今後も当該対応につきましては従前と変わらない対応を実施してまいります。

3. 剰余金の処分の方針

3-1 剰余金の処分に関するグループ方針

じもとホールディングスは、地域金融グループとしての公共性と健全性維持の観点から、内部留保の充実をはかるとともに、安定した剰余金の配当を維持することを基本方針としております。

こうした方針に基づき、2025年3月期の普通株式に係る期末配当は1株あたり年間配当金を5円00銭としました。

また、じもとホールディングスが発行している種類株式（B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、いずれも非上場で公的資金に係る優先株式）の配当は、定款及び発行要綱の定めに従い、所定の配当金を全額配当することとしました。

2026年3月期の普通株式の配当は、上記の基本方針に則り、1株あたりの年間配当金を5円00銭とする予定です。

また、じもとホールディングスが発行している種類株式（B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、いずれも非上場で公的資金に係る優先株式）の配当は、定款及び発行要綱の定めに従い、所定の配当金を全額配当する予定です。

今後も、経営強化計画を着実に履行することで、黒字決算及び配当の継続に取り組むとともに、公的資金返済に向けた剰余金の積上げに取り組んでまいります。

3-2 配当に向けた態勢整備

当行は経営強化計画に基づく施策を着実に実行し、収益基盤の強化を図っていくことで、利益剰余金を積み上げ、配当に向けた態勢を整備してまいります。

2024年3月期には、9月にコロナ特例による金融機能強化法に基づく公的資金180億円を導入し、また、12月にはSBI地銀ホールディングスからの第三者割当増資19億円を受入いたしました。

一方、利益剰余金は、下表のとおり、2024年3月期において当期純利益△244億円を計上したことから△222億円となりましたことから、2024年9月が返済期日となっていた震災特例公的資金200億円については返済期限を2037年9月末といたしました。

また、2024年9月には資本金及び資本準備金を取り崩し、欠損填補を実施しております。

今後につきましては、経営強化計画を着実に実行することにより、利益剰余金の積上げを図ってまいります。

2037年3月期末までに183億円の積上げ計画により、2037年12月を返済期限とする震災特例公的資金100億円の返済と、その後、2048年3月期末までに300億円の積上げ計画により、2048年9月を返済期限とするコロナ特例公的資金180億円の返済は十分に可能と考えております。

また、今回返済期限を2037年9月末に変更する震災特例公的資金200億円については、当該返済期限までに返済原資となる利益剰余金を毎期の利益で積み上げることは困難である一方、コロナ特例による公的資金を除いた株主資本により返済することは可能と考えておりますが、返済後の自己資本比率状況を鑑み、必要に応じて新たな資本調達についても検討してまいります。

【当期純利益 利益剰余金の見通し】					(単位：億円)				
	当期純利益		利益剰余金			当期純利益		利益剰余金	
2019年3月末	実績	10	実績	134	2019年3月末	計画	20	計画	144
2020年3月末	実績	11	実績	136	2020年3月末	計画	20	計画	163
2021年3月末	実績	▲ 48	実績	84	2021年3月末	計画	20	計画	183
2022年3月末	実績	10	実績	92	2022年3月末	計画	20	計画	103
2023年3月末	実績	▲ 83	実績	8	2023年3月末	計画	20	計画	122
2024年3月末	実績	▲ 244	実績	▲ 222	2024年3月末	計画	20	計画	142
2025年3月末	実績	5	実績	6	2025年3月末	計画	20	計画	162
2026年3月末	計画	4	計画	6	2026年3月末	計画	20	計画	182
2027年3月末	計画	14	計画	20	2027年3月末	計画	20	計画	201
2028年3月末	計画	4	計画	25	2028年3月末	計画	20	計画	221
2029年3月末	計画	16	計画	42	2029年3月末	計画	20	計画	241
2030年3月末	計画	18	計画	61	2030年3月末	計画	20	計画	261
2031年3月末	計画	18	計画	79	2031年3月末	計画	20	計画	281
2032年3月末	計画	18	計画	94	2032年3月末	計画	20	計画	300
2033年3月末	計画	18	計画	109	2033年3月末	計画	20	計画	140
2034年3月末	計画	20	計画	125					

※2026年3月期以降は2024年9月公表いたしました経営強化計画の数値を記載しております。

4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

4-1 経営管理に係る体制

(1) 経営管理に係る体制

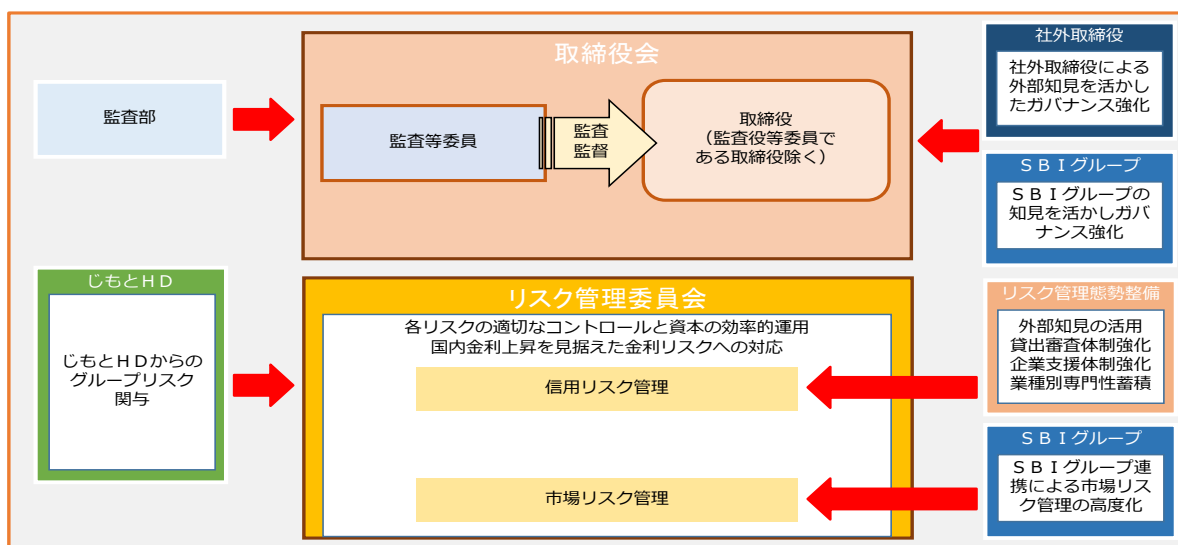
前計画期間の課題を踏まえ、2024年9月に役員体制を刷新いたしました。

2024年6月に新しく取締役となった西塚英樹と鈴木治の2名以外の取締役は辞任したため、両名が代表権を持つ取締役頭取及び取締役専務に就任し、その他の役員についても若返りをはかりました。新たな役員は、営業店経験が豊富な者と本部経験が豊富な者をバランスよく選任し、当行の課題である信用リスクを含めたリスク管理を強化するため、昭和リース(株)より細井信治を常勤役員として登用しております。

また、じもとホールディングスの社外取締役1名が当行の社外取締役を兼務する体制を継続しており、社外取締役監査等委員2名からは公正かつ中立な立場で取締役会の意思決定の妥当性及び相当性の観点で意見を受ける体制としております。

さらに、金融庁の地域銀行経営モニタリング・アドバイスチームからは、東日本銀行で会長を務めた大石慶之氏に経営に対する助言や意見を頂き、SBIグループからは経営会議や取締役会にオブザーバーとして出席を頂くほか、業務運営での助言も受けており、外部知見を活用することでガバナンスの強化に努めております。

そのほか、信用リスク管理態勢を強化するため、外部から2名の人材を招聘いたしました。貸出審査体制の強化のため、仙台銀行において融資担当役員であった斎藤義明特別執行役員を融資部のアドバイザーとして招聘し、企業支援態勢の強化のため、北門信用組合より伊藤貢作氏を企業支援部のアドバイザーとして招聘いたしました。両名から定期的に指導を受け、案件審査や企業訪問、職員に対する研修などに外部の知見を活用し、信用リスク管理態勢の強化を図りました。



（２）内部監査体制の強化

監査部は、取締役会において承認された監査計画に基づき監査を実施し、内部監査結果を毎月開催される取締役会と監査等委員会へ報告しております。また、じもとホールディングス監査意見交換会を年３回開催し、監査計画の事前協議、監査結果の共有等を行い、じもとグループ内の監査等委員会と内部監査部門の連携強化を図っております。

営業店監査では、内部監査の不芳店に対して内部管理態勢の改善強化を図るためにフォローアップミーティングを実施して問題点の分析、把握を行います。その結果を受けて改善策を協議することとしており、その後に改善状況確認のフォローアップ監査を実施することにより実効性を高めております。そのほか、監査部内で取引データ、監視カメラ等によるモニタリングをおこない、不正につながる懸念事象の調査、把握を実施しております。

本部監査では、リスクの影響度、発生頻度、重要度を踏まえたリスクアセスメント・シートによる評価の見直しを毎年１月に実施し、リスクアセスメント結果を反映させた監査計画のもと、リスクベース監査態勢の強化、監査品質の向上に取り組んでおります。

監査部は、業務執行部門に対する内部管理態勢の有効性を検証する「第３線」の役割を明確にしながら、内部監査機能の高度化を目指してまいります。

（３）経営の客観性の確保

当行では、経営の客観性の確保のため社外取締役を招聘し、中立的な立場での評価・助言を受ける体制としております。今後も社外取締役からの客観的な立場での意見を業務運営に活かしてまいります。

４－２ 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

業務執行に対する監査又は監督体制につきましては、取締役会の監督機能を高めるとともに経営の公正性、透明性及び効率性を高めることを目的に 2020 年 6 月開催の当行定時株主総会の承認をもって監査等委員会の設置会社へ移行いたしました。この移行に伴い当行は監査等委員である取締役を 3 名、うち 2 名は社外取締役で構成しコーポレートガバナンスの一層の強化を図りました。

なお、じもとホールディングスにおいても 2019 年 6 月に「監査等委員会設置会社」へ移行し、ガバナンス強化に努めております。さらに半期に一度グループ社外役員連絡会を開催し、社外取締役、社外の監査等委員である取締役が一同に会し意見交換を行う場を設けております。

引き続き、社外取締役・監査等委員である取締役からは、中期経営計画及び経営強化計画の進捗管理を含む経営全体に対して、公平かつ中立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・相当性を確保するための提言や意見表明をいただいております。

4-3 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクを含む各種リスクの管理の状況及び今後の方針

（1）各種リスク管理の状況

当行は、適切な経営管理のもと、業務全般にわたる各種リスクの適切な管理を行うことによって、業務の健全性および適切性を確保するよう努めております。

各リスクの管理担当部署は、リスク運営部署が適切な運営を行っているかモニタリング等により検証・管理しております。また、各リスクを総合的に捉える必要があることから、リスク統括部署としてリスク統括部を設置しております。

各リスクの管理状況については、頭取を委員長とし、委員長が指名する常勤取締役、仙台銀行リスク統括部担当役員、管理グループ長及び経営企画部、リスク統括部の各部長で構成するリスク管理委員会に月次で報告され、各リスクを総合的に捉えることにより業務の適切な運営に役立てております。

① 信用リスクの管理

信用リスク管理につきましては、リスクの程度に応じた貸出先の区分別管理を行ってまいりました。

本部主導で重点的に支援する「指導企業」、「指導企業」以外の貸出先で業況管理が必要と判断する「管理強化先」、「指導企業」「管理強化先」以外の「破綻懸念先」に該当する「定例管理先」に区分し、「本業支援」を中心とする管理・指導を進めてまいりました。この結果、危険債権（破綻懸念先）が大きく減少し、金融再生法開示債権（以下「開示債権」という）比率も低下傾向で推移してまいりました。しかしながら、2021年度以降はコロナウイルス感染症の影響やその後の円安や物価上昇など様々な要因により、取引先の経営状況が悪化傾向となり、徐々に開示債権が増加しております。2024年3月期においては、大口信用供与先等の債務者区分の変動もあり危険債権・破産更生債権が大幅に増加したことから、開示債権比率は6.58%となりました。

「重点再生支援先」（2023年11月より名称を「指導企業」から「重点再生支援先」に変更）「管理強化先」「定例管理先」等、与信額や債務者の状況に応じて、対象先の選定を行い、区分別に管理を実施しております。経済環境の変化や新型コロナウイルス感染症及び円安や物価上昇、人件費負担上昇等様々な影響を受けている債務者が増大している状況の中においては、当該区分管理によるモニタリングや経営改善支援等の区分に応じた管理の強化に加え、必要に応じ抜本的な再生支援が必要であると認識し、対応を進めており、2025年3月期における開示債権は574億円・開示債権比率5.82%（2024年3月期比0.76%低下）となっております。

【金融再生法開示債権の推移：単体】

(単位：百万円、%)

	2015年3月期	2018年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2024年9月期	2025年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,688	3,342	2,911	2,258	5,924	19,827	14,104	15,494
危険債権	19,253	10,383	15,907	19,074	34,784	46,313	45,831	41,545
要管理債権	3,094	2,794	2,722	3,780	1,819	389	389	389
合計 (A)	25,036	16,520	21,541	25,112	42,526	66,530	60,325	57,430
総与信額 (B)	997,508	1,036,896	1,035,977	1,027,372	1,010,046	1,009,831	980,252	986,578
総与信に占める割合 (A/B)	2.5	1.59	2.07	2.44	4.21	6.58	6.15	5.82

また、大口信用供与先管理においては与信ポートフォリオの特徴を踏まえて信用等级付毎の与信限度額管理に加え、融資権限基準の見直し、融資審査体制の整備などを実施し、大口与信集中を抑制すべく管理を継続しております。

上記課題を踏まえ、「重点再生支援先」「管理強化先」「定例管理先」等区分別管理の強化及び抜本的な再生支援に努め、不良債権比率の抑制・低下に努めるとともに、大口信用供与先のランクダウンによる損失発生を踏まえ、企業分析や事業性評価等をより精緻に行ってまいります。また、大口集中リスク、業種集中リスクについても従来以上に管理を強化し、地域における中小事業者の経営改善支援等に適切にリスクテイクできる態勢を構築してまいります。

② 市場リスク管理

ア. 市場リスク管理について

市場リスク管理につきましては、市場リスク管理担当部署であるリスク統括部が「統合的リスク管理方針」「市場リスク管理方針」及び「リスク資本配賦運営細則」をはじめとする関連規程等に従ってリスク管理を行っております。

市場リスク量につきましては、日次でV a Rを算出し配賦資本に対する使用状況を管理しているほか、月次で金利リスク量(I R R B B)対コア資本比率やB P V、修正デュレーション等のリスク関連指標をモニタリングするとともに、金利の急騰や株価の大幅下落、及び円高を想定したストレステストを月次で行い有価証券の時価の変動が自己資本等に及ぼす影響を把握しております。

イ. 有価証券運用に係るリスクガバナンスの強化

有価証券運用に係るリスクガバナンスの強化を目的に、以下のリスク管理態勢を維持・強化するとともに、持株会社であるじもとホールディングスの関与度を一段と高めるため、有価証券運用方針及びアクションプランをじもとホールディングスの決裁事項としております。

<当行のリスク管理態勢>	
ア)	経営陣とのリスクコミュニケーション強化
イ)	ミドルオフィスとしてフロントへの牽制を一段と強化
ウ)	評価損拡大を防止するためリスク管理基準による管理の実施、及び購入銘柄の個別管理や、損失管理対応状況のモニタリング等を通じた態勢強化
エ)	アクションポイント等の管理基準抵触時はアクションプランを作成しリスク管理委員会で協議
オ)	「SBIポート」について、ロスカットポイントの手前にアクションポイントを設定するとともに、個別銘柄にも協議ポイントを設定するなど、きめ細やかな管理を実施

<じもとホールディングスによるリスクガバナンス強化策>	
カ)	各種管理基準を織り込んだ有価証券運用方針は、子銀行のみならず、じもとホールディングス経営会議の決裁とし、じもとホールディングス取締役会に報告を行う。
キ)	期中損失限度額、アクションポイント、リスク資本配賦額の各管理枠抵触時のアクションプランは、じもとホールディングスグループリスク管理委員会の決裁とする。

ウ．有価証券運用の状況等

当行では2020年12月にSBIアセットマネジメント社（以下、「SBI」という）と投資助言契約を締結したうえで、債券を中心とした有価証券ポートフォリオ「SBIポート」への入替えを行いました。同「SBIポート」は構築直後から世界的な金利上昇を背景に評価損を抱え、その後も金利上昇基調の継続に伴い評価損の拡大に至ったことから、評価損拡大防止のため、ファンド内で投資先を国庫短期証券に切り替えました。以降、評価損益が横ばいで推移するなか、2023年度上期に、メイン戦略としてインカム確保による着実な評価損益改善、サブ戦略として相場の動きのなかでの機会を捉えたキャピタル益獲得を目指し、切り替えた国庫短期証券の再運用を開始しました。

そのようななか、2024年3月、金融市場の動向が大きく変動し、従来と比べて安定的に収益を獲得できる市場環境となることが見込まれたことから、有価証券の一部を損失処理することで手元資金を捻出し、より安全性の高い運用を通じて収益力の改善を図ることが必要であると判断いたしました。2024年3月期決算リリースの影響による流動性リスクの状況を見極めたうえ、2024年10月より、その他有価証券評価差額金に作用しない、満期保有目的を活用した運用をすすめております。今後も継続して、安定的な収益獲得およびSBIとの連携による評価損益の改善に取り組んでまいります。

③ 流動性リスク管理

流動性リスク管理の基本的な考え方を「流動性リスク管理方針」に定め、「流動性リスク管理規程」等関連規程に従ってリスク管理を行っております。

資金繰りおよび流動性リスクについては、資金繰り運営部門である市場金融部から流動性リスク管理部署である経営企画部、ならびにリスク管理統括部署であるリスク統括部へ日次で状況を報告する体制としております。また、資金繰りや流動性リスクを報告する会議体として、「ALM小委員会」においては資金繰りに加え預金及び貸付金残高の状況を報告しており、また、2024年3月期の赤字決算公表以降は、当行の経営会議及びじもとHDの経営会議にて資金繰りの状況を報告し、資金繰りの状況を経営陣が逐次把握できる体制としております。今後は赤字決算など不測の事態による風評などで預金が流出するなどのリスクケースを想定し、流動性資金残高の底上げについてもグループ全体で検討を行っていくことで、更なる流動性リスク管理の強化に努めてまいります。

④ オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスク管理につきましては、事務事故管理態勢の強化と業務効率化を大きな柱として推進してまいりました。

事務事故管理態勢の強化につきましては、制定したルールを徹底すると共に、自店検査をはじめ事務指導や研修を適宜開催し、事務品質の向上に努め、定期的に事務事故発生状況のモニタリングとその分析を行い営業店に改善の働きかけを行いました。事務事故は3つの分類区分を設け、「事務事故A」は重大な事故等、「事務事故B」はリスク管理上問題があり事故による一時的な損失を伴うもの、「事務事故C」はリスク管理上問題があるが事故による一時的な損失を伴わないものと区分しております。2024年下期の事務事故は、前期より一部評価基準の見直しを実施したことで、「事務事故B」は前年同期比28.7%の減少となりました。「事務事故C」は前年同期比4.1%の減少、事務事故全体では前年同期比8%の減少となりました。発生した事務事故事象について事務手続きの留意点等を毎月営業店に還元し、事務事故防止を図ってまいりました。

業務効率化につきましては、相続関係帳票等の改定や重要印押印事務の見直しなどを実施し、スムーズな取引完結により、事務事故の未然防止等のリスク低減を図ってまいりました。

今後も、営業店の事務事故発生防止に努め、事務事故が発生した経緯や要因等を分析し、営業店に対する周知事項・研修内容・指導事項等に反映すると共に、制定したルールの見直しを図る等の対応を行ってまいります。また、業務効率化として、顧客徴求書類の簡略化・保存帳票の見直し、また、でんさいネットの利用促進による手形小切手取引の縮小、決済業務のデジタル化等を進め、取引先のデジタル化を推進してまいります。

システムリスク管理につきましては、サイバーリスクへのアプローチ強化、職員のリテラシー強化の2点で管理強化を進めてまいりました。

サイバーリスクへのアプローチ強化につきましては、平時の監視運用を行うとともに、脆弱性診断や金融ISACなどの外部機関との情報連携、サイバー演習への

積極的な参加等によるサイバーインシデント対応人材の育成、外部機関によるサイバーリスクに関する監査を受検し、対応強化に努めてまいりました。また、サイバーセキュリティセルフアセスメントの結果を踏まえ改善に努めてまいりました。今後は、金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドラインに基づき、サイバーセキュリティの確保に努めてまいります。

職員のリテラシー強化につきましては、定期的な不審メール訓練の実施、eラーニングによる啓蒙ビデオの視聴とミニテストによるサイバー教育などにより、サイバーリテラシー向上に努めてまいりました。また、金融情報システムセンター（FISC）主催の経営層向けのサイバーセキュリティセミナーを受講し、サイバーセキュリティの重要性について共有しております。

継続的なサイバーリスクへの対応として、デジタル・トランスフォーメーションの進展や新たなデジタル技術などを踏まえた新たなリスクへの対応や演習等を通じたインシデント対応能力の向上など、サイバーセキュリティ確保に向けた組織全体での取組み強化に継続して努めてまいります。

（２）今後の方針

当行は、今後も各リスク管理態勢に基づく適切なリスク管理に取り組むとともに、経営体力に見合ったリスクテイクを心がけ、業務の健全性および適切性を確保するよう努めてまいります。特に信用リスクについては、2022年度に発覚した粉飾事案を鑑み、2022年9月以降、貸出審査体制の強化を行ってまいりました。具体的には、仙台銀行の審査担当役員を招き、外部視点を取り入れながら、審査やモニタリング体制を再構築しております。

また、当行のリスク管理体制について、監査等委員や社外取締役による関与、SBIグループとの連携などで強化を図るとともに、じもとホールディングスの関与を明確にし、グループとしてガバナンス体制を構築してまいります。

Ⅲ. 株式会社仙台銀行

1. 2025 年 3 月期決算の概要

1－1 経営環境

1－1－1 宮城県の経営環境

2025 年 3 月期におけるわが国経済は、一部に足踏みが残るものの、雇用・所得環境が改善しており、2024 年の春季労使交渉においては、33 年ぶりとなる高水準の賃上げとなり、デフレ脱却の好循環も見られました。一方、物価上昇が個人消費に及ぼす影響が続いているほか、アメリカの政策動向による影響が懸念されます。

当行の営業エリアである宮城県経済は、生産活動の一部に弱めの動きもみられますが、設備投資は増加傾向にあり、緩やかに回復しております。

1－1－2 震災復興への取組み体制

当行は、被災地の地域金融機関として、震災からの早期の復興に向けて、円滑な資金供給や事業再建支援をはじめとする復興支援策に、積極的かつ長期間にわたって着実に取り組む方針としております。

この方針のもと、当行は、被災地の地域金融機関としての責務を万全の体制で果たすためには、予防的な自己資本の増強により財務基盤を強化することが不可欠であると判断し、金融機能強化法に基づく 300 億円の国の資本参加（2011 年 9 月）を受けました。

この国の資本参加による資本増強により、2025 年 3 月期の当行の自己資本比率（単体）は 7.81%となっており、今後、地域経済や金融市場に急激な変動が生じた場合でも、安定した財務基盤を確保したうえで、適切かつ積極的に復興支援に向けた金融仲介機能を発揮できる体制としております。

1－1－3 きらやか銀行との経営統合

当行は、株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」という）と経営統合し、共同持株会社「株式会社じもとホールディングス」（以下「じもとホールディングス」という。）を 2012 年 10 月に設立しました。

じもとホールディングスは、経営理念である「宮城と山形をつなぎ、中小企業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献する」のもと、当行及びきらやか銀行（以下「子銀行」という。）の力を結集して支援体制を強化し、「経営強化計画」の達成に取り組むこととしております。

1－1－4 SBI ホールディングスとの資本業務提携

じもとホールディングスでは、2020 年 11 月に SBI ホールディングスとの資本業務提携契約を締結し、35 億円の出資を受入しました。

これにより、当行は同社との連携をさらに深めるとともにじもとホールディングスを通じて 5 億円の資本を受け入れ、経営基盤ならびに収益力の強化を図っております。

1-2 資産・負債の状況（単体ベース）

（1）貸出金残高

中小企業向け貸出は、融資案件のスピード対応やオーダーメイド型融資の対応などにより新規取引先が増加したことなどから、前年同月末比 87 億円増加の 5,011 億円となりました。

消費者ローンは、住宅業者との連携強化、若年層の取り込みなどにより住宅ローン残高が増加したことから、同比 281 億円増加の 3,893 億円となりました。

地方公共団体向け貸出は、同比 59 億円減少の 559 億円となりました。

以上により、貸出金残高は、同比 277 億円増加の 9,636 億円となりました。

（2）有価証券残高

有価証券残高は、前年同月末比 133 億円減少の 2,558 億円となりました。

その他有価証券の評価損益は、SBI ポート内において日本国債などの短期の債券へ切り替えを行うことで、評価損の拡大を抑制している一方、国内金利上昇の影響などにより同比 20 億円悪化し、147 億円の評価損となりました。

引き続き、市場動向を踏まえた運用を行い、評価損の改善を図ってまいります。

（3）預金残高（譲渡性預金含む）

個人預金は、前年同月末比93億円減少の7,393億円、法人預金は、同比10億円増加の2,765億円となりました。また、公金預金は同比309億円減少の1,654億円となりました。

以上により、預金残高は、同比 347 億円減少の 1 兆 1,881 億円となりました。

《資産・負債の推移》

（単位：百万円）

	2024年3月末 実績	2025年3月末 実績	2024年 3月末比
資産	1,338,964	1,288,989	▲ 49,974
うち貸出金	935,859	963,644	27,785
うち中小企業向け貸出	492,408	501,162	8,753
うち消費者ローン	361,206	389,380	28,174
うち地方公共団体貸出	61,993	55,996	▲ 5,997
うち有価証券	257,225	255,895	▲ 1,330
負債	1,297,566	1,248,805	▲ 48,761
うち預金・譲渡性預金	1,222,907	1,188,128	▲ 34,779
うち社債・借入金	70,103	51,593	▲ 18,509
純資産	41,397	40,183	▲ 1,213
その他有価証券評価損益	▲ 12,666	▲ 14,753	▲ 2,086

1－3 損益の状況（単体ベース）

（１）コア業務純益

コア業務純益は、貸出金利息の増加により資金利益が増加した一方で、役務取引等利益の減少や物件費の増加などから、前年同期比 1 億 56 百万円減少の 17 億 97 百万円となりました。

（２）与信関係費用

与信関係費用は、個別貸倒引当金繰入額が増加したことなどから、前年同期比 3 億 8 百万円増加の 5 億 3 百万円となりました。

（３）経常利益・当期純利益

コア業務純益の減少及び与信関係費用を前年より多額に計上したことにより経常利益は前年同期比 2 億 35 百万円減少の 14 億 58 百万円、当期純利益は前年同期比 2 億 82 百万円減少の 8 億 85 百万円となり、増収減益となりました。

《損益状況の推移》

（単位：百万円）

	2024年3月期 実績	2025年3月期 計画	2025年3月期 実績	2024年3月期 対比	2025年3月期 計画対比
業務粗利益	11,746	12,221	11,896	150	▲ 324
〔コア業務粗利益〕	12,166	－	12,046	▲ 120	－
資金利益	11,362	11,621	11,440	78	▲ 180
役務取引等利益	766	618	598	▲ 167	▲ 19
その他業務利益	▲ 381	－	▲ 142	239	－
（うち国債等債券損益）	▲ 420	－	▲ 150	270	－
経費	10,213	10,476	10,249	36	▲ 226
人件費	4,935	－	4,909	▲ 26	－
物件費	4,352	－	4,504	152	－
一般貸倒引当金繰入額	0	▲ 10	27	27	37
業務純益	1,532	1,755	1,619	86	▲ 135
〔コア業務純益〕	1,953	－	1,797	▲ 156	－
〔コア業務純益(除く投資信託解約損益)〕	1,898	1,745	1,780	▲ 118	35
臨時損益	160	－	▲ 161	▲ 321	－
不良債権処理額	217	－	476	259	－
うち個別貸倒引当金繰入額	0	440	311	311	▲ 128
株式等関係損益	446	－	206	▲ 240	－
経常利益	1,693	1,312	1,458	▲ 235	145
特別損益	▲ 73	▲ 87	▲ 189	▲ 116	▲ 102
税引前当期純利益	1,619	1,225	1,268	▲ 351	42
当期純利益	1,167	855	885	▲ 282	29
与信関係費用	195	550	503	308	▲ 46

1－4 自己資本比率の状況（単体ベース）

単体の自己資本比率は、当期純利益の計上により自己資本額が増加したほか、バーゼルⅢ最終化に伴うリスク計測手法の見直しによるリスクアセットを抑制したことで、自己資本額の増加率がリスクアセットの増加率を上回ったことから、前年同月比 0.11 ポイント上昇の 7.81%となりました。

《自己資本比率の推移：単体》

	2024年3月末 実績	2024年9月末 実績	2025年3月末 実績		
				2024年3月末比	2024年9月末比
自己資本比率	7.70%	7.58%	7.81%	+0.11pt	+0.23pt

2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

2-1 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

2-1-1 宮城県の経済環境及び復興状況

(1) 宮城県の中長期的な経済見通し

当行が営業基盤とする宮城県のうち仙台都市圏は、地下鉄東西線の開通や仙台空港民営化、そして各地域での大規模土地区画整理事業が多数進展し、これに伴い、今後も東北他県及び宮城県内からの人口流入、経済の一極集中が継続することが想定されます。

一方、仙台都市圏以外の郡部では、人口減少と高齢化、経済停滞が進展し、特に震災後は沿岸被災地の人口流出が進み、地方創生を通じて経済を活性化していくことが課題となっております。

(2) 宮城県の震災復興計画と復興状況

宮城県の「宮城県震災復興計画」は、計画期間（10年間：2011年度～2020年度）を「復旧期」（3年）、「再生期」（4年）、「発展期」（3年）に区分しております。

2021年3月をもって「宮城県震災復興計画」の計画期間は終了し、インフラの復旧や災害に強いまちづくりなどのハード面については、多くの被災地で事業が完了した一方、被災した方々の心のケアや地域コミュニティの再生・形成などのソフト面については、地域ごとの状況に差異があるため、今後は震災に起因する様々な悩みを抱える方々や生産・売上げの水準が震災前に回復していない事業者への支援、東京電力福島第一原子力発電所の事故被害への継続的な対応、震災の記憶・教訓の伝承などについて、中長期的な取組みを行っていく方針となっております。

(3) 被災事業者の経営課題とニーズ

事業再開した被災先のうち、沿岸部の主要産業の一つである水産加工業は、販路不足や人材不足、原材料高騰等により業績回復が他の業種より遅れております。

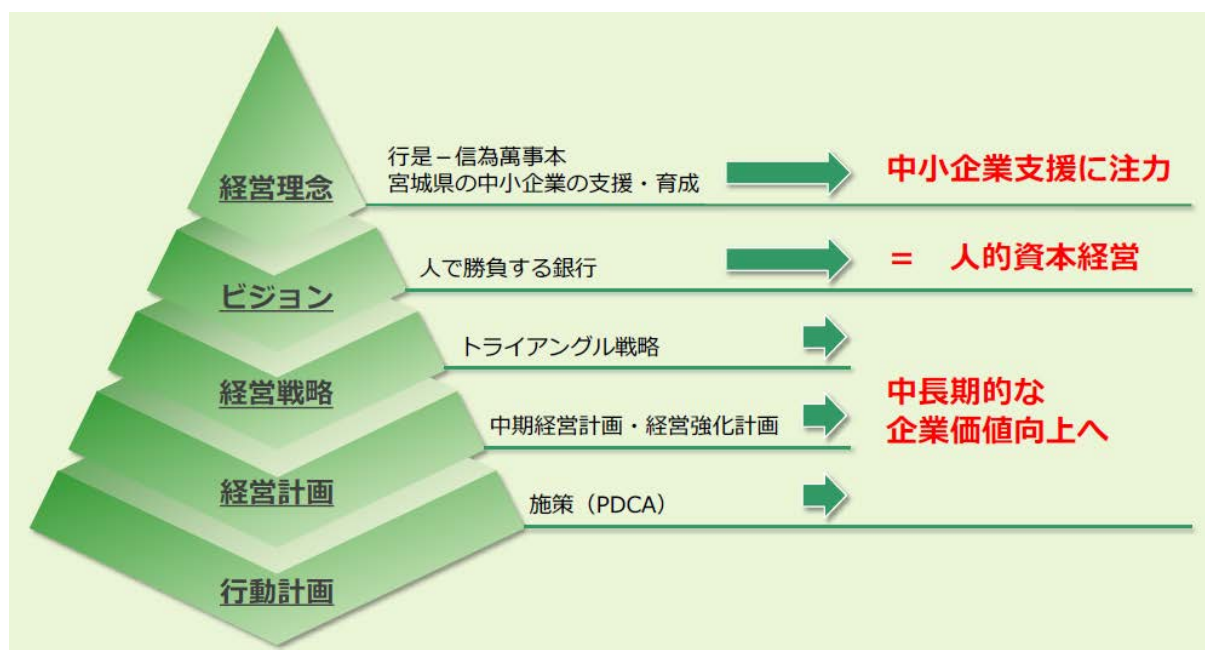
このように、被災事業者の業績回復には業種間格差が生じておりますので、当行は、各事業者の状況に応じて深度ある経営支援を展開し、多面的に課題解決を支援することが必要であると認識しております。

2－1－2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための基本的な取組姿勢

(1) 当行の中期経営計画

① 当行の経営理念

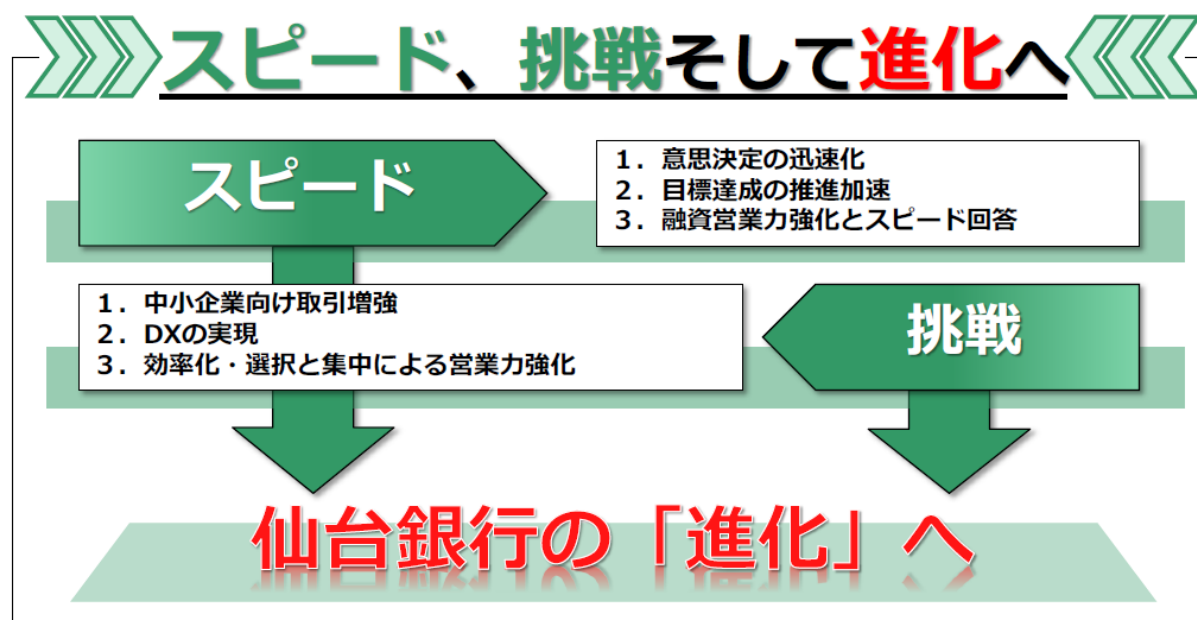
当行は、1951年に宮城県の中小企業金融の円滑化のために宮城県が資本金の4割を出資して設立した金融機関であり、創業時より、「信を万事の本と為す」を行是として掲げ、「宮城県の中小企業の支援・育成」を経営理念としております。この経営理念は創業時より不変であり、当行の礎となっております。



② 中期経営計画の基本方針

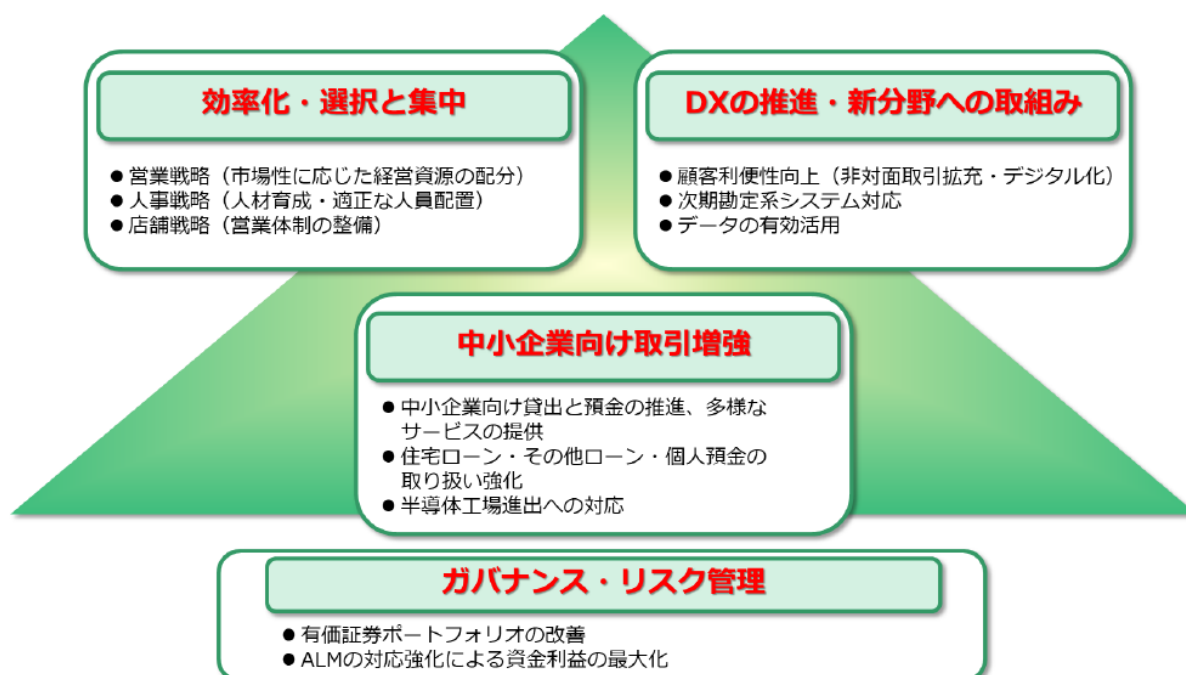
2024年4月から2027年3月を計画期間とする中期経営計画において、「スピード、挑戦そして進化へ」をスローガンに掲げております。

前中期経営計画で掲げた「人で勝負する銀行～Speed & Challenge～」を進化させ、金融経済情勢が大きく変わりつつある中、環境・顧客ニーズに合わせて、当行自身も進化してまいります。



③ トライアングル戦略

前中期経営計画までのトライアングル戦略をブラッシュアップさせ、経営基盤強化に向け、ガバナンスとリスク管理を強化してまいります。



2-2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

2-2-1 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

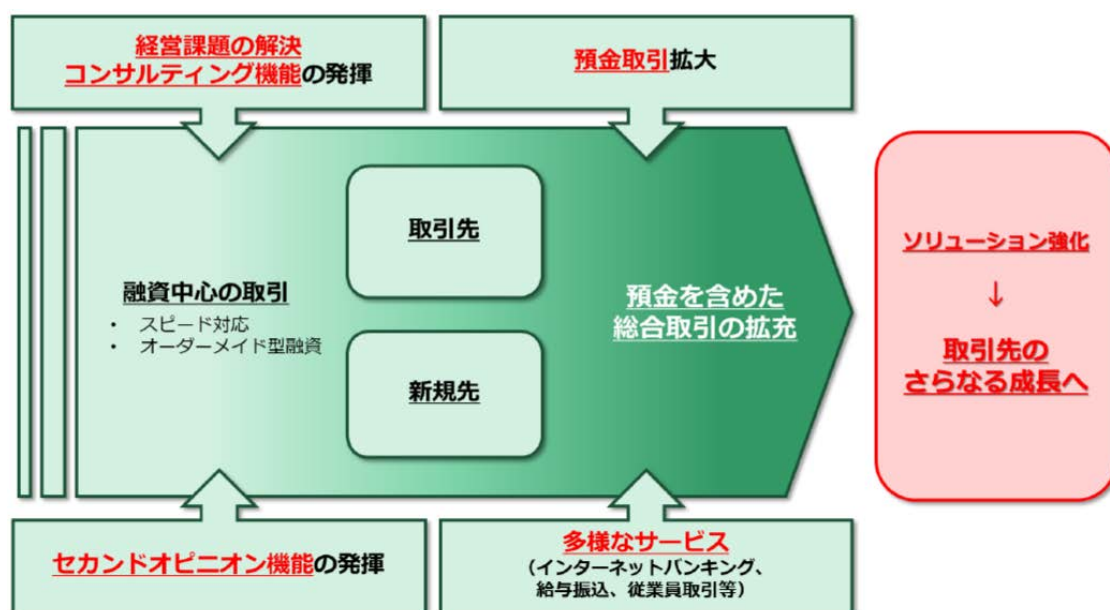
(1) 中小企業向け取引増強

① 中小企業向け取引増強に向けて

当行は、2018年12月より、中小企業戦略としてコア戦略を展開し、取引先への資金供給を含めた複合取引の推進、経営改善支援を行うほか、新規先、創業先を含む取引先のシェアアップ、ランクアップを図ってまいりました。

従来のコア戦略では融資や経営改善支援中心の取引でしたが、それらに加え、預金取引等の総合取引によるソリューションを強化することで、取引先のさらなる成長につなげてまいります。

なお、半導体工場進出への対応につきましては、SBIホールディングスとPSMCとの提携が解消となりましたが、宮城県の半導体産業活性化に向けた取組みを継続しております。



② 計数計画と実績

当行では、上記取組みにより、2027年3月期までに中小企業債務者数、中小企業融資残高、法人預金のいずれも増加する計画としております。

2025年3月期においては、融資案件のスピード対応やオーダーメイド型融資の取組みにより、中小企業債務者数は前年同月比108先増加の9,374先、中小企業融資残高については同比87億円増加の5,011億円となりました。

法人預金残高は同比10億円の増加となり、総合取引の拡充によるソリューションを強化することで引き続き預金の増強を図ってまいります。

《中小企業債務者数・中小企業融資残高・法人預金》

(単位:先、億円)

	2024年3月期 実績	2025年3月期 実績	2026年3月期 計画	2027年3月期 計画	対2024年3月期比
中小企業債務者数	9,266	9,374	9,866	10,266	+108
中小企業融資残高	4,924	5,011	5,192	5,342	+87
法人預金残高	2,755	2,765	3,000	3,150	+10

③ 複合取引による取引の深化

2024年度より「融資シェアトップ」「預金取引の拡大」「法人向けインターネットバンキング利用」の3項目を重点項目としております。2024年3月末において、3項目を全て満たす先は1,102先でしたが、法人向けインターネットバンキングの利用先増加などにより、対前年比48先増加の1,150先が該当となっております。

法人向けインターネットバンキングは、取引先の経営効率化に寄与するとともに、預金を含めた総合取引の拡充が図られるものであり、2025年3月末時点においては、中小企業債務者数のうち法人向けインターネットバンキング契約先は、同比253先増加の2,899先となりました。

当行では、融資取引のみならず、預金を含めた総合取引を拡充することで、取引先のさらなる成長へつなげてまいります。

《融資シェアトップ、預貸率、法人ID契約の3項目該当先・非該当先》

(単位:先、億円)

	2024年3月末	2025年3月末	増減
中小企業債務者数	9,266	9,374	108
3項目該当先	1,102	1,150	48
非該当先	8,164	8,224	60
中小企業融資残高	4,924	5,011	87
3項目該当先	641	652	10
非該当先	4,282	4,359	77
中小企業預金残高	1,614	1,570	▲ 44
3項目該当先	587	605	17
非該当先	1,026	965	▲ 61

《法人向けインターネットバンキング契約先の預金推移》

(単位:先、億円)

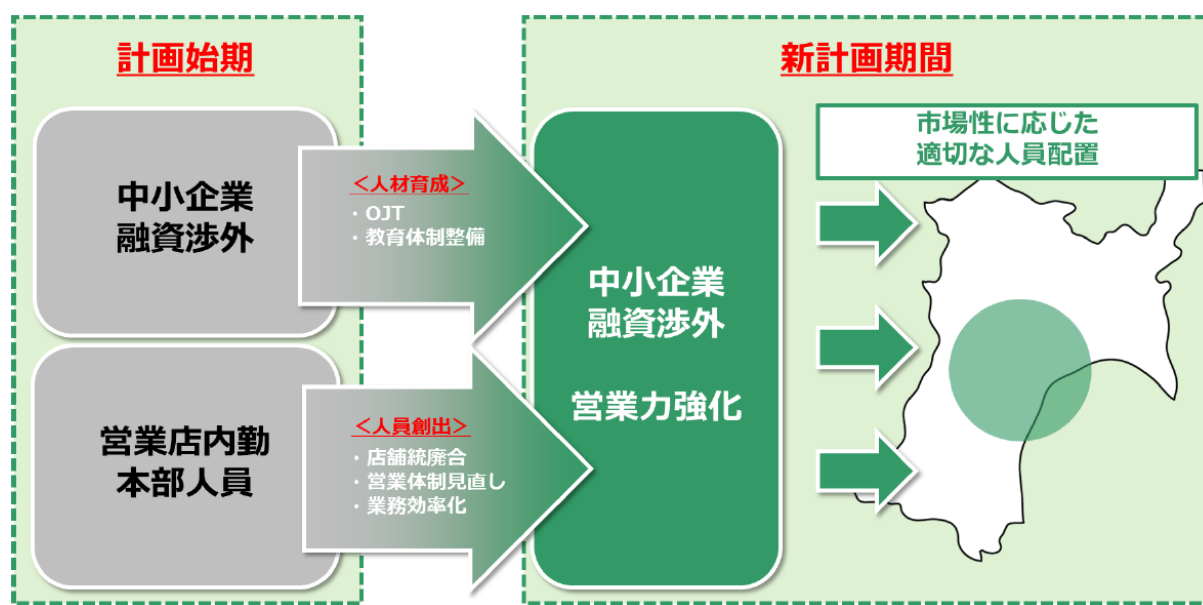
	2024年3月末	2025年3月末	2024年3月末対比
中小企業債務者数	9,266	9,374	108
うち契約先	2,646	2,899	253
うち未契約先	6,620	6,475	▲ 145
法人預金残高	2,755	2,765	10
うち中小企業預金残高	1,614	1,570	▲ 44
うち契約先	937	941	4
うち未契約先	677	629	▲ 48

（２）営業担当者の配置・育成

① 営業担当者の適正配置

当行では、店舗統廃合、営業体制見直し、業務効率化などにより人員を創出し、市場性に応じた適切な人員配置を実施してまいります。

また、営業店におけるＯＪＴやスキルに応じたステージ別研修の実施等、融資渉外人材の育成に努めております。



② 地元企業応援部の体制

当行は、2011 年 6 月に震災からの復興支援を目的として、地元企業応援部を設置し、取引先への円滑な資金供給や経営支援、さらには新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取引先への事業再生支援などに取り組んでおります。

なお、事業再生支援について、被災企業に伴走しながら迅速に行うため、地元企業応援部に専門部署としてサポート室を設置しておりましたが、東日本大震災から 10 年超経過した中で復興支援は十分に果たしたことから、業況が悪化している取引先への支援をより迅速に行うため、2025 年 2 月に融資部に編入しました。

課・室名	活動内容
法人営業課	事業者向け貸出・経営支援の方針・戦略を策定。
法人推進室	融資専門スタッフを配置し円滑に資金供給。

(3) 人材育成

① 当行の人材育成

当行は、「人で勝負する銀行」を経営ビジョンに掲げており、多様化する事業者の経営課題に対応するため、融資経験の少ない担当者や若手担当者向けの融資研修を実施しております。

また、中小企業診断士やファイナンシャルプランニング技能士、医療経営士などの資格取得支援などにより、職員の経営支援に関する提案力のさらなる向上に努めております。

② 外部機関との連携

当行は、SBIグループとM&A、DX、データ分析、市場運用などの分野において人事交流を活発化させることで、ノウハウの吸収及び当行へのフィードバックに努めております。今後も引き続き、SBIグループと連携し、外部環境の変更に対応してまいります。

2-2-2 信用供与の実施状況を検証するための体制

(1) ブロック支店長会議での進捗管理

ブロック支店長会議（随時開催、社外取締役を除く取締役、部長、営業店長等が出席）において、担当役員は、営業店の中小規模事業者向け融資や復興支援施策の取り組み状況を確認し、より積極的な実践に向けて意見交換を行うなど進捗管理を行っております。

(2) 業績進捗会議での進捗管理

業績進捗会議（月1回開催、社外取締役を除く取締役、部長等が出席）は、業務推進全般（貸出金、預金、役務取引）の取り組み状況を確認し、改善策の指示を行うなど進捗管理を行っております。

(3) 経営会議での進捗管理

経営会議（週1回開催、社外取締役を除く取締役、部長等が出席）は、経営強化計画の実績について半期毎に報告を受け、計画と乖離が生じた際は、問題点の洗出しと改善策の検討を行うなど進捗管理を行っております。

(4) 取締役会での進捗管理

取締役会（毎月1回開催）は、経営強化計画の実績について半期毎に報告を受けております。これにより社外役員も定期的に計画の進捗状況を把握し、第三者の客観的かつ中立的な視点に立った計画管理が可能な体制としております。

(5) じもとホールディングスでの進捗管理

じもとホールディングスの経営会議及び取締役会は、当行及びきらやか銀行の経営強化計画の取り組み実績について半期毎に報告を受けており、グループ全体の観点から計画進捗を管理する体制としております。

2-2-3 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

(1) 事業性評価への取り組み

当行は、担保や保証に過度に依存せず、取引先の内容や成長可能性などを適切に評価（事業性評価）した上で新規融資を行うため、2015年8月より「事業性評価シート」を作成のうえ与信判断を行っております。

顧客情報管理においては、きらやか銀行と共同利用による「F-Cube（統合顧客管理システム）」を運用しており、事業性評価に係る情報を含めて体系的に整理と行内共有を行い、経営支援へ活用しております。

当行は引き続き、事業性評価に基づく中小規模事業者への円滑な資金提供に取り組んでおります。

(2) 経営者保証ガイドラインへの対応

当行は、前計画期間において、経営者保証に関するガイドラインに基づき、新規の無保証融資等に取り組み、中小規模事業者への円滑な資金提供に取り組んでまいりました。

当行は引き続き、経営者保証に関するガイドラインに基づき、中小規模事業者への円滑な資金提供に取り組んでおります。

なお、2022年12月の経営者保証改革プログラムの策定を踏まえ、当該ガイドラインにかかる取組方針や活用状況について、当行ホームページ上で公表しております。

《経営者保証に関するガイドラインの活用状況》

項目	2023年10月～ 2024年3月	2024年4月～ 2024年9月	2024年10月～ 2025年3月
新規融資件数【A】	2,988	2,919	2,709
新規に無保証で融資した件数【B】 (ABL活用無保証融資を除く)	1,903	1,956	1,809
経営者保証に依存しない 融資の割合【B】／【A】	63.7%	67.0%	66.8%

2-3 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

2-3-1 被災者への信用供与の状況

(1) 融資相談体制の整備と対応

当行は、震災直後から、営業店窓口による対応のほか、地元企業応援部や住宅ローンプラザを設置し、休日も含めて相談に対応してまいりました。

引き続き、営業店窓口や地元企業応援部、住宅ローンプラザによる被災者からの融資相談等に対応しております。

(2) 被災者向け新規融資の実績

当行は、震災直後より、被災者向け融資に積極的に取り組んでおり、震災後から2025年3月末までに、被災者向け新規融資（事業性融資・住宅ローン等の合計）を累計で15,159先4,293億円実行いたしました。

《被災者向け新規融資の実績》

（単位：先、百万円）

	震災後～ 2015年3月		2015年4月～ 2018年3月		2018年4月～ 2021年3月		2021年4月～ 2024年3月		2024年4月～ 2024年9月		2024年10月～ 2025年3月		累計	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性融資	3,930	125,325	2,337	84,526	2,564	97,340	1,288	70,435	230	14,082	214	12,783	10,563	404,494
住宅ローン	518	11,515	229	5,933	20	504	2	76	0	0	0	0	769	18,028
消費者ローン	1,144	1,974	1,666	2,950	1,017	1,859	0	0	0	0	0	0	3,827	6,783
合計	5,592	138,814	4,232	93,409	3,601	99,703	1,290	70,511	230	14,082	214	12,783	15,159	429,305

2-3-2 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

(1) 被災者支援に向けたリレーションシップ強化

① リレーションシップ強化の基本方針

当行は、東日本大震災後の被害状況、そして被災者の復興ニーズが多岐にわたる状況を踏まえて、被災者とのリレーションシップ強化を図るとともに、その復興状況と復興ニーズを的確に把握・分析し、それぞれの取引先にあった最適な復興支援策を適時に提供する方策に取り組んでまいります。

② 被災者の情報収集及び共有・活用

当行は、法人営業・住宅ローン担当者が被災者を訪問し、様々な復興ニーズ収集するとともに、そのニーズ等をF-Cube（統合顧客情報管理システム）に登録し、じもとグループ内で共有し、最適な支援内容を検討・提案しております。

(2) 被災者支援に向けたきらやか銀行等との連携強化

① 被災地企業等のニーズを踏まえたビジネスマッチング

当行ときらやか銀行、じもとホールディングスは、宮城県と山形県の県境を超えた地域経済交流、地方創生に向けたさらなる商流形成のため、被災企業及び新型コロナウイルス感染症により影響を受けた企業の支援のため、復興イベントのほか各種商談会を開催しております。

じもとグループでは、引き続き宮城県と山形県をつなぐ取組みを実施してまいります。

② 広域ビジネスマッチング

当行は、第二地方銀行協会や他県地銀、商工会議所など外部機関主催の商談会にも積極的に参加し、取引先企業に対して、販路拡大等に向けた様々なビジネスマッチングの機会を提供しております。

また、当行ときらやか銀行は、2012年から復興支援イベントを継続開催しており、山形市が実施する「街なか賑わいフェスティバル 2024」との官金連携の一環として、「じもとまつり in 山形 2024～山形・宮城のおいしいもの大集合～」を開催しております。

引き続き、非対面チャネルの活用も含めて、ビジネスマッチングを実施してまいります。

(3) 被災者の状況に応じた事業再建支援策の実施

① 行内の取組み体制

当行は、前計画期間において、グループ戦略である「中小企業支援」を展開するにあたり、地元企業応援部と営業店が、被災者の被災状況や多様な復興ニーズを的確に把握してまいりました。そのうえで、外部機関やコンサルタント等とも連携し、二重債務問題や販路回復など、それぞれの被災者にあった最適な事業再建策を提案・実施し、被災地の復興と雇用創出に貢献してまいりました。

引き続き経営改善計画の進捗状況のフォロー、債権売却した先のリファイナンスも含めた出口戦略の支援など、被災者への各種支援のほか、新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、資金繰り支援も含めた経営改善支援に注力しております。

② 支援企業へのサポート

当行は、宮城県中小企業活性化支援協議会等の外部機関と連携し、取引先の経営改善支援を実施しております。同協議会との連携により、再生支援に向けた他金融機関との調整も円滑に図ることが可能となっており、前年度は、同協議会の支援を受けて16件の事業再生計画を策定しました。

当行は引き続き、同協議会と連携するとともに、優先順位をつけた実効性のある支援を実施するため、支援先区分に応じて支援策を設定しております。

《事業再生支援実績》

(単位:件、回)

	2021年3月までの累計	2021年4月～ 2024年3月	2024年4月～ 2024年9月	2024年10月～ 2025年3月	2011年4月以降 累計
計画の承認	216	45	8	11	280
計画の試算	906	119	21	27	1,073
計画試算(条変先)	72	55	4	5	136
モニタリング	10,312	1,651	193	239	12,395
営業店臨店	9,700	2,126	285	347	12,458

《宮城県中小企業活性化協議会・事業再生計画策定数》

(単位:件)

	2021年3月 までの累計	2021年4月～ 2024年3月	2024年4月～ 2024年9月	2024年10月～ 2025年3月	累計
事業再生計画	131	151	3	13	298

③ 政府系金融機関等との連携による資本金劣後ローン

当行は、被災企業を含む事業者の事業規模及び将来性等を勘案の上、日本政策金融公庫や宮城県中小企業活性化協議会、宮城県信用保証協会等とも連携し、事業再生に向けて既存借入金の資本金劣後ローンへの転換（DDS・デットデットスワップ）を実施してまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業に対しては、財務基盤強化のため、政府系金融機関を紹介し、政府系金融機関において累計89件9,330百万円の資本金劣後ローンを導入しました。

これらの対応により被災者や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取引先などにおける早期の事業再建に一定の貢献をしたものと評価しております。

当行は、引き続き被災企業等の状況に応じてDDS等による支援を行ってまいります。また、必要に応じて政府系金融機関や宮城県中小企業活性化協議会と連携の上、中長期的な観点から事業再生計画の見直しを実施してまいります。

《政府系金融機関による資本金劣後ローンの導入実績》

(単位:件、百万円)

	2020年4月～ 2021年3月		2021年4月～ 2022年3月		2022年4月～ 2023年3月		2023年4月～ 2024年3月		2024年4月～ 2024年9月		2024年10月～ 2025年3月		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
資本金劣後ローン	22	4,015	30	2,770	18	1,313	5	276	9	575	5	381	89	9,330

④ 事業再構築に係る支援

当行は、前計画期間より、事業再構築補助金を利用する取引先に対して、事業計画の策定支援を実施することなどにより、取引先の事業転換などを支援しております。

事業再構築補助金の後継として、今年より新設された新事業進出補助金の活用支援等、当行は引き続き取引先の事業転換などを支援してまいります。

《事業再構築補助金の申請支援》

(単位:件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	累計
	第1次公募～ 第5次公募	第6次公募～ 第9次公募	第10次公募～ 第11次公募	第12次公募	第13次公募	
事業再構築補助金	45	26	12	9	6	98

⑤ 「宮城産業復興機構」の活用

宮城産業復興機構（以下「復興機構」という。）は、2011年12月に中小企業基盤整備機構等の出資で設立されました。

当行は、復興機構の設立段階から参画・出資を行うとともに、被災者に対して、関係支援機関や施策の紹介、事業計画・再生計画の策定支援、復興機構による債権買取りの支援等を行いました。

当行は、被災取引先の状況等に応じて、復興機構に案件を持ち込むといった支援を行い、2021年3月末までに28先^{注1}の債権売却等を決定しました。

宮城産業復興機構へ債権売却した先のうち、リファイナンス等出口が決まっていない先は1先となりました。

(注1) 産業復興機構は、2021年3月31日をもって支援機構を行う機関の満了日を迎えたことから、新たな支援申込の受付を終了しているため、計数は2021年3月末時点となっております。

⑥ 「東日本大震災事業者再生支援機構」の活用

「東日本大震災事業者再生支援機構（以下「支援機構」という。）」は、2012年2月に政府が設立し、同年3月より業務が開始されました。

支援機構の支援対象先には、前項の復興機構の支援が困難な企業も含まれております。

当行は、被災取引先の状況等に応じて、支援機構に案件を持ち込むといった支援を行い、2021年3月末までに68先^{注2}の支援を決定し、全ての先について既に売却しました。

東日本大震災事業者再生支援機構と支援合意した先のうち、リファイナンス等出口が決まっていない先は15先となりました。

(注2) 東日本大震災事業者再生支援機構は、2021年3月31日をもって支援機構を行う機関の満了日を迎えたことから、新たな支援申込の受付を終了しているため、計数は2021年3月末時点となっております。

⑦ 私的整理ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用

当行は、個人版私的整理ガイドラインを活用し、震災の影響で既往債務の弁済に困難を来している個人債務者の自助努力による生活や事業再建を支援しており、適用終了となった2021年3月末までに43件成立しました。2021年4月からは自然災害ガイドラインにより被災者支援を行っており、2025年3月末までに1件成立しました。

近年ではこれらについての対応実績はほとんどなく、震災に伴う抜本的な事業再生や生活再建については、全て着手が完了しました。

2-4 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

2-4-1 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

(1) 創業関連融資

当行では、税理士や政府系金融機関との連携を強化し、地元中小事業者の創業に関して積極的に融資対応を行っております。

(2) 創業者向け支援の強化に向けた取組み

当行は、2020年4月より、「ビジネス・パートナーズ・サービス」を取扱いしております。これは、設立から5年以内の法人・個人事業主の取引先等に便利なサービスをパッケージで提供するものです。

今後も、同サービスの提供をはじめとした創業者向けの支援に取り組んでまいります。

《ビジネス・パートナーズ・サービスの内容》

対象商品・サービス	優遇内容
法人向けインターネットバンキング	契約料無料
法人向けクレジットカード	年会費初年度無料
経営支援プラットフォーム Sendai Big Advance	月会費2ヶ月間無料
仙台銀行ビジネスクラブ(SBC)	入会后初回セミナー参加無料
ビジネスマッチング情報提供	—
業務提携先の紹介	—

2-4-2 経営に関する相談その他の取引先企業（個人事業者を含む、以下同じ）に対する支援に係る機能の強化のための方策

（１）経営支援の実施

当行は、多様化する取引先企業の事業ニーズをよりの確に把握するとともに、その経営課題の解決に向けて、取引先企業に対する経営相談及び支援機能を強化するため、地元企業応援部の行内専門スタッフが、財務改善・不動産活用・農業経営・医療福祉経営などの各種のコンサルティングサービスを実施してまいりました。

引き続き、じもとグループや外部の専門家とさらに連携し、経営支援の実施に努めてまいります。

（２）経営支援プラットフォーム「Sendai Big Advance」の展開

当行は、取引先の経営課題解決をワンストップで支援することを目的に、2019年11月、クラウド型の経営支援プラットフォーム「Sendai Big Advance」のサービス提供を開始しました。

会員同士のビジネスマッチング、ホームページ作成機能、従業員向け割引クーポン発行等の福利厚生サービス、大手企業とのコラボレーション企画、会員企業と銀行本支店がつながるチャット機能等、経営に役立つ様々なツールを提供することで、取引先の更なる事業拡大や効率化をサポートしてまいります。

（３）事業承継やM&A等への支援

当行は、経営者の高齢化や外部環境の変化により、事業承継や事業売却にかかるニーズがさらに増加するものと予想しております。また、事業拡大意欲の高い経営者からは事業買収ニーズが増加しており、さらにこの傾向が続くと予想されることから、引き続き被災企業を含む地元企業の事業承継やM&Aのニーズに対し、コンサルティングサービスを提供してまいります。

また、経営者保証に関するガイドラインの特則を踏まえ、事業承継時における新旧経営者の保証要否を適切に判断し対応することで、経営者交代時における円滑な事業承継に寄与してまいります。

《事業承継時における保証徴求割合(4類型)》

項目	2023年度下期	2024年度上期	2024年度下期
新旧両経営者から保証徴求した割合	3.2%	0.0%	0.0%
旧経営者のみから保証徴求した割合	61.3%	44.8%	42.1%
新経営者のみから保証徴求した割合	32.3%	44.8%	49.1%
経営者から保証を徴求しなかった割合	3.2%	10.5%	8.8%

(4) ㈱仙台銀キャピタル&コンサルティングによる経営支援

当行は、取引先の複雑化・多様化する経営課題に対し、多角的かつ専門性の高いサービスを提供することを目的に、2020年1月、当行100%出資による子会社㈱仙台銀キャピタル&コンサルティングを設立いたしました。

同社では、事業承継やM&A、人材紹介をはじめ、経営に関する様々な相談を承っており、事業者に対して、これまで以上に踏み込んだ経営支援を実施しております。2021年9月には、中小企業庁より「M&A支援機関」として認定を受け、M&Aコンサルティング業務の一層の透明性、サービス向上に向けた態勢整備を図りました。

《仙台銀キャピタル&コンサルティングのM&A、人材紹介実績》

(単位:件)

	2020年1月～ 2021年3月	2021年4月～ 2022年3月	2022年4月～ 2023年3月	2023年4月～ 2024年3月	2024年4月～ 2024年9月	2024年10月～ 2025年3月	累計
事業承継・M&A成約実績	3	7	11	4	3	4	32
人材紹介成約件数	2	16	47	47	16	9	137

※2020年10月より有料職業紹介事業を開始

(5) 各種コンサルティング

① 地元活性化応援ローン

当行は、コンサルティングサービスの強化のため、2020年度下期に地元活性化応援ローンの取扱いを開始しました。

本ローンは、リファイナンス、プロジェクトファイナンス、医療・介護・福祉向け資金、事業承継にかかる資金を利用する取引先に対して、事業計画策定支援、事業性評価、人口動向調査、消費動向調査、株価簡易評価、不動産簡易評価などの各種コンサルティングサービスを提供するものです。

引き続き、本ローンの活用により、さらなるコンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

《地元活性化応援ローンの実績》

(単位:件、百万円)

	2020年10月～ 2021年3月		2021年4月～ 2022年3月		2022年4月～ 2023年3月		2023年4月～ 2024年3月		2024年4月～ 2024年9月		2024年10月～ 2025年3月		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ローン実績	4	660	38	4,178	46	9,328	46	9,328	6	831	8	1,568	142	25,065

② SDGs取組支援サービス

当行は、2022年5月よりSDGs取組支援サービスの取扱いを開始しました。

これは、当行オリジナルのヒアリングシートを用いて、取引先のSDGsへの取組み状況を聞き取り、診断の上、結果をフィードバックシートにて還元するとともに、診断結果を踏まえ「強み」のさらなる強化、また「弱み」を補う今後の方針や対策等の策定を支援し、「SDGs宣言書」の策定を通じて、取引先の「企業価値向上」をサポートするものであり、今後も地元企業のSDGs達成に向けた取組みを支援してまいります。

③ デジタル化支援

当行は、取引先のデジタル化やD X支援のため、S B I グループとの連携を強化しております。

インターネットバンキングの導入のみならず、S B I グループが提供する経費システムなどのデジタル化ツールの導入支援などを営業店と連携して行うことにより、取引先の経営効率化に貢献してまいります。

④ 地球温暖化対策設備投資に係る利子補給金

当行は、経済産業省が実施する「令和 6 年度省エネルギー設備投資利子補給金」において、指定金融機関として指定されております。これは、省エネルギー設備の新設・増設などに対する融資について、利息の一部を補給するものです。

また、環境省が実施する「令和 6 年度バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業」においても、指定金融機関として採択されました。これは地球温暖化対策のための設備投資に対する融資について、利息の一部を補給するものです。

当行は事業主の地球温暖化対策のための取組みに係る資金供給を通じて、環境に配慮した取組みを支援するとともに、地域経済の活性化に努めてまいります。

⑤ デジタル地域通貨の取扱い

当行は、S B I ネオファイナンシャルサービシーズ株式会社と株式会社まちのわとの間で、デジタル商品券や地域ポイントを発行・運用するための情報プラットフォームを活用した地方創生および地域の経済活性化の取組みにおいて、継続的に連携・協力していくため、2021 年 7 月に包括連携協定を締結いたしました。

これは、プレミアム付き商品券等の電子化を支援することで、キャッシュレス決済を通じた域内経済の活性化および持続可能な街づくりに取り組むものです。その取組みとして、宮城県大崎市のプレミアム電子商品券事業の運営業務を、2022 年度より引き受けております。

今後も宮城県エリアにおいて 3 社で連携し、ポストコロナ社会に適応した形で情報プラットフォームを活用した地方創生および地域活性化に取り組んでまいります。

⑥ 企業版ふるさと納税

当行は、2023 年 2 月より S B I ネオファイナンスサービス株式会社と株式会社 R C G との間で、地方公共団体向けに企業版ふるさと納税制度を活用したビジネスマッチング業務の提携を開始いたしました。

本業務の提携に基づき、株式会社 R C G が地方公共団体と企業版ふるさと納税に関する業務委託契約を締結し、当行は各地方公共団体に企業版ふるさと納税の寄付見込企業の紹介を行っております。

今後も各地方公共団体への企業版ふるさと納税の寄付見込企業の紹介を通じて、地域経済の活性化に貢献してまいります。

《契約締結団体(2025年3月31日時点)》

利府町	多賀城市	登米市	塩竈市	栗原市
南三陸町	富谷市	松島町	大郷町	蔵王町
七ヶ宿町	大衡村	柴田町	村田町	石巻市
丸森町	気仙沼市			

3. 剰余金の処分の方針

(1) 剰余金の処分にに関するグループ方針

じもとホールディングスは、地域金融グループとしての公共性と健全性維持の観点から、内部留保の充実をはかるとともに、安定した剰余金の配当を維持することを基本方針としております。

こうした方針に基づき、2025年3月期の普通株式に係る期末配当は、1株あたりの年間配当金を5円00銭としました。

また、じもとホールディングスが発行している種類株式（B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、いずれも非上場で公的資金に係る優先株式）の配当は、定款及び発行要綱の定めに従い、所定の配当金を全額配当することとしました。

2026年3月期の普通株式の配当は、上記の基本方針に則り、1株あたりの年間配当金を5円00銭とする予定です。

また、じもとホールディングスが発行している種類株式（B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、いずれも非上場で公的資金に係る優先株式）の配当は、定款及び発行要綱の定めに従い、所定の配当金を全額配当する予定です。

今後も、経営強化計画を確実に実行することで、公的資金返済に向けた剰余金の積み上げに取り組んでまいります。

（２）当行の内部留保の状況

当行は、じもとホールディングスの子銀行として、経営強化計画を確実に実行し、中小規模事業者等貸出の増強等により収益力の強化を図っております。

また、財務基盤の安定化の観点から、内部留保の蓄積に努めております。

2025年3月期末の当行単体のその他利益剰余金は188億円（2024年3月期比+9億円）ですので、2036年3月期末までに積上げを図ることで、公的資金300億円の返済は十分に可能と考えております。

《当期純利益、その他利益剰余金の見通し》

（単位：億円）

	当期純利益	その他利益剰余金		当期純利益	その他利益剰余金
2024年3月末	実績 11	実績 179	2031年3月末	計画 19	計画 271
2025年3月末	実績 8	実績 188	2032年3月末	計画 19	計画 290
2026年3月末	計画 11	計画 197	2033年3月末	計画 19	計画 309
2027年3月末	計画 13	計画 209	2034年3月末	計画 19	計画 328
2028年3月末	計画 17	計画 225	2035年3月末	計画 19	計画 347
2029年3月末	計画 18	計画 242	2036年3月末	計画 19	計画 366
2030年3月末	計画 11	計画 253	2037年3月末	計画 19	計画 91

《当期純利益、その他利益剰余金の見通し》

※新勘定系システムの更新は、2030年3月期を更新時期と想定し、更新一時費用を計上のうえ予想しております。

※利益剰余金は、経営強化計画の始期（2011年3月期）から25年目（2036年3月期）までに366億円を積み上げる計画ですので、公的資金300億円の返済は十分可能です。

4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

4-1 経営管理に係る体制

(1) 取締役会

頭取を議長とする取締役会は、原則毎月1回開催しております。

取締役会は、経営強化計画の取組み実績を、原則として半期毎で報告を受けております。これにより社外取締役も定期的に計画全体の進捗状況を把握しており、第三者の客観的かつ中立的な視点に立った進捗管理が可能となる体制としております。

(2) 経営会議

頭取を議長とする経営会議（社外取締役を除く取締役、部長等が参加）は、原則週1回開催しております。

経営会議は、経営強化計画の取組み実績を、原則として半期毎で報告を受け、計画全体の進捗管理を行っております。

経営会議は、計画に乖離が生じた場合は、問題点の洗い出し・改善策の検討を行い、以降の推進策を構築する体制としております。

このほかにも経営会議の下部組織である業績進捗会議（いずれも社外を除く取締役、部長等が参加）は、原則月1回開催しており、会議テーマを中小企業向け貸出等の進捗状況などに絞って検討し、担当部門へ必要な改善策を指示しております。

また、全役員と各担当部が半期毎に個別ミーティングを行い、中期経営計画及び経営強化計画の施策の取組み状況及び見通しを確認し、意見交換を行うなど、双方の意思疎通を図っております。

4-2 業務執行に対する監査又は監督の体制

(1) 内部監査体制

監査部は、リスクアセスメントの観点を取り入れたリスクベースの内部監査を実施しております。監査部長、監査企画担当、本部監査担当、営業店監査担当、総務担当で構成し、対応にあたっております。

また、監査部長は、上記のリスクベースの内部監査を実施するため、定期的にリスクアセスメントの洗い替えを実施するとともに、経営会議やリスク管理委員会など当行の各種会議に出席し、リスク状況をモニタリングする体制としております。

リスクベースの内部監査を実施するため、定期的にリスクアセスメントの洗い替えを実施するとともに、監査部長が経営会議やリスク管理委員会などに出席し、リスク状況をモニタリングする体制としております。

(2) 監査等委員会

当行は、2020年6月より監査等委員会設置会社へと移行しております。監査等委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、原則として月1回開催し、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査に関する重要な事項について協議・決議を行っております。

また、監査等委員会は、監査部と連携を深め、監査計画の策定・管理に関与するとともに、取締役の職務執行を監視・監督しております。さらに、常勤監査等委員は、経営会議・各種委員会等へ出席し必要に応じて意見を述べるなど、監査を適切に実施するため必要な権限行使を行っております。

4-3 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクを含む各種リスクの管理の状況

(1) リスク管理体制

じもとホールディングスが定めるグループの「リスク管理方針」に基づき、当行は、子銀行として適切なリスク管理体制の構築と整備を図り、グループ業務の健全かつ適切な運営を確保することとしております。

当行は、リスク管理の徹底・高度化を重要な経営課題と位置づけており、リスク管理に関する基本的事項について、「リスク管理基本方針」等を定めております。

リスク管理にあたっては、リスク種類毎に主管部署が管理するほか、リスク統括部リスク管理室が総合的に管理する体制としております。経営レベルでの適切なリスク管理を行うため、リスク管理委員会（委員長は頭取）を設置し、リスクの識別・管理等に努めております。なお、リスク管理委員会の下部組織として、リスク管理小委員会及びALM委員会を設置し、リスク管理委員会の議案について事前協議を行っております。

取締役会は、リスク統括部及び関連部署より、リスク状況を定期的または必要に応じて随時報告を受けて、必要な改善指示を出すなど、適切なリスク管理の実施に取り組んでおります。

また、当行においてグループに重大な影響を与える懸念のある事項については、じもとホールディングスのグループリスク管理委員会の決議事項としているほか、当行のリスク状況を定期的または必要に応じて随時報告を行い、改善策等について指示を受けて体制整備に取り組んでおります。

（２）統合的リスク管理

当行では、信用リスク量、市場リスク量、及びオペレーショナル・リスク量を合算して、統合的リスク量を算出し、自己資本の十分性を確認の上、月次でリスク管理委員会が報告を受けております。

また、与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等についても、リスク管理委員会が適時報告を受け、必要な改善指示を出すなど、適切なリスク管理の実施に取り組んでおります。

（３）信用リスク管理

当行は、信用リスク管理について、「信用リスク管理方針」等を定め、リスク管理の強化に取り組んでおります。適切なリスク管理体制のもと、金融仲介機能を積極的に発揮し、債務者の実態を踏まえた適切な経営改善支援を行うことにより、信用リスクの軽減を図る方針としております。

リスク管理委員会及び取締役会は、信用リスクに関する報告を定期的かつ必要に応じて随時に受け、必要な改善策等を指示するなど適切にリスクを把握・管理しております。

具体的には、信用格付をベースに、与信全体のポートフォリオ管理と個別与信の審査管理の２つの側面から適切に信用リスクの計測・把握に努め、資産の健全性の維持・向上を図っています。特に中小・零細企業等向けの与信管理にあたっては、経営者資質や財務面の特性を踏まえ、経営実態を総合的に勘案したうえで信用格付を行い管理しております。

大口与信先の管理にあたっては、当行が保有する当該与信先に係る有価証券（株式・社債等）を含めるとともに、じもとグループ全体での与信状況もあわせて管理しております。

また、融資部や地元企業応援部、営業店などの関係部署が連携して、取引先企業等への現場訪問等を徹底し、債務者の状況把握を継続的に行い、早期の情報収集に取り組んでおります。

その状況を踏まえた上で、リスク管理委員会が銀行全体の信用リスク状況等を把握・分析するとともに、融資部が中心となって債務者の状況等に適した事業再建支援策に取り組み、不良債権の抑制等に取り組んでおります。

（４）市場リスク管理

当行は、市場リスク管理について、「市場リスク管理方針」等を定め、市場リスク管理体制、管理対象リスク、管理方法、モニタリング等を運用し、適切なリスク管理に取り組んでおります。

市場リスクの管理体制については、市場運用部署（フロントオフィス）と事務管理部署（バックオフィス）を分離し、さらに、市場部門から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）を設置して、相互に牽制する組織体制としております。

有価証券の運用方針やリスク管理の詳細については、「有価証券運用方針」として、半期毎にじもとホールディングスの経営会議で決定します。

リスク管理委員会では、リスク管理部署よりリスク管理について定期的に報告を受け、また、有価証券運用に期中損失限度枠を設定し、これを超過した場合には、じもとホールディングスのグループリスク管理委員会で対応を決定する体制としております。

また、市場変動の際のV a Rの限界及び弱点を認識し、自己資本の充実度やストレス時のリスクの状況、ポートフォリオの特性等を把握するため、複数のストレス事象を設定して、ストレス・テストを四半期毎に実施しております。

このほか、リバース・ストレステストを実施し、ストレスが顕現化した場合の自己資本比率等への影響をリスク管理委員会に報告しております。

有価証券についてはポートフォリオの見直しにより、委託会社をS B Iアセットマネジメントとするインカムゲインを目的とした投資信託（S B Iポート）の割合が大きくなっております。S B Iポートに関しては、S B Iポート全体に対するアラームポイントを設定しております。また、日次でのファンド価額変動要因データの受領や、S B Iアセットマネジメント、ファンドマネージャーとのミーティング（W e b会議等）により、運用状況の確認、意見交換の実施を行うなどモニタリングしており、この内容についてはフロント部門より取締役会へ報告しております。

しかしながら、S B Iポートにおいて、2022年2月からの海外金利の上昇により、有価証券評価損が拡大したため、さらなる評価損拡大を防止するため、一時的にファンド内で日本国債などの短期の債券へ切り替えを行いました。

その際より、市場リスク管理の強化策として、リスク許容度の再設定、モニタリング指標追加による実効性のあるモニタリング体制の確立、S B Iグループとの双方向のリスクコミュニケーションなどに取り組んでおり、今後、中長期的に有価証券評価損の解消に取り組んでまいります。

（５）流動性リスク管理

当行は、流動性リスクについて、「流動性リスク管理方針」等を定め、本方針及び規程に基づき、市場金融部がマーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等を通じて、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

具体的には、短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することとするなど、日々資金繰り管理や資金調達の状況を監視し、リスク管理委員会はその監視状況について定期的に報告を受ける体制としております。

また、万が一、不測の事態が生じた場合でも十分資金を確保できるよう、危機管理計画を策定し、万全を期しております。

（６）オペレーショナル・リスク管理

当行は、オペレーショナル・リスクについて、「オペレーショナル・リスク管理規程」を定め、本規程に基づき、「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「風評リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」の６つの区分ごとに、各リスク所管部署を定め、オペレーショナル・リスクの顕在化の防止、影響の極小化および削減等に取り組んでおります。

また、リスク統括部リスク管理室をオペレーショナル・リスクの総合的な管理部署とし、オペレーショナル・リスク全体を一元的に把握・管理するように努めております。

以 上